

司法省



2015 年民法の新たな基本的事項  
(専門研修資料)

ハノイ 2017

## 参加者

### 編者:

元司法省副大臣ディン・チュン・トゥン博士

### 指導者:

司法省副大臣ファン・チー・ヒエウ博士.

### 執筆者:

- 司法省司法省民事経済法律局局长グエン・タイン・トゥ博士
- 司法省民事経済法律局副局長グエン・ホン・ハイ修士;
- 司法省国際法律局副局長ファム・ホー・フォン修士;
- 司法省民事経済法律局民事法律課副課長チャン・ハイ・イエン修士;
- 司法省民事経済法律局民事法律課チャン・トゥ・フォン修士;
- 司法省担保取引国家登記局業務課副課長グエン・クアン・フォン・チャ修士.
- 司法省国際法律局副局ホアン・ゴック・ビクク学士.

### 整理者:

- 司法省民事経済法律局民事法律課課長レ・ティ・ホアン・タイン修士;
- 司法省民事経済法律局民事法律課ゴー・トゥ・チャン学士;
- 司法省民事経済法律局民事法律課ディン・ティ・フォン・ハオ学士.

## 御礼の言葉

編集者は、本資料の完成と公布をするために支援をいただいた日本の JICA プロジェクトにお礼を申し上げます。

編集者もホーチミン市法科大学ド・バン・ダイ准教授・博士、ハノイ法科大学ブイ・ダン・ヒエウ准教授・博士、ハノイ法科大学グエン・ミン・トゥアン准教授・博士と首相府法律局グエン・ヴァン・マイン修士の専門的助言をいただきました。誠にありがとうございました。

## 目次

参加者 .....	2
御礼の言葉 .....	3
目次 .....	4
略称一覧 .....	5
第一編：民法典制定に関わる目標、指導観点及び 2015 年民法の概要 .....	6
I.2015 年民法制定に関わる目標、指導観点 .....	6
II.2015 年民法の概要 .....	7
第二編：2015 年民法の新たな基本的規定 .....	17
I.民法の調整範囲 .....	17
II.民事法令の基本原則及び民法典の適用 .....	18
III.民事権の行使、保護 .....	24
IV.民事法令関係の主体 .....	27
V.財産 .....	39
VI.民事取引 .....	41
VII.代理 .....	48
VIII. 時効 .....	53
IX. 所有権、財産に対するその他の権利の確立、実施に関する総則 .....	55
X. 占有 .....	60
XI. 所有形式 .....	64
XII. 財産に対するその他の権利 .....	67
XIII.義務に関する総則 .....	80
XIV.義務履行の担保 .....	82
XV.民事責任 .....	97
XVI.契約締結 .....	99
XVII.契約の履行 .....	102
XVIII.契約に関連する各時点について .....	106
XIX.契約の終了 .....	108
XX.典型民事契約 .....	110
XX I 契約外損害賠償責任 .....	117
XX II 相続 .....	126
XX III 外国的要素を有する民事関係に対して適用する法令 .....	133
XX IV 施行条項 .....	154

※仮和訳者注 上記のページ数はこの仮和訳のページ数であり、原書のページ数ではない。この仮和訳はベトナム法整備プロジェクト長期専門家 弁護士 塚原正典が行った 2024 年 10 月 11 日現在のものである。

## 略称一覧

BLDS	民法典
BLDS năm 2015	ベトナム社会主義共和国 2015 年民法典
BLDS năm 2005	ベトナム社会主義共和国 2005 年民法典
BLDS năm 1995	ベトナム社会主義共和国 1995 年民法典
BTTH	損害賠償
CHXHCN	社会主義共和
48-NQ/TW 号決議	「2010 年までのベトナム法律システムの構築と整備のための戦略及び 2020 年までの方針について」ベトナム共産党中央委員会政治局 48-NQ/TW 号決議
49-NQ/TW 号決議	「2020 年までの司法改革戦略について」ベトナム共産党中央委員会政治局 49-NQ/TW 号決議
QHDSYTNN	外国的要素を有する民事関係
XHCN	社会主義

# 第一編：民法典制定に関わる目標、指導観点及び2015年民法の概要

## I.2015年民法制定に関わる目標、指導観点

2015年民法は（1）共産党の議決<sup>1</sup>、特に人権、公民権の承認、尊重、擁護と保障に関する2013年憲法を体制化し、社会主義志向の市場経済体制を整備する要請；（2）ベトナム国の経済・社会発展及び国際統合において新たに発生した多様な問題を調整する要請；（3）ベトナムの民事関係調整メカニズム整備、統一的法律基盤作成、民事法令体系の安定的な進歩における、法的認識、思考に関して刷新する要請；（4）人格、個人・法人の財産に関する民事権をより良く実現、保護し、国の財産とその他の自然資源を効果的で、節約的に開拓、使用することに対して十分に便利な法的根拠を作成する要請<sup>2</sup>という背景において発行された。

上記のような背景において、民法の確定が人権・公民権の保障、経済-社会発展のみならず法律制定にもに大事な意義を持つことを認識したことに基づき、2015年民法の制定は下記の目標及び4つの指導観点に従いベトナム国政府により確定された<sup>3</sup>。

### 1.目標

（1）自由・自主・平等・参加当事者の自己責任の原則に基づき形成される社会関係を調整する法令体系の一般法になる；（2）民事交流における個人、法人の権利をより良く承認し、保護する；（3）2013年憲法が発行されて以降の、社会主義志向市場経済体制の整備と経済—社会発展に対する法的環境を安定化する、ように民法を制定する。

---

<sup>1</sup>ベトナム共産党第十一回党大会の決議で発された「2010年までのベトナム法律システムの構築と整備のための戦略及び2020年までの方針について」ベトナム共産党中央委員会政治局48-NQ/TW号決議及び「2020年までの司法改革戦略について」ベトナム共産党中央委員会政治局49-NQ/TW号決議を指す。

<sup>2</sup>政府は中央レベルで21省、業界、組織と63省又は直轄都市のうち63省省又は直轄都市において法令の規定及び2005年民法、その他の関係法令の規定の施行における不適合と制限の総括、評価を行った（2013年7月15日日付「2005年民法施行要約について」司法省の151BC-BTP号報告書を参考）。

<sup>3</sup>2014年10月12日日付「民法改正プロジェクトについて」内閣府の390/TTT-CP号提案書による。

## 2.指導観点

2.1.共産党の各決議と特に 2013 年憲法に規定される、あらゆる所有形式と経済成分に属する、各主体間の所有権、経営自由権、平等権に関する社会主義志向の市場経済の基本思想、原則を十分に制定しながら、民事生活の各分野における人権、公民権を公認し、尊重し、擁護し、より保証するための措置を、十分に体制化すると同時に強化する。

2.2. (1) 民事関係における個人・法人の民事的権利、特に弱者、善意無過失の者の権利、利益、を公認、尊重、保護、保障する有効な法的メカニズムを制定する； (2) 経営生産を促進し、社会の全ての資源を効果的に使用し、民事取引における開放性・安定性を保証し、社会主義志向の市場経済開発に貢献するための有利な条件を作る； (3) 社会における民主的制度の形成及び発展を促進する有効な法的手段となり、我が国における法権国家の建設に貢献するという、民法の三つ基本役割を發揮することを保証するため、実際の施行において生じる不適合で、制限のある各規定を修正、補充する。

2.3.民法の安定性を保証し、民事関係の調整範囲に属する社会関係の常時の連続的な発展に適時に適合し、概括性、予測性、実現可能性を有して、財産及び自己責任に関する平等、意思の自由、独立の基礎の上に形成される各関係を調整する法令制度の基礎法、一般法になるため民法を制定する。

2.4. ベトナムの良好な文化価値、慣習、道德伝統のような、民事法令の実際に符合する各規定を承継し、発展することを保証し、各国、特にベトナムと類似する法的伝統を持っている各国の民法制定経験を参考する。

## II.2015 年民法の概要

### 1. 2015 年民法の構成

2015 年民法は 6 編、27 章、689 条から構成される。2005 年民法と比較すれば、81 条を維持し、573 条を承継して修正し、70 条を補充し、123 条を削除した。それらは以下からなる。

第一編「総則」(1条-157条)民事法令の基本原則、民法の適用、民事権の確立・実施・保護、主体の法的地位、財産、民事取引、代理、期間と時効について定

める。第一編は10章から構成される。

第1章:総則

第2章:民事権の確立、履行及び保護

第3章:個人

第4章:法人

第5章:民事関係におけるベトナム社会主義共和国、中央・地方の国家機関

第6章:民事関係における世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織

第7章:財産

第8章:民事取引

第9章:代理

第10章:期間及び時効

第二編「所有権及び財産に対するその他の権利」(第158条-第273条)、自己の財産又は他の主体の所有権に属する財産を直接に把持し支配する主体の権利の確立、履行、保護と制限、財産に対する占有、所有権とその他の権利に関わる法的制度に関して定める総則的規定である。本編は4章から構成される。

第11章:総則

第12章:占有

第13章:所有権

第14章:財産に対するその他の権利

第三編「義務及び契約」(第274条-第608条):物の引き渡し、権利移転、金銭又は有価証券の支払い、一主体、複数主体の利益のための仕事の実施又は仕事の不実施に関する一主体又は複数主体の他主体に対する請求権に関して定める総則的規定である。本編は6章から構成される。

第15章:総則

第16章:典型契約

第17章:懸賞の約束、賞品付き競技

第18章:委任のない仕事の実施

第19章:法的根拠のない財産の占有、使用、財産からの収益による返還義務

第20章:契約外の損害賠償責任

第四編「相続」(第609条-第662条):自己の財産を処分するための遺言作成により他者に対して又は法定相続人に対して自己の財産を残すこと、遺言又は法令

に従った個人、個人でない主体の遺産享受権に関して定める総則的規定である。本編は4章から構成される。

第21章:総則

第22章:遺言による相続

第23章:法定相続

第24章:遺産の精算と分割

**第五編「外国的要素を有する民事関係に適用する法律」**(第663条-第687条)、各当事者間で少なくとも一方当事者が外国の個人、法人である民事関係；各当事者がベトナムの国民又はベトナム法人であるが民事関係の確立、変更、実施、終了が外国で行われる民事関係；各当事者がベトナムの国民又はベトナム法人であるが、当該の民事関係の対象は外国における民事関係に関して定める総則的規定である。本編は3章から構成される。

第25章:総則

第26章:個人、法人に適用される法律

第27章:財産関係、身分関係に適用される法律

**第六編「施行条項」**(第688条と第689条)、2015年民法が施行効力を有する日以前に確立された民事関係に対する施行効力及び法律適用に関して定める。

基本的に、上述した2015年民法の構成は1995年民法と2005年民法の構築を承継し、大きく変更しない<sup>4</sup>。しかしながら、2015年民法制定の目標の効果、各法典の制定内容、関連を有する法令の規定、法令の認識、制定、適用における統一を保証するため、2015年民法は下記のように各編、各章、各節の構成を改正した。

(1)構成に関して、2015年民法は「土地所有権の移転に関する」と「知的財産権と技術移転」を独立した部分にしない。関連する内容は案内によって解決され、土地所有権、知的財産権、技術移転に対する法的調整は財産、民事取引、所有、契約などに関する一般規定に従って適用されるが、具体的で特殊な内容又は法的政策による

---

<sup>4</sup>諸国の民法と比較すれば、2015年民法(1995年民法、2005年民法も)は基本的に理論概要化という世界中の多くの国の民法が適用している方法で各編・章により構成される。しかしながら、ベトナムの民法は「家族」という内容がなく(1959年、1986年、2000年、2014年に公布された婚姻家庭法が制定されたため)、「外国要素のある民事関係に対する法律適用」がある(1995年民法、2005年民法には「外国要素のある民事関係」であった)<sup>5</sup>2015年民法4条、2項、3項。

調整が要る内容が土地法、知的財産法、技術移転法とその他の関係法に定められるという方向で解決される。

その他、「財産と所有権」が「所有権と財産に対するその他の権利」に書き換えられ、占有と財産に対するその他の権利（隣接不動産に対する権利、享有権と地上権が含まれる）に関する条項を補充した。「外国要素を持つ民事関係」が「外国要素を持つ民事関係に対して適用する法令」という題に変更され、総則、個人・法人に適用される法律と財産関係、人格関係に適用される法律という各章から構成された。

(2)他の特殊な関係のある法律に定められる又は法律調整における柔軟性が要る具体内容は新民法に再規定されていない。その中、2015年民法は2005年民法に定められた典型契約の中にあつた住宅契約、保険経営契約に関する条項を削除した。これらの法的内容は民法において財産、所有権、財産に対するその他の権利、契約、相続、人格権に関する各規定で一般的に定められるか、住宅法、保険経営法、実際の民事取引における大きな変動性、特殊性と関連を有するその他の法律に具体的に定められる。独立した法的制定を調整する必要性に呼応するため、本法典は第2章「民事権の確立、履行及び保護」、第5章「民事関係におけるベトナム社会主義共和国、中央・地方の国家機関」、第7章「財産」（2005年民法の「財産及び所有権」という部分に定められた財産に関する財産）、第12章「占有」、第14章「財産に対するその他の権利」、第17章「懸賞の約束、賞品付き競技」という章を補充し、2005年民法第2章「各基本原則」が第3条「民事法律の各基本原則」に改正されたように幾つの章を改正、補充し、削除した。2005年民法の第8章「期間」、第9章「時効」が本法典の第10章「期間と時効」に統合された。

## 1. 2005年民法と比較した2015年民法の新たなアプローチ

2015年民法は、1995年民法と2005年民法の達成に基づきベトナムの民事法例の伝統を承継、発揮し、国の30年間を超えて民事法令関係を調整して、全面的に刷新して国際統合をして、現行規定の不適合を整備することに基づき、制定された。内容に関して2005年民法と比較すれば、2015年民法は個人、法人の日常生活内の民事関係を調整する法的メカニズムの整備における認識、立法思考に関して新たな、重要で突破的なアプローチを持ち、下記の基本的観点によって体现する。

## 2.1.私法系統の一般法として民法の位置、役割をより明確にすること

a.2015 年民法は、私法体系を調整する対象に属する各関係の法律的特徴及び性質に関して統一的に規定する。それは、意思の自由、自主、平等と自己責任という原則に基づき形成される個人、法人間の関係である。

b.2015 年民法は民事関係の法的本質と民事法令の特徴を表す各基本原則を統一的に定める。それらは、(1) 平等；(2) 自由、自主的約束、合意；(3) 善意、誠実；(4) 国家、民族の利益、公共利益、他者の合法的権利の尊重；及び(5) 民事責任自己負担である。

c.他の関係法律との関係において、2015 年民法の調整範囲と位置、役割をはっきり確定したことに基づき、本法典は以下の方向性に従って規定する；(1) 私的關係に属しない社会関係は本法典の調整範囲に属しない；(2) 民事関係に関して、各具体的分野における民事関係を調整する他の関係法律の規定は本法典第 3 条に定められる民事法律の各基本原則に反することができない；他の関係法律が「規定しない又は本条第 2 項に違反する規定を有する場合、本法典の規定が適用される」<sup>5</sup>。このようなアプローチの仕方は民法と関係法律の関係を明確にする；権限のある国家機関が統一性、一貫性をもって法律を制定し、適用するため法的メカニズムを作る；住民が関係のある社会関係に参加する場合に、より法律適用をより便利なることを助ける；裁判所の裁判活動も含め、バラバラで、身勝手な状況を解決する。これは、関係法律（特別法）が民法から「脱出」する方法がある状況を克服し、制限することに役に立つ。

d.2015 年民法は、取引、代理、時効、所有権、財産に対するその他の権利、義務と契約、相続及び外国的要素を持つ民事関係に適用される法律についてなど、民事法令関係における具体的な各主体の法的地位に関する適切な対応、規定内容についての法的地位、法的基準に関して一般的に規定する。その中で、本法典は、民事権の確立、履行及び権利侵害された場合の民事権を保護する法的メカニズムの選択における個人、法人意思の自由を保証する方向に従って、個人、法人の民事権の履行、保護に関する基準的法的メカニズムを統一的に定める。特に、民事権を保護するため、2015 年民法は権限のある国家機関の責任を明確に規定し、他の主体の民事権を侵害した主体の責任とともに権利者が権利を乱用してはいけなく、自己の損

---

<sup>5</sup>2015 年民法 4 条、2 項、3 項。

害を防止し、制限するため法律に禁止されていない必要な措置を適用しなければならず、それを通じて、民事関係における公平・安定を保証する。

e.個人、法人の民事権を適時に公認、行使、保護することに加え、民法の各規定の安定性を保証し、法律の規定の不十分さを克服するため、法律の規定がない場合、2015年民法は、民事関係の解決のために、裁判所、その他の権限のある国家機関が適用できる法手段も明確に定める。

## 2.2.民法は、市場関係の法律としての役割として制定され、ベトナムの社会主義志向市場経済メカニズム整備に貢献すること

民法が本当に各市場関係（特に民事法律関係の主体、財産と所有、取引）の法律になるため、2015年民法は、より一貫して、明白で、安定的で、統一的にした説に基づき制定された。その中で；。

主体に関して、法的地位の明確さを保障し、ベトナムにおける私的関係の法的本質、民事取引の実際と国際通例に合致するという原則に従って本法典は民事関係の各主体に関して定める。その詳細は（1）民事交流における実体の多様性を尊重する；（2）民事関係の主体が具体的に確定されなくてはならない；（3）民事関係に参加するとき主体は他の主体と財産について独立する；及び（4）主体は自己の財産により民事責任自己負担の能力を有する、という4つ基準により表す。

それに基づき、2015年民法は民事法律関係の主体が個人及び法人が含まれることを記載する。民事関係におけるベトナム社会主義共和国、中央・地方の国家機関の参加に関して、本法典はこれらの主体は法人の法的地位を持ち（特別法人）、民事法律関係の各主体と平等とされ、本法典の規定に従って民事責任を負う。世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織（私人企業、班、自治グループ、家系など）の参加に関して、本法典は民事関係における実際の実体を確定し、個人法人がこの実体を通して民事関係に参加する。そのため、これらの実体の参加がある民事関係の主体は当該の実際実体の構成員である個人、法人であり、民事権利義務、民事責任、訴訟資格を確定は個人、法人の法的地位に関する規定に従って行われる。

b.本法典は下記の観点に基づき財産と所有権に関して規定する。

(1)財産と所有に関する法的「詰まり」を克服し、経済—社会の発展に対する安定的で予測性のある方向性に従って法的環境を整備する。

(2) 民事取引における財産の多様性に関する法的回廊を尊重し、保障し、民事取引における財産が動産と不動産、また既存の財産と将来に形成される財産を含むという方向において、全民所有に所属する土地に関わる関係の中で国民の財産権をより明確にする；土地所有権は財産権である；財産登記は公開されなければならない；民事取引における財産が多くの形式・規模により留まることなく流通し、所有権者であっても所有権者ではない者であっても財産の利益を開発することが保障される。

(3) 財産関係の各種類の法的本質に合致する法的制度を整備し、市場原則に従ったこれらの関係の形成・発展を尊重しながら関連のある関係と社会秩序の安定を保障することに基づき、人と財産の間の実際関係（占有）、人と財産に関する人との関係を分離する。

(4) 所有権者が安心して自己の財産を、投資、使用開発する他者に引き渡すため、多くの機会及びより高い法的保障を与える。同時に所有権者ではない者も他者の所有権に属する財産に安心して投資することもでき、関連する主体、国の経済、社会全体にもより多くの利益を与え、経済発展のコストを減少するにも役に立つ。このアプローチの仕方はベトナムの法律を国際の通例により符合させ、共産党と我が国が指導する積極的で主動的な国際統合の主張の実現に貢献する。それにより、隣接不動産に対する権利、享用権、地上権が含まれる、財産に関する権利が補充され、その権利主体に他者の所有権に属する財産を直接に把持し、支配させる。

c.取引に関して、本法典は、統合性をもつ健全に発展する市場における意思の自由、経営自由を尊重し、関連する社会の安定と同様に、取引の自由、経営の自由に関する権利実施における安全を保障し、法的リスクを制限し、公平、合理性を保障する「開通的」アプローチに従って規定する。；その中で、この法典は、取引の全ての内容、形式、代理、期間及び時効について、風通しのよい、安全な、より法的リスクの少ない法的回廊の方向性に従って、市場関係における取引の取引の法的土台となる規定の整備に集中した；人、企業が、国家、民族の利益、公共の利益、他者の合法的権益の尊重に基づいて、法の禁止条項に違反せず、社会道徳に反せず、正しい意思及び自らの需要に従って取引を確立、実施できる。また、本法典は、民事権の行使の限界に関する原則の規定を通じて、取引の主体と他の主体、国及び社会との関係をより明確に、明示した；無効な民事取引における、代理権限のある者により確立、履行される取引における善意の第三者の合法的権利をもっと良く保

護するために関係のある法的制度を整備した；取引が効力を有する時点と所有権、その他の財産に対する権利の移転する時点を別にし、取引の主体の権利が社会に対して公開的に有効になる(第三者への対抗力；取引主体の意思に従った時効の適用；無効な民事取引、特に主体能力に関わる無効取引の柔軟性・安定性の保障；環境が本質的に変化したときの取引主体の権利の制限など)時点を別にした

d.民事責任について。

契約、契約外による民事責任に関する個別の法的制度を定めること以外、本法典は関連のある関係における明確さ、公平と安定性を保障する方向に従って、民事責任の確定における共通の法的基準も定める。その中では(1)民事法律の各基本原則を順守すれば、民事責任に関する各主体の合意が尊重される；(2)被害者が損害を証明することができ、加害者が損害賠償責任を免除されるため故意過失のないことを証明できない場合、被害者は損害賠償を受ける権利を有する；(3)権利者は自分に対する民事責任を履行すること義務者に対して請求権を有することの他、損害防止又は損害を軽減するために必要で、合理的な措置を適用しなければならない。

### **2.3.民法は民事領域において規定された人権、公民権をより保証すること**

2013年憲法の規定を体制化するため、2015年民法は、国防、国家治安、秩序、社会安全、社会道徳、共同体の健全に関する理由により必要な場合に、個人、法人の民事権が法律の規定によってのみ制限され得る；個人、法人が自己の意思に従って民事権を行使する；法律が異なる規定をする場合を除き、個人、法人が自己の民事権を行使しないことは当該権利を終了する根拠にならない；民事関係における各主体の人格と財産に関する権利義務に関する法的制度を整備する；社会の弱者である対象に支援するため法的メカニズムを作成、整備することに相当な関心を持つ、と定める。

### **2.4.民法は民事関係における裁判所とその他の権限のある機関の役割と責任をより明確にしたこと。**

個人、法人の民事権利の擁護における裁判所の役割に関して、2005年民法は各当事者の合意がない時、慣習がない時、また類似法令適用ができないに時に民事事件を解決するための法的メカニズムを規定していなかった。それで、裁判官はこのような場合に民事事件解決を拒否することができる。民法と特別法に規模はいく

ら大きくても社会生活に生じうる状況を十分に、具体的に調整することができない。この実際は、それが発生すると民事事件の解決に関して裁判所、住民、企業に困難が少ないことはない。

2013 年憲法の規定に従って、公理を保障する裁判所の役割を發揮し、民事関係の多様な調整需要の前の「空白」を克服するため、2015 年民法は適用条項がまだないという理由で裁判所が民事事件の解決を拒否することができないと、初めて規定する。この規定は紛争解決における裁判所の責任を明確にし、民事分野における人権、公民権の保証に貢献する。また、2015 年民法はこのような場合に民事事件を解決するため、裁判所のより十分な法的手段を認めた。従って、各当事者の合意がなく、法律に規定がなく、慣習が適用できなく、法律類似が適用できない場合、解決するため、裁判所は民事法律の各基本原則、判例、を運用する権利を有する。従って、各当事者の合意がなく、法律に規定がなく、慣習・類似法律が適用できない場合、解決するため、裁判所は民事法律の各基本原則、判例、公平の理を適用することができる。これは我が国の共産党、国家が計画した司法改革戦略の実施における重要な突破であり、民事関係の多様な調整需要に対応し、私法システムの安定を保障し、民事領域における人権、公民権のより良い履行、擁護に貢献する。

他方、民事権を保護する請求を解決するとき、裁判所又は権限のある機関は、権限を有する機関、法人、個人が発した法令に反する決定を廃止する権利を有する。

## **2.5.民法は、実施により適合し、国際法令の一般の基準により相当する外国的要素を有する民事関係に対する法令適用に関する規定を整備したこと**

2015 年民法の規定は基本的に国際法律の基準に合致させており、各国の民事領域、商事領域における国際私法の実際に接近する

特に、1995 年民法と 2005 年民法と比較すれば、外国的要素を有する民事関係に参加することにおける国家、中央レベルから地方レベルまでの国家機関の主権免除は 2015 年民法に具体的に定められている。

その一方、2015 年民法はベトナムが加盟する国際条約を施行する優先メカニズムを定め、国際に広く承認される適用法律の確定原則の選択を引き継ぐ方向性に従った外国的要素のある民事関係の解決における柔軟な仕組みを認め、その中には、外国的要素のある民事関係の主体が適用法律を選択させる仕組みがあり、各法律衝

突規範係属とこれらの係属の適用優先順位、特に契約の関係、契約外の損害賠償関係を詳細的に定める。

これらの新たな内容はベトナムの国際約束を実施するため法的枠組を整備することに貢献し、我が国の経済と世界経済との統合を保証し、ベトナムが世界貿易機構(WTO)、アジア太平洋経済協力(APEC)、東南アジア諸国連合(ASEAN)などの多くの多国間の国際組織及びベトナム-欧州連合自由貿易協定(EVFTA)、ベトナム-ユーラシア経済連合自由貿易協定(VN-EAEU FTA)、ハーグ国際私法に関する若干の条約(HccH)などの二国間の貿易、国際司法条約、新時代自由貿易協定に加盟する背景においてベトナムと他の国及び関係のある個人、法人間の民事交流を発展させる。

上記の新たな、突破的なアプローチにより、2015年民法はベトナムの民事法令の制定と整備の歴史の重要なマイルストーンを設定した。民事取引における個人、法人の対応を形成することにおける大きな進展であり、ベトナムの9400万人以上の住民と100万以上の経済組織のみならず、ベトナムとの民事関係、商事関係がある外国人、外国企業、の人格権、財産権をもっと良く保護する。2015年民法は基本的に国際通例に合致し、ベトナムが国際的約束を実施するための良い法的環境を建造し、国際経済「遊び場」における国と企業の競争力を高めることに貢献する。2015年民法の諸新点は効果的な各開発リソースの調達、分配と使用における突破に貢献すると期待される。それを通じて、正しく施行されれば、2015年民法は共産党第12期会議の決議の精神のような、社会主義志向の市場経済体制に従った我が国の素早く持続可能な発展、及び幅広く深い国際統合に貢献する。

## 第二編：2015年民法の新たな基本的規定

### I.民法の調整範囲

2015年民法は、民法の調整範囲が民事関係における各主体の法的地位、対応方法に関する法的基準、人格と財産についての権利義務であると確定する。包括性と全面予測を保障し、民事関係の連続的で、常時の発展に迅速に合致する一般法としての位置、役割によりよく符合するために、2005年民法と比較すれば、2015年民法の調整範囲はより概括的に定められる。それに従って：

-本法典は民法と民事法令の調整対象に属する主体、個人と法人が含まれる、ことを規定する。

-関係の形式(民事、婚姻・家族、経営、商事、労働)を列挙した2005年民法と異なって、本法典は民事関係(平等、意思の自由、財産の独立と自己責任に基づき形成される関係)の一般的、基本的な兆候に関して明確な、統一的方向でアプローチした。このアプローチ方法は包括性、予測性を保障しながら、民法と民事法律の調整対象に属する社会関係の法的本質を正しく表現することも保障する。それを通じて、民法の規定の安定性を保障し、婚姻家族関係、経営関係、商事関係の全てが、これらの関係の多くの内容の法的本質が国と公民の関係に属する<sup>6</sup>際に、民法と民事法律の調整範囲に属するという不正確な認識を克服することに貢献する。

-内容に関しては、民事法令体系の一貫性、系統性、矛盾と重複をしないことを保障するため、2015年民法は民事法律の制定・適用活動に対する指導的・支配的な一般的条項、特に民事法律の適用、個人、法人の民事権の確立・行使・保護、個人、法人の法的地位、財産、民事取引、代理、期限と時効；所有権と財産に対するその他の権利の確立、行使、保護、制限に関する原則；民事義務の対象、義務履行の担保、民事責任などの条項を規律する。2015年民法は財産、民事取引、代理、時効、所有権、契約に関する一般的規定、売買契約、贈与契約、消費貸借契約、賃貸借契約、組合契約、役務契約、契約外の損害賠償、相続などの安定性が高い伝統的民事関係を具体的に定める。それを通して、民法が基盤の法典で、民事法令体系の一般法として位置、役割があり、民事法令の調整違反に属する動的な社会関係の常時の連

---

<sup>6</sup>例:婚姻家族関係における結婚登録、出生届け、後見などの内容；経営、商事関係における経営主体登録、経営主体の組織と活動に対する国家管理機関の監査など。

統的な発展に適時に応じるため包括性・予測性・施行可能性がある法典になり、同時にこの法典の安定性を保証する、という今回の改正、補充の重要な指導観点の一つを実現することに貢献する。

## II. 民事法令の基本原則及び民法典の適用

### 1. 民事法令の基本原則について

第1部において述べたように、民事関係が平等、意思の自由、財産の独立と自己責任に基づき形成される関係だと確定したことに基づき、2015年民法第3条は下記の民事法律の5つの基本原則を明記する。

(1) 平等原則：あらゆる個人、法人は平等で、どんな理由でも差別してはいけなく、法律によって人格権と財産権について同様に保護される。

(2) 意思の自由の原則：個人、法人は自由で、自主的に約束し、合意することに基づき、自己の民事権利義務を確立し、行使し、終了する。法律に禁止されず、社会道徳に違反しないあらゆる合意、約束は各当事者に対して行使する効力を有し、他の主体に尊重される。

(3) 善意・誠実原則：個人、法人は善意で、誠実に自己の民事権利義務を確立し、行使し、終了しなければならない。

(4) 自らに属さない他の合法的権利を尊重する原則：民事権利義務を確立し、行使し、終了することは国家、民族の利益、公共の利益、他者の合法的な権利を侵害してはならない。

(5) 民事自己責任の原則：個人、法人は、民事義務の不履行又は民事義務を正しく履行しないことに関して自ら責任を負わなくてはならない。

2005年民法と比較すれば、多数条項からなる一章の代わり(2005年民法第2章4条から13条まで)に、2015年民法では基本原則が一つの条項(3条)に包括され集中的に定められる。同時に、各具体的原則において原則の内容はより統一性を持つように全面的に改正された。その中に下記の大きな改正がある。

-2005年民法は「法令順守」を基本原則の一つとして定めた(11条)。しかしながら、これは民事法令関係の特徴的な原則ではなく、法権国家の共通原則である。そのため、2015年民法はこの一般的原則を再度認める代わりに、主体の民事権が制

限される場合、この民法典又は他の関係法律の規定を順守しなければならない場合を具体的に定める。

-2015 年民法は「*道徳、良い伝統の尊重*」、「*和解*」が民事法令の基本原則であると規定しない。2015 年民法において、和解原則が継続的に原則として認められない理由は、和解の本質が平等、自主的約束・合意、及び善意・誠実の内容に属するからである<sup>7</sup>。道徳、良い伝統の尊重原則も 2015 年民法において継続的に原則として認められない。なぜなら、この原則は民事関係全体に対する共通原則でなく、道徳、良い伝統の尊重の問題の内容が特定の社会集団、領域、地域に対する国家の政策を表すからである；2015 年民法がこのことに関して「民事関係に対する国家の政策」(第 7 条)により合理的に定める。その他、個人の人格権、後見、代理、相続などに関する諸規定は道徳、民族の良い伝統の角度からも考慮され、規定された。

上述した規定は下記のアプローチの仕方に基づく。

第一に、「2010 年までのベトナム法律体系の構築と整備のための戦略及び 2020 年までの方針について」ベトナム共産党中央委員会政治局 48-NQ/TW 号決議、2005 年 5 月 24 日を体制化し、人権、公民権の公認、尊重、擁護、保証及び所有形式と経済セクターを問わず各主体間の所有権、経営の自由権、平等権に関する社会主義志向市場経済の諸基本思想・原則に関する 2013 年憲法<sup>8</sup>の内容、精神を具体化する。

第二に、民事関係を調整する法令体系に対して一貫性、安定性を有し、国際通例に符合する指導原理・思想、法的本質を一貫して保証する。それを通じて、民事生活における個人法人、権限を有する機関の対応方法に関する法的基準に対する法的基盤形成に貢献する。

第三に、法令の規定がまだないとき、民事事件の解決のために裁判所が運用するための法的手段であることを保証し、民法が規定する民事関係を安定にすることに貢献し、多様で柔軟な民事関係を調整する請求に合致し、生活の実際の多様性を尊重し、民事領域における人権、公民権を適時に行使し、保護する。

上記の民事法律の各基本原則に関する 2015 年民法のアプローチの方法は、学術面に意義があるのみならず、民事交流における個人、法人の対応方法に対する統一的な共通の法的基準を作成し、法律の明白性を保証するという実際上の大きな作

---

<sup>7</sup>2015 年民事訴訟法は裁判所が裁判外和解結果を認めることに関する規定を補充した。

<sup>8</sup>2013 年憲法 13 条、14 条、15 条、16 条、32 条、33 条、51 条など。

用もある;それにより、特に外国的要素のある契約又はベトナムにおける仲裁の決定書の承認、執行<sup>9</sup>において、法令の濫用、回避を最小限にすることができる。

## 2.民法適用について

民事法令体系の安定的、統一的な法的基盤の作成における民法の位置、役割、同時に、具体的経済・社会の領域に属する民事関係の調整における柔軟性・専用性を保障するため、2015年民法は民法とは各民事関係を調整する一般法であると規定し、同時に、民法典とその他の関連法令（具体的な民事関係を調整する法規範を有する法律）との間の関係について、以下の方向性に従ってより明確に規定する；

具体的領域において民事関係を調整する関連を有するその他の法律は、民法典において規定される民事法令の基本原則に反することができない。その他の関連法律が民事法令の基本原則に反する、又は、その法律が規定を有さない場合は、この民法典が適用される（4条）。それに従って、民事法令の各基本原則が集中的で、統一的に民法典において調整され、他の関連法律がこれらの原則を再度に定める必要がなく、定められる必要がある場合には民法典の各基本原則に反しないことを保証しなければならない。その他、若干の具体的規定における特殊な民事関係を調整する目標に符合するため、民法典は他の関連法律の規定を参照する。他の関係法律は、規定しない又は規定するが民事法律の基本原則に反する場合、民法典の規定が適用される。

このようなアプローチの仕方は、法令の認識、制定、適用における一貫性、統一性を保証することに関して、特に民法以外の2015年航海法、2012年労働法、2006年民用航空法(2014年に改正・補充された)、2014年企業法、2014年投資法(2016年に改正・補充された)、2013年土地法、2014年住宅法、2014年不動産経営法、2013年入札法、2014年婚姻家庭法、2005年知的財産法(2009年に改正・補充された)、2006年技術移転法<sup>10</sup>、2010年保険経営法、2005年電子取引法、2009年国

---

<sup>9</sup>この数年の実際に、多くの外国仲裁の決定書は、以前の民法に定められる各基本原則も含まれていた「ベトナム法律の各基本原則に違反する」という理由で、ベトナム裁判所に承認されず、執行させなかった。その結果、外国との商事契約、投資（政府の保証でも）において、相手方はベトナムの法律でなく、外国の法律を適用法律にするという条件を設定した。上記の2015年民法のアプローチの仕方はこのような状況を避けることに貢献する。

<sup>10</sup>2006年技術移転法は2017年技術移転法（2018年7月1日より発効）に差し替えられた。

家損害賠償責任法<sup>11</sup>などの具体的経済・社会領域における民事関係を調整する他の関連法律がますます多くなる背景において、重要な意義を有する。

それ以外に、民事法令体系が整備されつつあるものの、市場規律に従って運営される経済発展と国際統合の背景において、民事交流における人格関係と財産関係、又は内容に関して発生、多様化しつつあること、関係性質の複雑化をすることは「法的空白」を引き起こし得る。この場合、権限のある国家機関が「法的空白」のある課題を解決し、民事に関する人権、公民権を適時に尊重、行使、保護し、民事関係及びその他関連を有する社会関係の安定性を保証するため、国家は法的根拠、手段を作出しなければならない。

上述した背景において、民事法令体系の基盤となる法、一般法として、民法は下記の3つ基本的機能を実施することを保証しなければならない。

(1) 民事生活の領域の全てに関わる最も基本的で、一般的な問題を規定する。

(2) 特殊な民事関係を調整する法律規範文書制定の方向性を示す。

(3) 関連を有する法律に具体的な民事関係に関する規定がなければ、民法典は、調整するための法的根拠又は法的手段を作出するため、民法典は十分な規定を有さなければならない。

### 3. 慣習の適用、類似民事関係を調整する法律の規定の適用について

民法典とその関連のある法律の規定の施行可能性を保証し、民事事件の解決におけるより十分な法的メカニズムを作出するため、1995年民法典、2005年民法典、商法、婚姻家族法などの規定と国際の通例を承継した上で、2015年民法典は下記のように慣習適用、類似法律適用についてより具体的に規定する。

#### 3.1 慣習の適用について

民法典は第5条第1項に「慣習」という概念を正式に認めた；それに従うと、慣習とはある領域、地方、民族、住民共同体において又はある民事領域において、具体的な民事関係における個人、法人の権利義務を確定するための明確な内容を有し、長期間にわたり形成、反復継続され、幅広く承認、適用される対応規則である。2015年民法典第5条第2項、第6条は法令に規定がない場合、慣習が第一の補充的

---

<sup>11</sup> 2009年国家損害賠償責任法は2017年国家損害賠償責任法（2017年7月1日より発効）に差し替えられた。

法源で、次が類似民事関係を調整する法令の規定、法律の基本原則、判例、公平の理などの法源があることを認める。

2015年民法典第5条第2項の規定によって、次の要件を満たしているとき、慣習は適用される。

(i)各当事者の権利義務また関連のあるその他の問題に関して「**各当事者の合意がない**」とき、慣習が適用される。

(ii)その具体的な関係を調整するため「**法令が規定を有さない**」場合に慣習が適用される。

(iii)慣習は民事法令の各基本原則に反しない<sup>12</sup>。

つまり、契約の各当事者が慣習により（例えば、国際商事慣習(インコタームズ<sup>13</sup>)、信用状統一原則(UCP600)<sup>14</sup>など）権利義務を確定すると合意する場合、これらの慣習が適用される。各当事者が自己の権利義務に関して合意することができるが、当該各合意が民事法律の各基本原則に違反せず、禁止事項に反しない。各当事者の合意がなく、法律に具体的規定がないが、各当事者の具体的な関係を調整する慣習が存在する場合、慣習が適用される。

民法の規定と一貫して、2015年民事訴訟法第45条第1項も慣習の適用に関して定める。従って、「**当事者の合意がなく、法律に規定されていない民事訴訟・非訟事件を解決するために、裁判所は慣習を適用する。慣習は民法第3条に定める民事法律の基本原則に反しないものとする。民事訴訟・非訟事件の解決を裁判所に申し立てる場合、当事者は慣習を援引し、裁判所に適用を検討するよう求める権利を有する。裁判所は民法第5条の遵守を保障する慣習の適用価値を確定する責任を負う。各当事者が異なる複数の慣習を援引した場合は、民事訴訟・非訟事件が発生した場所で認められる慣習が適用価値を有する。**」

一般原則性のある規定以外に、2015年民法典は、法令の条項の適用の一部（慣習が条項に附属している）とされる具体的な関係における、慣習の適用を参照する規

---

<sup>12</sup> 婚姻家族関係には、慣習適用は婚姻家族法に禁止されることに違反してはならない（2014年婚姻家族法7条1項）。

<sup>13</sup> 「インコタームズ」とは“International Commerce Terms”（※仮和訳者注 原文ママ 正しくは International Commercial Terms）-国際商事慣習の略である。

<sup>14</sup> この規則は国際商業会議所(ICC)に所属する銀行実務委員会に収集、公開される。

定がある<sup>15</sup>。慣習が補充的法源であり、法律の規定がない場合に適用されるという慣習の位置を確定することに加えて、少数の例外的な場合に、慣習の位置が異なる可能性があることに留意する必要がある。例えば、一定関係を調整する慣習がある場合、法的結果は一般の場合と異なる可能性がある。具体的には賃貸借財産の修繕義務を負う者の確定(民法477条1項)、逸れた家畜に対する所有権の確立の期限(民法231条1項)、放し飼いにされる動物から生じた損害の賠償義務の確定(民法603条4項)場合である。

本法典は契約締結の申込みの承諾における習慣など、民事関係における習慣に関しても認める(393条2項)。

### 3.2.類似民事関係を調整する法律の規定の適用について

類似関係を調整する法律の規定を適用することは、処理する必要のある関係と類似する関係を調整する、現時点で効力を有している法規範を、その処理する必要のある関係の調整のために使用することと理解される。類似関係を調整する法律の規定の適用は法律の空白を克服を狙った有効な方法で実定法体系を整備し、補充する。

2015年民法は、2つのアプローチ方法に従ってこの法的手段の適用に関して規定する：(1)直接に調整する法律の規定がなく、各当事者の合意がなく、適用することができる慣習も存在しない場合、民事事件を解決するため、類似する民事関係を調整する法律の具体的規定を適用する(類似法律の狭義)；(2)類似の民事関係を調整する具体的法的規範がない場合、解決するため民事法律の各基本原則、判例、公平の理を適用することができる。(6条)。

つまり、本法典の規定は適用される法律の条項がまだない場合、裁判所と他の権限のある機関が民事事件の解決のために運用する法的メカニズムの作出、法的手段の提供に関する国家の責任をより十分に表す。それにより、個人、法人の民事権が適時に行使、保護され、法令体系、民事関係及びその他の関係を有する社会関係の安定を保証する。

2015年民事訴訟法45条2項は法律の類推適用に関して次のように定める。「当事者の合意がなく、法令に規定されておらず、かつ民法5条および本条1項に定める

---

<sup>15</sup> 具体的に 2015 年民法 26 条、29 条、121 条、175 条、208 条、211 条、231 条、262 条、404 条、432 条、433 条、452 条、471 条、477 条、481 条、603 条、658 条、666 条などを参考する。

適用する慣習がない民事訴訟・非訟事件を解決するために、裁判所は類似法律を適用する。類似法律を適用する場合、裁判所はその民事訴訟・非訟事件の法的性質を明確化し、現行法律システムに該当する関係を定める法規範がないことを明確にし、類似の民事関係を定める法規範を確定しなければならない。」

### III.民事権の行使、保護

2013年憲法施行の展開及び2005年民法の関連のある各規定の承継に基づき、2015年民法は下記のように民事権の確立根拠、民事権の行使の法的メカニズム、民事権の保護方式についてより具体的に補充して規定する。

#### 1.民事権の行使について

本法典は個人、法人が自己の意思に従って民事権を行使する；法律が異なる規定をする場合を除き、民事権を行使しないことは個人、法人の民事権の終了根拠にならないという規定を補充した。しかしながら、自己の民事権を行使するとき、個人、法人は自己の民事権を濫用してはならず、民事法令の基本原則及び法定の民事権制限に関する規定を守らなければならない（9条）。

#### 2.民事権行使の制限について

人権、公民権の公認、尊重、擁護と保障に関する憲法の規定の施行を展開するように、本法典はベトナム社会主義共和国において、各民事権が憲法と法律により、公認、尊重、保護、保障される；民事権が国防、国家治安、秩序、社会安全、社会道徳及び共同体の健全に関わる理由により必要な場合に、法律の規定によってのみ制限され得る、と具体的に規定する（2条）。

同時に、善意、誠実、国家、民族の利益、公共の利益と他者の合法的権利・利益の尊重の各原則を具体化し、自己の権利の行使における民事権を有する主体の責任を高めるため、本法典は個人、法人が自己の義務に違反する又は法律に反する他の目的を実現するため、自己の民事権を濫用して他者に損害を加えてはならない；個人、法人が民事権を濫用した場合、裁判所又はその他の権限のある機関は違反行為の性質、悪影響を根拠とし、その者の権利の一部又は全部を保護せず、損害を加えたとき賠償を強制することができ、法律が定めるその他の制裁を適用することが

できる、と規定する。

上述した民事権の制限に関する規定を具体化し、具体的関係における主体の民事権行使又は民事権の制限に関する明白さを保証するため、本法典は多くの関係規定を下記のように修正、補充した。(1)権利者は損害が生じないようにするため又は自己の損害を抑制するため、必要で合理的な各措置を適用しなければならない。義務に違反して、違反者（訳者注：権利者を意味する）の故意過失による損害がある場合、違反者は自己の故意過失の程度に応じた損害のみ賠償しなければならない(362条、363条、595条5項);(2)民事取引が一定の形式により表現されなければならない場合、当該規定を順守しなければならない(119条2項);(3)民事取引の内容、目的が法律の禁止事項、社会道徳に反する場合、当該民事取引は絶対的無効である(123条);(4)一方当事者が相手方当事者の契約締結の承諾に影響を与える情報を有している場合、相手方当事者にそれを通知しなければならない(387条);(5)他の関係法律が異なる規定をする場合を除き、各当事者が利率について合意する場合、合意による利率が1年間あたり借入額の20%を超えることはできない(468条1項);又は(6)遺産相続の分割請求で、遺産分割が存命している妻又は夫及びその家族の生活に著しく影響を与える場合、存命当事者は、裁判所に対し、相続人が享受する遺産の部分の確定と一定期間において分割させないよう請求する権利を有する。この期限は相続開始の時点から3年を超えない。3年の期限が満了しても、存命当事者は、遺産分割が依然として家族の生活に著しく影響を与えることを証明することができれば、裁判所に対し、3年を超えない期間の一回延長を請求することかができる(661条)。

### 3.権限のある機関による民事権の保護

民事権が侵害された個人、法人が、民法及び関連を有するその他の自己保護を行わない場合、又はそれらの者が保護を要請した場合の民事権を保護する法的メカニズムを構築するため、2015年民法は権限のある国家機関による民事権の保護に関して下記のように具体的に規定する。

-個人、法人は権限のある機関、組織に対して、自己の民事権の公認、尊重、保護及び保障；侵害行為の中止の強制；公開の謝罪、訂正の強制；義務の履行の強制；損害賠償の強制；権限のある機関、組織、者の不法な特定の決定の取り消し；法律の規定に従うそのたの請求、の請求をする権利を有する(11条)；

-個人、法人は、民事権の保護につき行政機関により保護されるか、又は裁判所

の訴訟若しくは仲裁を選択することができる<sup>16</sup>。つまり、本法典は民事権保護に関する公民の選択権を拡大する方向でより具体的に定めた。その他にも、公民が裁判所外の和解による民事関係解決を選択する場合、2015年民事訴訟法の規定に従って、民事関係の各当事者の一方当事者が裁判所に請求すれば、裁判所が裁判所外の和解結果を公認することができる、裁判所に公認された場合、裁判所の判決、決定と同様に執行効力を有する；

-本法典は個人、法人の民事権の尊重・保護における裁判所と他の権限のある機関の責任を明確に定める。特に、裁判所が審理機関であり、司法権を行使し、公理を保護する機関である役割を実施するため、本法典は「裁判所は適用する法令の条項がまだないことを理由として、民事事件の解決を拒否することができない」；この場合、事件を解決するために、慣習、法律類似、民事法律の基本原則、判例、公平の理という法的手段を適用しなければならない；裁判所が行政手続きによる事件の解決決定を再度審理することができ、裁判所（又は他の権限のある機関）は、権限を有する機関、組織、者の法律の規定に反し、個人、法人の民事権を侵害する特定の決定を取り消す権利を有する、と定める。

この問題に関して2015年民法の規定は下記のアプローチ観点に基づく。

第一に、民事権の尊重、保護原則は民事法令の基本原則の一つとして1995年民法5条、6条と2005年民法9条に規律された。ある主体の民事権が侵害されたとき、当該主体が自己保護権を有する又は権限のある機関、組織に自己の権利を保護することを請求することができる。それにより、権限のある機関による民事権の保護と権限のある機関、組織、者の特定決定の取消に関する規定は新たな規定でなく、現行民事法律の規定を承継して発展させたものである；人権、公民権の公認、尊重、保護と保障(14条)及び人権、公民権の保護における政府、人民裁判所の責任(96条6項、102条)に関する2013年憲法の内容、精神に合致する（その内、「人民裁判所がベトナム社会主義共和国の審理機関であり、司法権を行使する」、「人民裁判所が正義を擁護し、人権、公民権を擁護し、社会主義制度を擁護し、国家の利益、組織、個人の権利と合法的利益を擁護する任務を有する」）；49-NQ/TW号決議の精神に

---

<sup>16</sup> 現行の仲裁法律は商事活動から生じた紛争、少なくとも一方当事者が商事活動を行なっている各当事者間に生じた紛争を解決に集中している。しかしながら、2015年民法の新たな規定により、仲裁法律は今後紛争解決権限を拡大する方向で改正されるべきである。

基づく司法改革戦略の具体化であり、公民の民事権の公認、尊重、保護、保障に関する裁判所と他の権限のある機関に対するもっと十分な法的メカニズムを建造した。

第二に、2013年憲法の内容、精神に従って、国家は民事権が公認、尊重、保護され、その行使が保障されるための十分な法的メカニズムを構築する責任を負う。それで、この国家の責任履行に貢献するため上記の規定を補充することは必要である。他方、この数年間、この規定がなかったため、個人、法人の正当な請求の受理と解決を断った場合が少なくなかった。

第三に、法律に規定がない場合に、慣習及び法律の類似規定を適用するとの原則は1995年民法と2005年民法にも規定を有していた。ところが、現行法律には、民事事件を解決するための慣習と類似法律の適用についての裁判所の責任に関する規定がまだない。

第四に、ある国々の立法の実際を見れば、各国の民法は法令に規定がない場合にも、裁判官は民事権保護に関する請求解決を拒絶することができない、と定める。例えば、スイス民法1条2項は、適用法律がない場合、裁判官は慣習に従い解決する、慣習がない場合、立法者が定める規則に従い解決する、と定める；フランス民法4条は、法律に規定がない又は規定があるが明確でない若しくは不十分であるという理由で裁判を拒否する裁判官が、裁判拒絶罪で提訴される可能性がある、と定める。

#### IV. 民事法令関係の主体

平等、自主、財産の独立、自己責任に基づき形成される関係である民事関係の本質に合致し、民法の主体に関する各規定の実際の施行結果を通じて問題、不適合な点に基づく。

それに従って、本法典は、常時、主要な主体の性質を有する個人、法人が民事法律関係の主体であると確定すると同時に、ベトナム社会主義共和国、中央・地方における国家機関、世帯、組合と法人資格を持たないその他の組織が民事関係に参加するとき、主体資格を確定する法的メカニズムを構築した。2015年民法101条1項は「世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織が民事関係に参加する場合、世帯組合、法人資格を持たないその他の組織の各構成員が民事取引の確立、履行に参加する、又は代理人へ民事取引の確立、履行に参加することを委任する主体であ

る」と定める。土地法に関わり、民法典は「土地を使用する世帯の参加がある民事関係の主体を確定することは土地法の規定に基づき行われる」（2015年民法101条2項）。つまり、土地を使用する世帯が土地法で独立した主体であると認められる場合に、当該世帯が土地使用权に関わる民事関係に参加するとき、民法においても独立した主体であると認められる。また、本法典の詳細な各規定は、取引において生じる責任、義務を負う主体、それらは個人、法人であるが、を確定することができることを保障する、という立法者の方向性を示す。

## 1.個人について

2015年民法は、個人の主体能力、個人の人格権、後見制度、居所、居住不在者の搜索通知、失踪宣告、死亡宣告に関して、下記のように補充し、又はもっと具体的に定めた。

### 1.1.個人の民事法律能力について

個人の民事法律能力は民事権及び民事義務を有する個人の能力ことである(16条1項)。2015年民法は個人の民事法律能力が民法、関係を有する他の法律が異なる規定をする場合を除き、制限されない；ベトナム領土で居住し、生活する無国籍者の権利は法律に基づき保障される；ベトナム法律が異なる規定をする場合を除き、外国人がベトナム公民と同じ民事法律能力を有する、と定める(18条、31条3項、673条)。

### 1.2.個人の民事行為能力について

2005年民法の規定を承継し、2015年民法は成年者が満十八歳以上の者であり、未成年者が十八歳未満の者であると定めた。ところが、個人、特に民事行為能力に関する弱者、がより十分に、実施可能に自己の民事権に対してアプローチし、行使することを保障するため、本法典は下記の内容を改正、補充した。

-個人の民事行為能力について、2015年民法は2005年民法<sup>17</sup>のように民事行為能力がない者を定めず、その代わりに、成年者が完全な民事行為能力を有するとみな

---

<sup>17</sup> 2005年民法は満六歳未満の者に民事行為能力がなく、満六歳未満の者の民事取引は法定代理人により確立、履行される、と定める(21条)。

される、と定める(20条2項);満六歳未満の者の民事取引がその者の法定代理人に確立、履行される；満十五歳から満十八歳未満の者は登記しなければならない不動産、動産に係る民事取引及び法律の規定に基づき、法定代理人の同意を得なければならないとされているその他の民事取引を除き、自ら民事取引を確立、履行する(21条4項)。

-民事行為能力の喪失者、民事行為能力の制限者の他、本法典は行為認識制御困難者に関する規定を補充した(23条)。それによると、行為認識制御困難者は身体の一定の障害又は精神的問題があり、その者の意思を正しく外の他者に表現することに直接的に影響を与える。しかし、これらの者は「行為を認識、制御する能力が完全に喪失した」状況にならないため、「民事行為能力の喪失」の主体グループに分けられない。行為認識制御困難者は高齢者のグループ<sup>18</sup>に集中し、主に精神に関する理由と身体状況による障害者に関する。しかしながら、一人の個人が行為認識制御困難者であると結論することが権限のある医療組織の結論に基づかなければならない。このような者のグループは法律の規定又は裁判所の決定により法定代理人の同意を得なければならない民事取引を除き、自ら民事取引を確立、履行することができる(2015年民法第23条)。2015年民法第23条の規定によれば、行為認識制御困難者に関する法的支援制度は行為認識制御困難者に対する法的支援制度に関する規定、行為認識制御困難者が後見される権利を有し、自己の民事権又は訴訟権に接近、行使することを助けるため、裁判所が後見人を指定してもらうことが含まれる(第23条)。つまり、2015年民法における行為認識制御困難者についての承認とそれらの者についての規定は、実際の困難点、特に契約の確立と履行に関する問題、を解決するため重要な法的枠組を構築した。

-本法典は、以下の方向性に従って、民事行為能力の弱者が自ら確立、履行する取引に対して、合法的で正当な権利、利益をよりよく保護する柔軟で、実施可能性のある法的メカニズムを規定する；未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者、又は民事行為能力制限者が確立、実施した民事取引の場合、それらの者の代理人の要請に従って、法令の規定に従ってその取引が代理人よりなされなければ

---

<sup>18</sup>2009年高齢者法2条の規定により、高齢者は満六十歳以上の者である。

高齢者の大多数は中央神経系が衰えつつあるため、記憶力が低下し、特定グループがパーキンソン病、アルツハイマー病などの病気にかかる。ところが、高齢者全員が認知と行為制御に困るわけではない。逆に、明晰な高齢者もいる。

ならなかった場合又は代理人の同意が必要であった場合は、以下の無効にならない場合を除き、裁判所は取引無効を宣言する。(1)本人の日常生活の需要を満たすための満六歳未満の未成年者、民事行為能力喪失者の民事取引；(2)未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者、民事行為能力被制限者に対し権利を生じさせるだけの民事取引又はこれらの者と取引を確立・履行した者に対する義務を免除するだけの民事取引；(3)取引確立者の成人後または民事行為能力回復後に効力の承認が得られた民事取引(125条)。

### 1.3.個人の人格権について

個人の人格権の範囲は幅広く、多様で、個人と個人、個人と国の関係にも関わる。そのため、この問題に関して民法に制定するとき、民法の位置、役割、民法と憲法及び他の関係法律との関係、社会生活における個人の精神的利益の止むことのない変動から出発しなければならないという要請があった。それに基づき、2015年民法は、民事関係における個人の付帯の資格確定を狙ったいくつかの人格権を規定することに集中した。それは氏、名、民族、居所に関する権利、及び民事関係において特殊性を有するその他の人格権、それらは憲法にまだ具体的に規定されていない規定、又は社会の偏見により差別される、性の再確定の権利、肖像に対する権利、出生、死亡を届け出られる権利など、である

上述したアプローチの仕方により、法律施行の実際における不具合の克服、国際統合の要請に合致するため、本法典は民事関係における個人の主体の資格を確定する人格権に集中して定め、憲法と他の関係法律にまだ定められていない個人の精神利益に付着する人格権をより明確にする。具体的に(1)氏名を持つ権利(26条)；(2)氏を変更する権利(27条)；(3)名を変更する権利(28条)；(4)民族確定、再確定の権利(29条)；(5)出生、死亡を届けられる権利(30条)；(6)国籍に対する権利(31条)；(7)肖像に対する個人の権利(32条)；(8)生存権、生命・健康・身体に対する安全を保証される権利(33条)；(9)名誉、人格、威信を保護される権利(34条)；(10)人体の組織、部分の提供と受領、死体の提供と取得の権利(35条)；(11)性別を再確定する権利(36条)；(12)個人の私的生活、秘密、家族の秘密(39条 ※仮和訳者注 原文ママ 正しくは38条と思われる)；(13)婚姻及び家族における人格権(40条 ※仮和訳者注 原文ママ 正しくは39条と思われる)が含まれる。

人格権に関して、留意すべきである新点は本法典が性転換に関する規定を補充

したことである。それによって、性転換が法律の規定により実施され、性転換をした個人が戸籍に関する法律の規定に基づき、戸籍変更登録をする権利義務を有し、民法と他の関係法律の規定に基づき転換後の性と合致する人格権を有する(37条)。この規定は、性転換の人に対する対応差別を防止する法的メカニズムを構築し、彼らが他の個人と平等な法的地位を有すること及び民事関係における彼らの人格権、財産権を行使することの明白さを保証することを狙ったものである。この進歩的規定はベトナムを、性転換人をはじめ、同性・両性・性転換グループ(LGBT)の権利を保護するため具体的法律規定を制定する諸国グループに加えるものであり、2014年9月に通過された人権、性的指向とジェンダーに関する国連人権理事会の決議に合致する。

その他に、法律の認識、制定と適用における統一性を保障し、人格権に関する法律規定の施行と社会生活に生じる不都合を基本的に解決するため、本法典は下記の重要な規定を修正、補充した。

(1)未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者、失踪宣告を受けた者、死亡者の人格権に係る民事関係の確立、履行は権限のある代理人の同意を得なければならない(25条2項)；

(2)外国的要素のある婚姻と家族の関係に外国人の妻、夫が公民である国の法律に合致するように妻、夫の名に変更する又は変更前の名に戻す又は性別を再確定した者、性転換をした者の名を変更する場合、個人は権限のある国家機関に対し、名の変更を公認するように請求権を有する(27条 ※仮和訳者注 原文ママ 正しくは28条と思われる)；

(3)個人の民族は出生時に実父母の民族に従い確定される。実父、実母が異なる二つ民族に属する場合、子の民族は実母の合意に基づき、実父又は実母の民族に従い確定される；合意がない場合、子の民族は慣習に従い確定される；慣習が異なる場合、子の民族はより少数である民族の慣習に従い確定される(29条2項)；

(4)公共活動における肖像の使用は、肖像を有する者の名誉、人格、威信を損なわなければ、肖像を有する者又はそれらの者の法定代理人の同意を得ることを要しない；ところが、商業目的で肖像を使用することは、各当事者の異なる合意がある場合を除き、肖像を有する者に対し謝礼を支払わなければならない；

(5)自己の名誉、人格、威信に悪影響を与える情報を報じた者を確定できない場合、情報を報じられた者は、裁判所に対し、当該情報は正しくないと宣言するように請求権を有する(34条4項);

(6)契約における各当事者は、異なる合意がある場合を除き、契約の確立、履行の過程において知った互いの個人の私生活・秘密、家族の秘密に関する情報を漏えいしてはならない(38条4項、387条2項);

(7)人格権に係る無効民事取引の効果を解決することは民法、他の関係法律に定められる；権利者の請求により、裁判所は義務者に対し権利者へ精神的損害を賠償するよう命ずることができる；賠償額は事件の内容に基づき裁判所が決める(131条5項、419条3項)...

#### 1.4.後見について

未成年者、民事行為能力喪失の成年者、行為認識制御困難者に関する後見制度をより柔軟で、実施可能にするため、及び被後見人の権利、利益を最善の形で行使、保護するために、2005年民法の各規定、ベトナムの家庭の良い道徳、伝統を承継すること及び後見に関する法律施行の実際の不適合に基づいて、本法典は下記のように後見に関する多くの内容を補充又はより具体的に規定する。

-後見人の選定、指定における被後見人の意思を尊重するため、本法典は、(1)完全民事行為能力を有する者が自己に対する後見人を公証又は確証のある文書により選定した場合、その者が後見を受ける必要のある状態になったとき、選定された個人、法人の同意があれば、選定された者が後見人となる(48条2項)；(2)行為認識制御困難者に対する後見の場合、請求の時点で自己の意思を表明する能力があるときは、その者の同意を得なければならない(46条2項)；(3)満6歳以上の未成年者に対する後見人を選任、指定する場合、本人の希望を検討しなければならない(54条1項)、と定める

-行為認識制御困難者に対する後見制度は、それらの者の能力及び被後見となる必要性に、以下の方向性に従って、符合する：裁判所が、ある人が行為認識制御困難者である旨を宣告して、その者の後見人を指定し、後見人の権利義務を確定する；被後見人が十分な民事行為能力を有するときその者に選ばれる後見人がいない場合、裁判所が民事行為能力喪失者の当然後見人の中から指定する。この規定に基づく後見人がいない場合、裁判所が後見人を指定する又は後見を行う一つの法人を

提議する；行為認識制御困難者の後見人の権利、義務は、未成年者、民事行為能力喪失者の後見人の権利の中から、及び、民事行為能力喪失者の後見人の義務の中から、裁判所の決定に従う(23条、54条4項、57条、58条)。

-被後見人の親族は、被後見人の親族でない他の個人、法人の後見監督人を選定することに関して、合意することができる；

-後見、財産管理の監督は戸籍に関する法律の規定に基づき権限のある国家機関に登録しなければならない（当然後見人も）；当然後見人が後見を登記しなくても、後見人の義務を履行しなければならない。後見に関する紛争があった場合、裁判所において訴訟手続により解決される。

## 2.法人について

民事関係に参加する個人、法人の権利をより明確にするため、2005年民法の規定、関係法律の規定における一貫性、統一性の承継、法律施行の実際及び国際統合の要請に基づき、本法典は民事関係における法人の法的地位に関して包括的に定め、ある組織が法人である公認、法人設立権、法人の種類、法人の基本的構成要素（定款、名称、本店、国籍、財産、組織構造、支店、駐在事務所など）、法人の代表、法人の法律能力、法人の民事責任、法人の再編、法人の終了に関する一般的な法的基礎を定める。民法には、下記のような、法人に関する新たな基本的規定がある。

(1)法令に異なる規定がある場合を除き、全ての個人、法人は法人を設立することができる。法人は個人、法人の創意工夫又は権限のある国家機関の決定に基づき、設立される；法律に規定がある場合、法人の登記はしなければならない、公開されなければならない；法人登記は設立登記、変更登記及び法令の規定に基づくその他の登記からなる；法人が活動登記をしなければならない場合、法人の民事法律能力は登記簿に記入した時点から生じる。ベトナムの法令に基づき設立される法人はベトナム法人である(74条2項、82条、86条2項、80条)。

(2)民法と関係法律が異なる規定をする場合を除き、法人の民事法律能力は制限を受けない。法人の民事法律能力は権限のある国家機関に設立された又は設立が許可される時点から生じる。法人が活動登記をしなければならない場合、法人の民事法律能力は登記簿に記入した時点から生じる法人の民事法律能力は法人が終了した時点より終了する。(86条)。

(3)法人の設立目的と活動に基づき、民法は民事関係における法人を2種類に分ける。商業法人（企業とその他の経済組織で、利潤を追求する目的を有し、利潤が各構成員に分配される法人）と非商業法人（国家機関、民武装勢力、政治組織、政治・社会組織、政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織、社会基金、慈善基金、社会企業及びその他の各非商業組織で、利潤を追求する目的を有さず、利潤を生じたとしても各構成員に分配することができない法人）である。法人の設立、活動及び終了は民法、他の法令及び他の関係法律の規定に基づき行われる(75条)。

実際におけるような法律科学において、法人の分類は様々な基準に基づき行われるが、2015年民法の規定のような分類方法は自由、自主、平等、自己責任の原則に基づき形成される社会関係の各主体の法的本質とより合致する。この原則に基づき、各法人間の最も大きな相違点は主体の構成、組織構造、活動規模でなく、法人の活動の目的である。この相違点で、法人に関する一般的規定以外、各国の民事法令は活動目的により、特殊な法人、特に商業法人、に対して、別の規定を制定する。これらの規定はベトナムの法律と国際法、国際慣習の間の相応性に関する好条件をより保証する。

(4)法人の代表は法定代表であっても委任代表であってもよい<sup>19</sup>。

法人は、代表者が法人の名義で、確立し、履行した民事権、民事義務に関して民事責任を負わなければならない。異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場合を除き、法人も、発起人又は発起人の代理人が設立、法人登記をするために確立、履行した義務について民事責任を負う(138条1項、87条1項)。

(5)法人の財産は、所有者、発起人、法人の構成員の出資金及び民法、その他の関係法律の規定に基づき、法人が所有権を確立したその他の財産からなる。解散される法人の財産は以下の順序に従って清算される。(1) 法人の解散費用；(2) 法令の規定に基づく労働者に対する給与、失業手当、社会保険、医療保険並びに団体労働協約及び締結された労働契約に基づくその他の労働者の権利利益に係る各債務；(3) 租税債務及びその他の債務。法人の解散費用及び各債務の清算完了後、その残余は法人所有者、各出資構成員に属する。但し、社会基金、慈善基金が、解散費用及び本条第1項に定める各債務の弁済を終えた場合、残余財産は同じ活動目的を有するその他の基金へ引き継がれる場合を除く；同じ活動目的を有し財産の引継ぎ

---

<sup>19</sup> 代理に関する6節（※仮和訳者注 原文ママ 正しくは第9章と思われる）を参考にされたい。

ぎを受けるその他の基金がない、又は基金が法律の禁止事項違反、善良な社会道徳に反する活動により解散されるときは、解体される基金の財産は国家へ帰属する(81条、94条)。

### 3.民事関係におけるベトナム社会主義共和国、中央と地方の国家機関について

2015年民法はベトナム国家、中央・地方の国家機関が民事関係に参加するとき、それを肯定すると一方で、他の主体と平等に、民事責任を自己負担する。国家、中央・地方の国家機関は自分が設立した法人(国営企業が含まれる)の民事責任について責任を負わないが、ただし、その法人の民事義務を保証した場合を除く。他方、2015年民法は国家の免除権について認め、外国の国家、法人、個人との民事、商事関係に参加するとき、下記の場合のみベトナム国家、中央・地方の国家機関の免除権の放棄に関して具体的に定める。(i)ベトナムが加盟している国際条約が免除権の放棄に関する規定がある；(ii)免除権放棄の合意がある；(iii)一方的に免除権を放棄した。これらの新たな規定は国際通例に合致し、明白性を保証することにより、ベトナムの国家、国家機関との民事関係、商事関係に参加するときの外国の相手方に対する信頼、法的安全を作る。

それに加えて、本法典は民事関係におけるベトナムの国家、国家機関の権利義務に関する規定も修正、補充した。例えば、(1)主体が国家、国家機関であり、他の主体と異なる要素に基づき、法人と所有形式を分類しない；(2)民法、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除き、所有権保護を要請する場合に提訴時効に関する総則は適用されない。土地使用权に関する紛争は、2005年民法のように国家所有形式に属する財産返還を請求することに関する例外規定がなく、土地法の規定に従う；法律上の根拠がないが、善意で、連続的で、公開的に動産を10年間又は不動産を30年間で占有している者、財産から利益を得ている者は、民法、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除き、占有時点から当該財産の所有者になると一般的に規定する。2005年民法に規定されたような、国家所有形式に属する財産を法令上の根拠なく占有した者は、善意で、連続的で、公開的に、何年間占有しても当該財産の所有者にならないという排除原則を有しない。

### 4.民事関係における世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織

4.1.2005 年民法と比較すれば、本法典は世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織に関して新たなアプローチの仕方により定める。それに従って、2015 年民法は世帯<sup>20</sup>、組合<sup>21</sup>、法人資格を持たないその他の組織が民事法令の關係に参加することができる<sup>22</sup>と定める。ただし、この参加は構成員（又は委任代理人）である個人を通じて行われなければならない(101 条 1 項)。

まず、2015 年民法は、民法典が各民事關係を調整する一般法である；各具体的分野における民事關係を調整する他の關係法律が 3 条に定められる民事法律の各基本原則に反することができない；他の關係法律の規定が民事法律の基本原則に違反する又は規定がない場合、民法の規定が適用される、ことを明確に確定した（4 条）。

第 4 条、第 101 条及びその他の關係条項は他の法的実体の法律關係参加を否定しない。言い換えれば、2015 年民法は個人のグループ、法人資格を持たないその他の組織が民事關係に参加することを認める。この規定は *世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織が社会生活と法律の各規定に存在している実体を認め続ける*<sup>22</sup>。一般法としての民法は民事關係に参加するときのこれらの実体の法的資格を明確にすることに重要な役割を果たしている一方、民事關係におけるこれらの実体の参加に関する不都合を解決することにも貢献する。2015 年民法 101 条の規定及び關係条項は個人のグループ、法人資格を持たないその他の組織が民事關係に参加するときの責任（と権利）を負う者を明確に確定することへ導く。

民法の構造に関して、第三章が「個人」で、第四章が「法人」で、第五章が「民事關係におけるベトナム社会主義共和国、中央、地方の国家機関」で、第六章が「民事關係における世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織」という名が

---

<sup>20</sup>土地に関する法律の規定の安定を保障し、土地を使用する世帯の特殊に合致させるため、本法典は土地を使用する世帯の参加がある民事關係の主体を確定することは土地法の規定に施行される、と定める。

<sup>21</sup>組合に関する新たなアプローチの仕方とともに、生産、經營における各当事者間の關係を統一的に調整する法的根拠、特に組合の各構成員間の關係に関する法的根拠を設定するため、義務と契約に関する 2015 年民法第三編には組合契約が典型契約として補充された。

<sup>22</sup>内閣府が国会に提出した民法改正草案に関する住民の意見の収集、草案整理に関する 2015 年 5 月 19 日付け 225/BC-CP 号報告書。

つけられることにより、民法は民事関係における世帯、組合、法人資格を持たないそのたの組織の参加を認める<sup>23</sup>。

現在、我が国の法律システムにある法律規范文書に専門領域における法律関係調整する特殊な規定があり、その内、若干の法令が各実体(個人、法人ではない)の存在及び民事関係、経済関係における参加を認める。下記のようなグループに分けられる。

- 世帯<sup>24</sup>、組合<sup>25</sup>、経営世帯<sup>26</sup>、農園<sup>27</sup>。

- 私人企業<sup>28</sup> 及び私人企業モデルに従って設立されたその他の営業組織（法律事務所<sup>29</sup>、民間執行吏事務所<sup>30</sup>、破産財産の管理・整理企業<sup>31</sup>...）

- 支店、駐在事務所<sup>32</sup>; ベトナムにおける外国の銀行の支店<sup>33</sup>;

- 証券投資基金<sup>34</sup>、経営組合契約における外国当事者の運営事務所<sup>35</sup>...などその他組織。

これらの実体は労働（雇用者）、生産経営（経営主体）、投資（投資家）、財政—会計（納税者と会計士）などの法律関係の主体であり、2015年民法101条1項の規定は社会生活における私的関係を調整することに民法の包括性を保障し、これらの実体の参加を制限しない；これらの実体が自己の法的地位に合致する法律関係

---

<sup>23</sup> 「相続」の部分において2015年民法第609条、第613条の語句は個人又は法人ではない対象が相続人として相続関係に参加できることを間接的に認めることを留意すべきである。第609条は「個人でない相続人は遺言に従い遺産を享受する権利を有する」肯定する。第613条は「遺言による相続人が個人でない場合相続開始時点で存在していなければならない」と定める。

<sup>24</sup> 2013年土地法と施行案内文書。

<sup>25</sup> 組合の活動の組織と活動に関する2007年10月10日付151/2007/NĐ-CP号政令。

<sup>26</sup> 2014年企業法、企業登記に関する2015年9月14日付け78/2015/NĐ-CP号政令。

<sup>27</sup> 農業農村開発に対応する金融政策に関する2010年4月12日付け41/2010/NĐ-CP号政令；農園経済証明書発行の基準と手続きに関する2011年4月13日付け27/2011/TT-BNNPTNT号通達。

<sup>28</sup> 2014年企業法。

<sup>29</sup> 2006年弁護士法(2012年修正、補充)。

<sup>30</sup> 執行官補佐の制定の試し継続に関する2012年11月23日付第一3任期国会の36/2012/QH13号決議；61/2009/NĐ-CP号政令の名称と若干の条項の改正、補充に関する2013年10月18日付け135/2013/NĐ-CP号政令；ホーチミン市における執行官補佐の組織と活動に関する2009年7月24日付け61/2009/NĐ-CP号政令。

<sup>31</sup> 2014年破産法。

<sup>32</sup> 2015年民法、2005年商法。

<sup>33</sup> 2010年信用組織法。

<sup>34</sup> 2006年証券法(2010年修正、補充)。

<sup>35</sup> 2014年投資法(2016年修正、補充)。

に参加することを保障する。そのため、これらの実体が民事法律関係に参加するとき、契約締結に係る情報を認めること以外、民法の請求に保障するため、責任を負う主体を確定する必要がある。具体的に、契約の締結、取引の確立をするとき、世帯、組合、その他の法人資格を有しない組織の名称の次に当該世帯、組合、その他の法人資格を有しない組織の構成員の氏名を明記する必要がある。例えば下記のようなものである。

- A 側:グエン・ヴァン・A 氏の家族世帯(グエン・ヴァン・A 氏[夫]、トラン・ティ・B[妻]、グエン・ヴァン・C[息子]、グエン・ティ・D[娘]が含まれる 4 人世帯) (委任代理人がいる場合、代理人の氏名を記入することができる)

- B 側: 経営世帯又は組合(レ・ヴァン・A 氏とチャン・ヴァン・B が含まれる)

- A 側: XYZ 民間企業 (グエン・ヴァン・A 氏は民間企業の主)

- B 側: XYZ 法律事務所 (チャン・ヴァン・B 弁護士が法律事務所の長である)

**4.2.世帯の各構成員の共有財産及び当該財産に対する権利義務を確定することは、以下の原則に従った、世帯構成員の共有財産に規定に従う：世帯構成員の財産は、各構成員が拠出した財産、共に創出した財産、この法典及び関連を有するその他の法律の規定に従って所有権を確立された財産からなる；**

；合意がない場合、本法典、関連を有するその他の法律に定められている持分のある共同所有に関する規定を適用する。世帯構成員の共有財産の占有、使用と処分は合意方式により行われる。処分する財産が、不動産、登記が必要な動産、家族の主要な収入源である財産である場合、法律が異なる規定をする場合を除き、世帯の完全民事行為能力を有する成年者の全構成員の合意がなければならない(102 条、212 条)。

組合の各構成員の共有財産及び当該財産に対する権利義務の確定は、組合契約における合意及び民法の規定に基づき確定される (102 条 2 項、506 条)。

法人資格を持たないその他の組織の各構成員の共有財産及び当該財産に対する権利義務の確定は、法律が異なる規定をする場合を除き、各構成員の合意に基づき行われる。例えば、211条は規定する：共同体の共同所有とは、一族、トン、アップ、バン、ラン、ブオン、フム、ソク、宗教共同体及びその他の住民共同体の、共同体の合法的な共通の利益の満足を目的とする、慣習により形成される財産、

共同体の各構成員がお互いのために拋出、寄付、贈与した財産、又は法令の規定に合致するその他の各財産の所有である。

**4.3. 世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織が民事関係に参加するとき**に生じた民事義務は、各構成員の共有財産により義務が担保される；共有財産がない又はあるが十分でない場合、各構成員が自己の財産で連帯責任を負う。各当事者が合意をせず、組合契約又は法律に異なる規定がない場合、各構成員は自己の財産出資の相応分に従い民事責任を負う、相応分に従って確定できないときは互いに等分として確定する（103条）。

本法典の上述した規定は世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織に関する法律を適用する実際に不都合な問題を解決するためである。これらの実体は多くの民事交流に参加し続けているため、これらの実体と関係ある法的問題を定めることが必要である。しかしながら、世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織に関して 2005 年民法のように民事関係の独立した主体として定め続けることは不合理である。何故ならば、これらの実体は上記の 4 節において分析された民事関係の主体の 4 つ要件を基本的に満たさない。民事交流の実際も世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織が民事関係に参加することの實質はグループ連携（婚姻、血縁、養育又は契約）の形式を通す個人の参加であることを証明した。裁判所の審理の実際から見ると、民事の原告、被告である世帯、組合を確定することは非常に難しい、何故ならばこれらの実体に対する民事関係の主体の基本的特徴が明確でなく、民事訴訟における原告、被告が存在しないようになってしまう。

他方、2005 年民法は個人と法人の以外、世帯、組合も民事法律関係の主体であると定めたが、関連する構成員の法的責任を明確しなかったことは国際統合に置いて不都合な点を生じさせ、その内、外国の要素のある投資活動、所有権、相続権の確立、終了に関係する自己の民事権を保護することにおいて、ベトナム国籍を持っている個人、法人に対して困難を生じさせた。

## V. 財産

財産に関する包括性、予測性と明白性を保障し、民事交流財産の効用と商品価値を最大的に開発するため、2005年民法と関係法律の規定を承継することにより、本法典は財産に関する重要な規定を修正、補充した。その中で：

第一に、本法典は財産が不動産及び動産からなり、不動産と動産が現存財産及び将来形成財産であり得ると定める(105条2項)。現存財産は既に形成される財産であり、取引確立の前又はその時点において、主体が所有権、財産に対するその他の権利を確立する。将来形成財産はまだ形成されていない財産及び形成されるが、主体が取引確立の時点の後に財産所有権を確立する財産が含まれる(108条)。2005年民法に対して、2015年民法の将来形成財産に関する規定は、財産の種類に関してより包括的に保証し、将来形成財産が「債務履行担保措置」節においてしか言及されなかった2005年民法の制限を克服した。

第二に、原則として、民法、関連を有するその他の法律には異なる規定がある場合を除き、あらゆる財産は民事関係の対象になることができる。

第三に、所有権、財産に対するその他の権利が登記される場合、登記は公開されなければならない(105条、106条)。登記公開原則を認めることは、民事交流及び国家管理における明白性を保証する意義を有し、民事交流における主体は、財産及び財産の移転に関する取引のような所有権、財産に関するその他の権利に関する十分な客観的な情報を提供し、それを通じて、法的リスクを制限できる。この規定は、健全な市場法規に従って経済を運用できるための法的基盤を構築し、本法典及び権利移転時点、社会に対する公開効力発生時点（第三者対抗力を呼ばれる）について関連を有するその他の法律の規定において、具体化、実現可能性に対する法的基盤を保証する。

第四に、第115条は土地所有権が財産権の一つだと認めた。つまり、2015年民法、2013年土地法、不動産経営法の規定に基づき、土地所有権は不動産に関する法的制度に従う財産（土地付着財産）である。他方、地上権（土地所有権が他の主体に帰属するが、土地、水面、土地と水面上の空間、地下空間に対するある主体の権利である）を補充することと共に、全人民所有に属している土地との関係において、土地を使用する組織、個人は、土地法に定められる目的、期間と最上限面積に従って、地上権を有する主体と同様に確定される(115条、267条から273条まで)。

第五に、本法典は、財産権は金銭的価値を有するが、移転できるという条件が不要で（担保財産に関する規定にも「取引できる」という条件がなくされた。）、

権利で<sup>6</sup>あると規定する。知的所有における財産権に関して、本法典は、知的財産権が財産権であると規定するのではなく、知的所有の対象である財産権と規定する。この規定方法は所有権の法の本質に合致させることだけでなく、インターネット、オンラインゲーム上の仮想財産及とその他の仮想財産を、研究、公認の検討をすることに法的障害を構築しない(115条、295条)。

## VI.民事取引

民事取引をより柔軟で調整し、主体の意思の自由を尊重し、法的リスク及び身勝手な無効取引宣言を制限する法的メカニズムを構築するため、本法典は民事取引の効力、民事取引の形式、無効な民事取引の解決方向、無効取引宣言請求の時効に関する2005年民法の若干の重要な規定を承継して修正、補充した。具体的には：

### 1.民事取引の有効要件

1.1.117条1項の規定により、民事取引は下記の要件を全て満たすとき効力を有する。

- 主体に関する要件

117条1項の規定により、「主体が確立した民事取引に合致する民事法律能力、民事行為能力を有する」<sup>36</sup>。この規定に基づき、民事取引に参加する主体に対する下記の2つ要件があると分かる。

(1) 主体が確立される民事取引に合致する民事行為能力を有すること：例えば、個人が民事取引に参加するとき、当該個人は民事行為能力を有さなければならず、民事の権利義務の確立、変更、終了において自己の行為を認識、制御しなければならない。個人の民事行為能力の程度により、個人は2015年民法第21条の規定に従った年齢に合致する取引に参加することができる<sup>37</sup>。

(2) 主体は確立された民事取引に合致する民事法律能力を有すること：2015年

---

<sup>36</sup> 「民事取引に参加する人が民事行為能力を有する」2005年民法122条1項a号の規定と比較すれば、2015年民法は民事行為能力のみならず、主体の法律能力に関しても触れたし、「確立した民事取引に合致する」という語句を補充した。

<sup>37</sup> 主体が確立された取引と合致する行為能力を有しないが、合法的な代理人が履行する又は主体が履行することを同意する場合、この取引は認められると留意すべきである(125条)。

民法 18 条、86 条の規定により、個人、法人の民事法律能力は本法典、関連を有するその他の法律が異なる規定をする場合を除き、基本的に制限されることはない。つまり、その他の法律が主体の法律能力に関する規定、要請を設定する場合、その規定（訳者注：2015 民法 18 条、86 条を指すと思われる）を遵守しなければならない<sup>38</sup>。

- 民事取引に参加する時の自主性に関する要件

民法は、民事取引に参加する主体が自己の意思の表現、陳述するにあたり完全に自自主性を有することを要請する；取引に参加するか参加しないかは自由に決定でき、強制、禁止、脅迫されない。

- 民事取引の目的に関する要件

本法典は民事取引の目的<sup>39</sup>、内容が法律の禁止事項に違反せず<sup>40</sup>、社会道徳に反しないと規定する。

1.2.2015 年民法は「民事取引の形式は法律に規定がある場合において民事取引の有効要件である」と定める（117 条）。この規定は以前の民法典の規定より柔軟なことを表す。そのため、取引の形式は取引が効力を有するための必須な要件と看做されない。

## 2.無効な民事取引及び無効と認められない民事取引の場合

2015 年民法 122 条は「本法典に異なる場合を除き、本法典の 117 条に定められる各条件のいずれかを満たさない民事取引は無効である」。さらに、123 条から 129 条まで、順々に、下記の事由による無効民事取引を規定する。

- 法律の禁止事項に違反し、社会道徳に反する；

- 仮装；

- 未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者、民事行為能力被制限者が確立し、履行すること；

- 錯誤；

---

<sup>38</sup> 例えば、歯科医師は登録した分野においてのみ勤務することができる。美容整形の遂行を登録しなければ、美容整形契約を顧客と締結することができない。ある企業は建設分野において経営を登録しなければ、建設の入札に参加することができない。

<sup>39</sup> 民事取引の目的は当該取引を確立する時に主体が得ることを望む利益である（118 条）。

<sup>40</sup> 法律の禁止事項は主体が一定の行為を行うことを許可しない法律の規定である（123 条）。

- 詐欺、強迫、強制される；
- 確立者は自己の行為について、認識、制御ができない；
- 形式に関する規定を遵守しない。

第 122 条は「本法典に異なる場合を除き」という規定を補充したことに留意すべきである。それと共に、2015 年民法は、下記からなる、民事取引が無効とならない場合に関する規定も補充した。

(1)本人の日常生活の需要を満たすための 6 歳未満の未成年者、民事行為能力喪失者の民事取引(125 条 2 項 a 号)。

(2) 民事取引が未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者、民事行為能力被制限者に対して権利を生じさせるだけのもの、これらの者と取引を確立、履行した者に対する義務を免除するだけのものである(125条2項b号)。

(3) 取引確立者が成人後又は民事行為能力回復後に効力を承認された民事取引(125 条 2 項 c 号)。

(4) 錯誤<sup>41</sup>により確立された民事取引は各当事者の民事取引の目的が達成された又は各当事者が錯誤を直ちに克服し、このことにより民事取引の確立目的が依然として達成し得る場合に無効でない(126 条 2 項)。各当事者の取引確立の目的達成のように、取引を確立するときの錯誤が結果に影響を与えないことが多いため、この規定は各当事者の自由に合意する権利を保証する。2015 年民法は、2005 年民法の規定に従った一方当事者の故意により相手当事者が取引の内容を錯誤した場合を排除し、両当事者が錯誤した場合又は一方当事者が錯誤したが、相手当事者が当該取引を確立したとき、相手当事者が錯誤したことを全く知らなかった場合のみ適用する<sup>42</sup>。他方、錯誤により確立された民事取引の目的が達成された又は各当事者が錯誤を直ちに克服したことにより民事取引の確立目的が依然として達成し可能である(つまり、各当事者は民事取引の目的を達成した又は各当事者が適時に錯誤のあった内容

---

<sup>41</sup>本法典の「錯誤」概念の内含は 2005 年民法より広くなり、「民事取引の内容」における錯誤の範囲を制限しないのみならず、錯誤の確定における過失の要素を排除した。この改正は契約に関する国際通例及び多くの国の法律により合致する。したがって、取引における錯誤は主体についての錯誤であり得るし、過失の要素を錯誤確定の条件にしない。

<sup>42</sup>ここには錯誤は注意不足と知識不足により、生じたミスで、詐欺の悪結果でないと理解されるべきである。一方当事者の錯誤は相手当事者の詐欺行為の悪結果である場合、2015 年民法 127 条の規定を適用し、当該民事取引が無効であると宣言し、詐欺による無効な民事取引の法的効果を解決する。

について合意し、当該民事取引が終了したときの得られた結果（利益）について同意した。）民事取引は有効とされる。

(5)形式規定を順守しない取引に対して：

原則として、各当事者は民事取引の形式について合意ができるが、一定の場合、公共利益の保護、取引に参加する主体の法的安全又関連を有する者の合法的権利及び利益の保護のため、法令は民事取引が一定の形式により表現されなければならないと規定する。民事履行の実際、取引の主体の本当の意思、取引と関連を有する他の関係の安定を尊重することに基づき、2015年民法は取引の効力を公認するため、一定の例外に関して定める。

2005年民法134条により、法律に民事取引の要式は民事取引の効力要件であるとの規定があるが、各当事者が従わない場合、一方の当事者又は複数の当事者の請求により、裁判所又は他の権限のある国家機関は、各当事者に一定期間において取引の形式に関する規定を順守するように決定を出す。その期限が過ぎても、当事者がその決定を履行しない場合、当該取引は無効となる。この規定の実際の適用は多くの不都合に直面し、実施可能性の保証が困難であった。なぜなら、多くの場合において、取引は各当事者の自主的意思に基づき締結されるにもかかわらず、取引当事者の一人が形式に関する規定を実施するための協力をしないからである。そのため、取引無効が宣言されることになる。

形式に関する規定を順守しない理由で勝手に無効民事取引の宣言をすることを制限するため、2015年民法129条は条項の仮定部分をより含蓄のあるものに訂正し、それに従って、裁判所が、取引実施の実際上の結果及び民事取引を確立した主体の実際の意思により民事取引の結果を公認する、以下のような、2つの場合を補充した。

- 取引が締結された時点から2年間の後、形式に関する規定を遵守しなかった理由で取引無効宣言を請求する場合、当該取引が有効であると認められる（132条2項）；

- 取引が締結された時点から2年以内に請求した場合で、規定に従い取引が文書により確立されたが、文書が規定の通りでなかった又は公証、認証に関する規定を違反したが、一方当事者又は各当事者は少なくとも取引における義務の3分の2を履行したとき、一方当事者又は各当事者の要請により、裁判所は当該取引の効力を公認する決定書を発し、この場合、各当事者は公証、認証を行う必要はない（129

条)。このように、この規定により、ある取引が形式に関する規定に違反したが、各当事者が積極的に取引に参加し、善意で取引を履行する場合（取引における義務の少なくとも三分の二を履行した）、当該取引は無効にならない。この規定は一方当事者が善意で契約を履行しない場合、契約対象の価値が変動した時に取引の全部を取りやめるために、取引形式に関する違反したことを理由にすることを制限する一つの方法であると看做される。それにより、契約関係を確立した主体と第三者の合法的権利をより良く保証し、市場関係の安定性の保証に貢献する。

### 3.無効な民事取引の法的効果

無効民事取引の法的効果に関して、2015年民法131条は現状回復に関する規定から天然果実、法定果実を別にする方向で定める。その原理によれば、取引が確立されるときから無効民事取引による財産を返還しなければならないときまで、当該財産が天然果実、法定果実を生じさせる。そのため民事取引が無効とされたとき、生じた天然果実、法定果実の行く末を解決する必要がある。2015年民法は法的根拠がなく占有した財産の返還に関する諸規定のように天然果実、法定果実を返還するか否かは善意無過失であるか否かによる、と規定することにより2005年民法137条2項<sup>43</sup>に定められた不都合を克服した。

2015年民法131条は財産、天然果実、法定果実の没収に関する規定を削除した、何故ならば財産、天然果実、法定果実の没収は行政法令、刑事法令が調整する範囲に属するからである。

### 4.裁判所に対する民事取引無効宣言の請求の時効に関する規定

2015年民法は2005年民法より具体的に裁判所に対する民事取引無効宣言の請求の時効に関して定める<sup>44</sup>。2015年民法132条1項は未成年者、民事行為能力喪失者、

---

<sup>43</sup> 2005年民法137条2項に「民事取引が無効となった場合、各当事者が当初の状態を回復する。現物で返還できない場合、取引財産、得た天然果実、法定果実が法律の規定によって没収される場合を除き、金銭で返還しなければならない」、と定められたことは実際上の不都合を引き起こす。それは取引が確立される前に、天然果実、法定果実がまだ存在していなかった場合、天然果実、法定果実を生じる財産の引き渡しを受ける者（買主、受贈者）に対し、財産の引き渡す者（売主、贈与者）に天然果実、法定果実を返還させることは、財産を引き渡す者が当初の状況においては有していなかった物を受けとることである。

<sup>44</sup> 2005年民法第一36条第一項の規定により、裁判所に対する民事取引無効宣言の請求の時効はあらゆる場合に「民事取引が確立された日」から2年間である。この規定には、錯誤された又は詐欺され

行為認識制御困難者、民事行為能力被制限者が確立、履行した；錯誤、詐欺、強迫、強制された；確立者が自己の行為を認識、制御することができないことにより；本法典の125条、126条、127条、128条と129条に定められる形式を順守しないことにより裁判所に対する民事取引無効宣言の請求の時効を、下記の日から2年間であると定める。

-未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者、民事行為能力被制限者の代理人が、本人が自ら取引を確立、履行したことを知った又は知るべきであった日；

-錯誤に陥った者、詐欺を受けた者が、当該取引が錯誤、詐欺により確立されたことを知った又は知るべきであった日；

-強迫、強制の行為をした者が、強迫、強制行為を中止した日；

-自己の行為を認識及び制御することができない者が取引を確立した日；

-民事取引が形式に関する規定を遵守しない場合においては民事取引が確立された日

2015年民法は上記の民事取引無効宣言の請求の時効が満了しても民事取引無効宣言の請求がない場合、民事取引が有効であることを肯定する（132条2項）。これは2015年民法の重要な新点である、何故ならば、2005年民法155条3項の規定は提訴期限が満了したとき、関連主体が提訴権を喪失することのみ定めたが、民事取引が法的価値を有するかないか明確に言及しなかった。この制限を克服するため、2015年民法は民事取引無効宣言の請求の時効の終了の結果に関して肯定した。

法律の禁止事項に違反する又は社会道徳に反する民事取引の場合、裁判所に対する民事取引無効宣言の請求の時効は制限されない(132条3項)。

## 5.無効な民事取引における善意第三者に対する保護

5.1. 善意無過失の者に対する平等、合理性及び民事関係における安定性を保障するため、世界中の国々の民法は民事取引における善意無過失の第三者を保護すること

---

た又は強迫された者が自己の権利を行使することができる時点配慮しなかった。多くの生じた紛争から見れば、錯誤、詐欺、強迫された者が契約を締結したとき、錯誤、詐欺、強迫されたことを知らない又は恐怖していたから契約を締結しなければならず、当該民事取引が確立された日から2年間が経過したものの、当該民事取引が無効であると裁判所に請求することができないことはよくある。そのため、その時効の確定やり方が確定しやすく、紛争を解決するとき裁判所が適用しやすいというメリットがあるが、被害者の正当な提訴権を保証しない。

を認めている<sup>45</sup>。しかしながら、善意無過失の第三者はどの原則に基づくかは各国の法律政策による。一般的に、所有権、不動産、所有権登記を有する動産に対するその他の権利の確立、終了の時点が登記時点であると決めている国は「公信力」政策を選択する。つまり、財産が権限のある国家機関で登記されたことに基づき、取引を確立する場合、善意無過失の第三者は保護される。2015年民法は「民事取引が無効であるが、登記の必要がない財産で、ある取引の対象が善意無過失の第三者に引き渡された場合、本法典第167条に定められる場合を除き第三者と確立、履行された民事取引は依然として効力を有する。」、「民事取引が無効であるが、財産が権限のある国家機関において登記され、その後、別の民事取引により善意無過失の第三者に引き渡され、その者が当該登記を根拠として取引を確立、履行したときは、当該民事取引は無効とならない（133条1項、2項）」規定により上記の原理にアプローチした。

2005年民法の規定と比較すれば<sup>46</sup>、2015年民法の新たな規定は善意無過失の第三者の権利をより良く保護する。善意無過失の第三者の権利を保護することは第三者が財産に対する所有権を確立したかまだしていないこと（財産引渡を受けるか財産を登記する時点）に基づく。財産が権限のある機関において登記された場合に「善意無過失の第三者」を保護することに関して定めることは現行の不動産登記原則<sup>47</sup>に合致し、善意無過失の者に対する平等、合理性及び民事関係における安定性を保証する。

財産が登記をしなければならないが、権限のある国家機関においてまだ登記されていない場合、第三者に対して民事取引は無効である。ただし、善意無過失の第三者が競売を通じてこの財産を権限のある組織における取得した場合、又は国家機関の判決、決定により財産の所有者であるとされた者との取引を通じて取得したが、その後、判決、決定が取消修正されたことにより、この主体が、財産の所有者では

---

<sup>45</sup> 1995年民法、2005年民法もこのことに関して定めた。

<sup>46</sup> 2005年民法138条は「所有権登記を要する動産又は不動産である取引財産が他の取引によって善意の第三者に引き渡された場合、第三者との取引は無効になる。ただし、善意の第三者が競売を介して当該財産を獲得した場合又は権限のある国家機関の判決、決定により財産所有者とされたが当該判決、決定が破棄、修正されることによって財産所有者でなくなった人との取引によって当該財産を獲得した場合を除く」と定める。

<sup>47</sup> 2005年民法（168条、439条、692条）、2013年土地法（188条3項）は、不動産と所有権登記を有する動産に対する所有権の確立、終了する時点が登記時点からであると定めた。

なくなった場合を除く（2015年民法133条2項2段）。所有者は、その者との民事取引が無効とされないときは、善意無過失の第三者から財産を取り戻す権利を有しないが、故意過失により第三者と確立された取引へと導いた主体に対し、訴えを提起し、合理的経費を弁済し、損害を賠償するよう請求する権利を有する(133条3項)。

5.2.この場合において善意無過失の第三者を保護することは所有権者の権利を尊重、保護しないことを意味するわけではない。財産が権限のある国家機関にまだ登記されていない又は権限のある国家機関に登記されたが善意無過失でない第三者に引き渡された場合、所有者は第三者に対し、財産を取り戻すため訴えを提起する権利を有する（133条1項）。財産が権限のある国家機関において登記され、善意無過失の第三者に引き渡された場合、所有者は財産の価値の返還、損害賠償の請求権を有し、財産登記に関わる権限のある機関に対する国家の賠償について訴えを提起する請求する権利を有する。

善意無過失の第三者の保護に関する 2015 年民法の新規定は次のように各主体により長期で、安定な多くの利益をもたらし、特に市場規律に従って運営されている経済の安定さ、明白さ、公開を保証する。(1)所有者、財産に対するその他の権利の主体は法的リスクを制限し、自己の権利、利益を保護するため、財産を登記しなければならない；(2)第三者も自己に対するリスクを制限するため、法的担保措置に対してより関心を持つ；(3)財産登記に関する権限のある国家機関は財産登記における正確性、明白性公開性についてより責任を負う。

## VII.代理

法人、個人、特に民事行為能力の弱者が代理人を通じて自己の民事権利義務を実施することを保証するより明白で、実施可能な法的メカニズムの構築；代理人—本人—第三者の間の関連のある各関係の区別；代理関係における代理人—本人—第三者の権利、利益に対する取引実際、取引の安定の尊重；代理に関する法律を施行する実際上の不都合な諸点に基づき、本法典は代理に関する多くの重要な内容を修正、補充した。

2015年民法には代理に関する一般的規定が134条から143条まで定められる。その他に、本民法は後見関係における代理、代理契約及び行為能力喪失者、行為能力制限者行為認識制御困難者の代理、世帯・組合の代理などに関する具体的規定を

する。2005 年民法と比較すれば、代理に関する一般的規定の条文数が変わらないが、条文の構成が一定の変更がある<sup>48</sup>。

内容面には、2015 年民法は下記の重要な新点がある。

(1)代理は個人、法人（代理人）が他の個人又は法人（本人）の名義を用い、民事取引を確立、履行することである(134 条第 1 項)。この定め方は法律の認識、制定、適用における明白性及び統一性を保障する。

(2)代理権確立の根拠について、代理権は（本人と代理人との間の）委任又は法定代理（権限のある国家機関の決定、法人の定款又は法令の規定）に基づき確立される(135 条)。

(3)代理人について:個人、法人が民事取引における他者の代理人になることができる。法令が定める場合、代理人は確立、履行される民事取引に合致する民事法律能力、民事行為能力を有さなければならない(134 条 3 項)。ある個人、法人は異なる複数の個人又は法人の代理人になることができるが、法律が異なる規定をする場合<sup>49</sup>を除き、本人の名義を用い、自己又は自己が代理人である第三者と民事取引を確立、履行してはならない(141 条 3 項)。代理の範囲に関して、法令に異なる規定がある場合を除き、法定代理人は本人の利益のためにあらゆる民事取引を確立、履行する権利を有する(141 条 2 項)；代理人は取引の相手方に自己の代理の範囲を通知しなければならない(85 条、137 条、141 条)。2005 年民法と比較すれば、2015 年民法における代理人に関する規定は下記のようにより整備された。

-法人が委任代理人になれる規定は 2015 年民法における代理の制定の著しい新規規定である。

-2015年民法は代理人の民事法律能力に関する要請規定を補充した；代理人が代理する全ての場合に十分な民事行為能力を有しなければならないことを要請しな

---

<sup>48</sup> 例えば、下記の例のようである。

-代理、委任代理、法定代理に関する 2005 年民法の 3つの条文（139 条、140 条、142 条）は 2015 年民法で代理と代理権確立の根拠に関する 2つ条文（134 条、135 条）に再構築された；

-個人の法定代理人に関する 2005 年民法 141 条は 2015 年民法で個人の法定代理人と法人の法定代理人に関する 2つ条文（136 条、137 条）に表される。

<sup>49</sup> 2015 年民法のこの規定により「法律が異なる規定をする場合」には、代理人は本人の名義を用い、自己又は自己が代理人である第三者と民事取引を確立、履行することができる。例えば、2014 年企業法には企業の権限者が同意、決定した場合、関係する具体的者との契約、取引が有効である規定がある（67 条、86 条、162 条）。

い<sup>50</sup>；一定の取引に対する「法律が定める場合」のみ代理人の民事法律能力に関して請求する(134条3項)<sup>51</sup>。この規定と合致する2015年民法136条1項は未成年者の子に対する法定代理が父母であると定めるが、父母が成年者（十分な民事行為能力を有する）でなければならないと強制しない。2015年民法138条3項は「満十五歳以上満十八歳未満の者は法令が民事取引は満十八歳以上の者が確立、履行しなければならないと定める場合を除き、委任代理人となることができる。」と定める。

#### (4)法定代理について

-**個人の法定代理**:民法典の規定に基づき、民事行為能力に関して一定の制限を有する者に対する法定代理は下記のようなものである。

+未成年の子に対する父母：136条1項の規定により、父母は未成年者の当然の代理人である。しかしながら、この規定は父母がいつでもあらゆる場合に未成年者の法定代理人であると意味しない。例えば、父母が134条3項に定められる条件を満たさない場合、一定の取引において未成年者の子の代理人になってはならない

+被後見人に対する後見人；行為認識制御困難者の後見人は、裁判所の指定を受けたときは法定代理人である

+上記の2つ場合に代理人を確定することができない場合、裁判所が指定した者（未成年者の父母を確定することができない又は後見人を確定することができない場合（136条3項））。2015年民法136条3項の規定は未成年者又は被後見人の法定代理人を確定できない実際の状態を克服し、これらの主体の正当な権利、利益を保護することに貢献する。

+民事行為能力被制限者については裁判所が指定した者。婚姻家庭関係において、妻又は夫は一方の方が民事行為能力を喪失し、他方が後見人になる要件を満たす、又は一方の民事行為能力が制限され、他方が裁判所に当該者の法定代理人として指定された。ただし、法律の規定に基づき、その者自身で関連する権利義務を履行しなければならない場合を除く<sup>52</sup>。

---

<sup>50</sup> 2005年民法は代理人が十分な民事行為能力を有しなければならないことを肯定したが（2005年民法139条5項）、法律行為に触れなかった。

<sup>51</sup> 例えば、企業の法定代理人（社長）を選定する場合、2014年企業法18条2項に定められている企業の指導、管理してはならない場合を参照しなければならない。従って、この人たちは企業の法定代理人になるため法律能力を有しないとみられ、企業の代表者に選定されることは不可能である。

<sup>52</sup> 2014年婚姻家庭法第24条第3項。

-法人の法定代表：一つの法人は複数人の法定代表者を指定することができ、法人の法定代理人が法人の長でなくても良く、法人が定款に基づき指定する者、法令の規定に基づき代理権限を有する者、裁判所における訴訟の過程において裁判所が指定した者が含まれる。法定代表者は代理の範囲に従い法人を代表する権限を有する。代理の範囲を具体的に確定することができない場合、法律が異なる規定をする場合を除き、法定代表人は本人の利益のためにあらゆる民事取引を確立、履行する権利を有する。

2015年民法は2005年民法の「法人の長」という概念<sup>53</sup>を使わないことは實際上に存在した不都合を解決した。何故ならば、「長」は具体的な役職でなく、多くの場合に法人の長を確定することができない<sup>54</sup>。

一つの法人が複数の法定代表者を持つことができ、各代表者が確定される期間と範囲において法人の代表する権限を有するという137条の規定は代理の制定の著しい新規規定である。この内容は2014年企業法13条の規定に完全に合致している。従って、有限責任会社と株式会社は複数の法定代表者を持つことができる。このことは企業、法人が連続的に中断されることなく活動できることを保証するための立法者の一貫性を表す。

2015年民法は、個人の代理人と同様に、法人の法定代表者が裁判所における訴訟の過程において裁判所が指定した者であり得る規定を補充した。あらゆる場合に、法人が代表者を有していることを確保することができるため、この補充は非常に積極的役割を果たしている。それにより、訴訟の過程において企業の代表者が協力しないことを防ぐことができる。

#### (5)委任代理

2015年民法138条1項<sup>55</sup>の規定により、委任代理の関係は受任者に対する委任者の一方法的行為または委任者と受任者に締結される委任契約であり得る。一方法的行為に確立される委任取引は個人が、自らにとって代理人となる他の個人、法人

---

<sup>53</sup> 2005年民法は法人の法定代表が法人の定款又は権限のある国家機関の決定による法人の長であると定めた。

<sup>54</sup> 例えば、企業の取締役会の会長、社長。

<sup>55</sup> 2015年民法138条1項は「個人、法人は他の個人、法人に対し、民事取引の確立、履行を委任することができる」と定めている。

に対し、委任意思を表現することにより、表現されることができ<sup>56</sup>、受任者が代理行為により承認したときから、有効である<sup>57</sup>。

つまり、委任は委任契約書（両方の相手が署名する）<sup>58</sup>又は委任状（委任者が署名する）により確立することができる。2015年民法は各当事者が委任状を公証することを請求せず、特別法が定めている場合に形式に関する条件のみを遵守しなければならない<sup>59</sup>。そして、民法はある者が業務を他者に委任したが当該作業を第三者に委任すること制限しない。

-世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織は、世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織の各構成員の共有財産に関係する民事取引の確立、履行を行う委任代表者としてその他の個人、法人を選任することを合意することができる(第138条)。2005年民法と比較すれば、2015年民法は世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織の委任代理に関する具体的規定を補充した。

- 2015年民法は2005年民法143条1項に定められた「法人の法定代表者は他人に委任することができる」という語句の代わりに、「法人が他の個人、法人に委任することができる」という語句を使う。したがって、委任する主体は法人の代表者でなく、法人である。

(6)代理行為の法的効果について:代理人が第三者と確立、履行した代理の範囲に合致する民事取引は、本人に対する権利、義務を生じさせる。代理人は、代理の目的を達成するために必要な行為を確立、履行する権利を有する。代理人が、代理行為の確立が錯誤、詐欺、強迫、強制によるものであることを知っていた又は知るべきであったにもかかわらず、依然として行為の確立、履行をする場合、本人がこれらの事実を知り又は知るべきであったが、異議を述べない場合を除き、本人に対する権利、義務は生じない(139条)。

(7)代理の期間について

---

<sup>56</sup> この委任関係は委任状又は他の形式により表される。

<sup>57</sup> この民法の思想は2015年民法48条2項に表される。従って、代理（後見人の代理権）は代理人に選定される者が同意する時点で確立される。

<sup>58</sup> 委任契約は典型的な契約に関する第十六章13節562条から569条まで定められる。

<sup>59</sup> 例えば、住宅管理権を委任する場合、各当事者は委任契約を作成しなければならない（住宅法155条2項）。

代理の期間、範囲は委任文書、権限のある機関の決定、法人の定款又は法律の規定により確定される。代理の期間、範囲を確定することができない場合、法定代理と委任代理は下記のように確定される。

- 期間に関して、代理権が具体的な民事取引に合わせて確定されたときは、代理の期間はその民事取引が終了した時点まで計算される。代理権が具体的な民事取引に合わせて確定されなかった場合、代理の期間は代理権が生じた時点から1年間とする(140条2項 a、b号);

- 委任代理は合意により; 委任期間が満了したとき; 委任を受けた作業が完成したとき; 本人又は代理人が委任の履行を一方的に終了したとき; 個人である本人、代理人が死亡した場合; 法人である本人、代理人が存在を終えた場合; 代理人が確立・履行される取引に合致する民事法律能力又は民事行為能力を有しない場合; 及び代理の履行を不可能とするその他の根拠により、終了する(140条3項)。

- 法定代理は個人である本人が成人した、又は民事行為能力が回復したとき; 個人である本人が死亡したとき; 法人である本人が存在を終えたとき; 本法典又はその他の関係法律の規定に基づくその他の根拠により、終了する(140条4項)。

#### (8)代理権を有しない者が確立、履行した民事取引の効果について

代理権を有しない者が、確立、履行した又は代理範囲を超えて確立、履行した民事取引は、代理権がない内容に対して本人に対する権利義務を生じさせない。ただし、(1) 本人が取引を公認した場合; (2) 本人が知ったが、合理的期間内に異議を述べなかった場合; (3) 本人に故意過失があり、それにより、取引をした者が、自己と民事取引を確立、履行した者が代理権を有していないことを知らず、又は知ることができなかつた場合;のいずれかに該当する場合を除く。

代理権を有しない者が確立、履行した又は代理範囲を超えて履行した民事取引は本人に対する権利義務を生じさせないが、代理権を有さない者は、自らが取引をした者が代理権を有しないと知っていた又は知らなければならなかつた場合を除き、自らが取引した者に対する義務を履行しなければならない。代理権を有しない者と取引をした者は故意に民事取引を確立、履行し、本人に損害を加えた場合、連帯して損害を賠償する責任を負わなければならない(142条、143条)。

## VIII. 時効

民法における時効に関する規定が民事関係における時効の本質に合致することを保証するため、2005年民法と比較して、本法典は新たなアプローチの仕方では時効について定める。それによって、時効は、自らの権利、合法的利益を実現、保護する民事関係の各当事者の責任を高めるための法的手段として定められる。それを通じて、民事関係及び関連を有するその他の社会関係を安定させることに貢献する。時効を適用するか適用しないかは民事関係の主体の選択次第である。公理を保護し、司法権を行使する機関として、各主体の時効適用請求がなければ、民事事件の解決を拒否するため、裁判所は時効に関する規定に自ら基づいてはならない。

そのような趣旨により、2005年民法に定められた4つの時効（民事権享受時効、民事義務免除時効、提訴時効、民事事件解決請求時効）を承継する一方、本法典は、民事関係における一方当事者又は各当事者の時効適用請求がなければ、裁判所は時効を適用することができない；民事関係における一方当事者又は各当事者の時効適用請求がある場合、請求は第一審裁判所が事件・事案の判決、解決決定を出す前になされなければならない；時効の適用により利益を享受する者は、時効の適用を拒否することができる、ただし、この拒否が義務履行を回避する目的である場合を除く、と定める(149条2項)。

同時に、時効の性質、主体の権利、利益、取引の安定に対してより明確性、合理性、平等性を確保するため、具体的民事関係における時効の適用、時効の計算方法が下記のように改正され、補充された。

-時効概念は短く、包括的な方法で定められた「時効とは法律が規定する期間であり、この期間が終了したときに法律が規定する条件に従って主体に対する法的効果が生じるものである」(149条)。2005年民法と比較すれば、2015年民法は人権、公民権が法律の規定によってのみ制限されるという憲法の精神に合致することを保証するため、「法令」を「法律」に使い変えた。

-提訴時効は、本法典、その他の関係法律に異なる規定がある場合を除き、財産と結びつかない人格権の保護を請求する場合、本法典、関連するその他の法令に異なる規定がある場合を除き所有権の保護を請求する場合、土地法の規定に基づく土地使用権に関する紛争及び法律が定めるその他の場合においては適用しない(155条)。

-主体が確立された取引に合致する行為能力を持たないこと、錯誤、詐欺、強迫、強制されたこと、又は形式に関する規定を遵守しないこと(本法典 125条、126条、127条、128条、129条)により、本法典の裁判所に対し民事取引無効宣言を請

求する時効は 2 年間であり、この時効が満了した時まで、民事取引無効宣言の請求がなければ、当該取引が有効とされる。2 年間の時効は (1) 未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者、民事行為能力被制限者の代理人が、本人が自ら取引を確立、履行したことを知った又は知るべきであった日； (2) 錯誤に陥った者、詐欺を受けた者が、当該取引が錯誤、詐欺により確立されたことを知った又は知るべきであった日； (3) 強迫、強制の行為をした者が、強迫、強制行為を中止した日； (4) 自己の行為を認識及び制御することができない者が、取引を確立した日；及び (5) 民事取引が形式に関する規定を遵守しない場合においては民事取引が確立された日、から計算される(132条)。

-裁判所に対して契約紛争の解決を請求するための提訴時効は請求権を有する者が自己の合法的権利、利益が侵害されたことを知り、又は知るべきであった日から 3 年である(429条)。

-損害賠償請求権の提訴時効は請求権者が自己の合法的権利、利益が侵害されたことを知り、又は知るべきであった日から 3 年である(588条)。

-遺産受領否定の時効は遺産分割の時点の前に適用される(620条3項)。

-相続人の分割請求の時効は相続開始から不動産につき30年、動産につき10年である。この期間が満了したときは、遺産はその遺産を管理している相続人に属する。遺産を管理している相続人がいない場合、遺産は不動産について30年間、動産について10年間、善意無過失で、連続で、公開的に占有する者の所有権に属する。上記のような遺産の所有権者になる要件を満たす者がいない場合、当該遺産は国家に属する。遺産分割請求の時効時効期間経過前に遺産が分割されが、遺言を発見された場合、遺言者が遺言に従った請求をすれば、遺言に従って遺産を再度分割しなければならない(623条)。

-外国的要素を有する民事関係に対する時効は当該関係に適用される法律に基づき確定される(671条)。

-時効に関する本法典の規定は監督審、再審の手続きに従って解決される場合を除き、2017年1月1日以前に確立された民事関係にも適用される(688条)。

## IX. 所有権、財産に対するその他の権利の確立、実施に関する総則

## 1. 所有権、財産に関するその他の権利に関してアプローチする観点について

民法典は、所有権の傍らに、占有及び財産に関するその他の権利を制定した。その中で、財産に対するその他の権利は、他の主体の所有権に属する財産を直接的に把握、支配する権利であり、隣接不動産に対する権利、享用権、地上権からなる、と理解することができる。このアプローチの方法は、以下の各要請に基づく：

第一に、民法典は、2013年憲法の財産に対する権利に関して規定を体制化し、民事交流における財産に対する各権利についての多様性、豊富性を公認する必要がある。所有権及び財産に対するその他の権利に関する規定は、“国家は、市場の各規律の尊重を基礎として、経済体制を構築し、整備し、経済を調整する”（53条 ※仮和訳者注 原文ママ 正しくは52条と思われる）2013年憲法の内容、精神を統一的に保証するためのものである。2011年から2020年の段階的な経済—社会の発展戦略及び社会主義が上昇する時期における国土建設綱領（2011年の発展補充）もまた、目標を強調する：所有者の法令の前の権利義務に関する各法令の規定を精査し、補充し、完全にする；所有者から経営のために財産使用管理をまかされた人の権利と責任、所有者、使用管理を任された人、労働者に利益分配する；各人が全面的に発展するため人権、公民権、各条件を保証する。

第二に、民法典は、各経済—社会関係の発展補助における合法的地帯を創出するための合法的、同一的、統一的な制度を十分に有し、包括性を有することを保証する必要がある。2013年憲法51条における規定、“国家は企業家、企業、及びその他の個人、組織が投資、生産、経営し；各経済部門を持続的に発展させ、国土の建設に貢献することを奨励し、条件を創出する。投資、生産、経営する個人、組織の合法的財産は、法令により保護され、国有化されることはない”、に従う。その精神の上に、財産登記における明白性。公開性の保証に関する規定；取引が効力を有する時点、財産に対する権利が移転する時点及び第三者対抗力の発生時点、一つの財産上に複数人の利益が存在する場合に所有者でない人の他人の財産に対する権利を分離し、所有者に対する所有者でない人の法律関係を繋ぐ…。法令の体制の整備は、所有者が大胆に投資し、又は自らの財産を安心して他の投資、使用を開発する者に交付すること、及び所有者でない人も大胆に、安心して他者の所有する財産に投資すること、に関する法律的機会及び法律的保証を増すことを狙う。

第三に、民法典は、法律が財産に関する権利についての各問題を法定することの保証を必要とする。所有権及び財産に対するその他の権利を具体的に規定することは、社会秩序及び民事交流の秩序における法令政策に関して大きな意義を持ち、共通利益及び主体の利益を覆すような影響を与えない。これら権利は、絶対性、排他性、支配性を有するので、それぞれの場合に、権利の種類、内容、効力に関して、具体的に法定されなくてはならない。もし、これら権利が法定の原則によるものでなければ、社会秩序及び取引秩序は、共通利益及び主体の利益を覆すような影響を与える。

第四に、財産の対するその他の権利を補充し、完全なものにする。2005年民法は財産に対する一つの権利として、隣接不動産の制限使用権<sup>60</sup>を規定しており、財産の所有主でない人の各権利につき複数の規定（173条）を有していた。しかし、その規定は、以下のように制限されていた：まだ基本的な他の権利を全く包含していない、各権利を処理する場合における、各権利間の新しい関係、法律的な効果をまだ規定していない。物に従った権利であることをまだ全く規定していない。この条は、“財産及び所有権”は、十分に法律的基礎を有して作られていないので、“動的”な性質を発揮しておらず、国家全体の財産の経済的価値の最大限の開発をしておらず、財産所有主でない個人、法人の権利に関連を持つ関係に関して、ベトナムの社会生活において日々たくさん発生しつつある法律的調整の需要に合致しておらず、関連を有する社会関係において社会秩序の安定を保証していない。実際、たくさんの人がたくさん財産を有する。所有主が自らのたくさん財産の利益を最大に開発することを助けるため、法令もまた、所有主が開発、使用のために自らの財産に対する権利を他の主体に交付し、一定の経済的利益を財産所有主に納入するための制度を作ることが必要である。定期的な財産の投資及び使用のために、財産に対する各権利は明らかに規定されて公開の制度を有することが必要であり、同時に所有主が再び財産の返還を求めるときのリスクを避ける必要がある。

---

<sup>60</sup> その中に、隣接不動産を通過する権利（275条 ※仮和訳者注 原文ママ 正しくは254条と思われる）、隣接不動産を通過する送電線、通信線の設置の権利（276条、※仮和訳者注 原文ママ 正しくは255条と思われる）隣接不動産を超えて給排水する権利（277条、※仮和訳者注 原文ママ 正しくは252条と思われる）、耕作における灌水、排水に関する権利（278条、※仮和訳者注 原文ママ 正しくは253条と思われる）がある。

2005年民法の複数の不十分さを克服し、実際の要請に合致するため、2015年民法は財産に対するその他の権利、それは隣接不動産に対する権利、享用権、地上権<sup>61</sup>からなるが、を補充して、その権利の主体がその他の主体に所有権が属する財産を把握し、支配することを許した。

## 2. 所有権、財産に対するその他の権利の確立、実施、保護の原則について

法典の新たな基本点は、どれもより明確に、物権<sup>62</sup>に関する理論に基づき、財産及び所有について規定する。それに従って、所有権、財産に対するその他の権利の法律的本質は、主体が財産に対して直接的権利を有し、財産を直接に把握し、支配して、他の主体の意思、行為に従属しない。それにより、主体が財産に対する自らの権利を順調に実施すること、所有主及びその他の主体の合法的権利、利益が尊重され、擁護されること、関連を有する社会関係が安定して秩序を保つことを保証するために、法典は、所有権、財産に対するその他の権利の確立、実施、及び擁護に関する各原則を具体的に規定する。その中には：

- 法定原則：所有権、財産に対するその他の権利は、民法典、他の関連を有する法令が規定する場合に、確立され、実施される（2015年民法160条）。これは、世界中のたくさんの国の民事法令に認められている原則である。それによれば、民事法令関係の主体は、法令が公認ずみの者に対する権利以外の物に対する各権利（所有権、財産に対するその他の権利）を自由に作出することができない。

法定の性質は、所有権と財産に対するその他の権利の関係の中で体现され、それによれば、法典は、財産に対する他の権利の規定が、所有権が移転した場合でも依然として効果を有する場合（ただし、民法典、他の法律が異なった関連規定を有する場合を除く）、法令全体と穏当に合致しており、所有主は、その財産に対するその他の権利を有する現在の主体の占有から再び財産の返還を求める権利を有さない。その当事者、所有主は第三者から平穏に財産の返還を受ける権利を有しておらず、もしこの者に対する民事取引が、無効な民事取引において平穏な第三者を擁護

---

<sup>61</sup> 2015年民法159条、245条から273条

<sup>62</sup> 物権は、主体（権利を有する者）が直接かつ即時に物の上に実施できる権利で、他の者の仲介の役割を要しない。

する規定に従って無効でないが、提訴し、要求する権利を有する場合には、第三者に対して権利を確立する取引につき誤った主体は、法的な費用及び損害賠償を支払わなければならない（160条、166条、164条）。

- 物に対する権利を有する主体の原則は、自らの意思に従って、権利の対象の上に実施される：所有主は財産に対して、自らの意思に従ってそれぞれの行為を実施できるが、法律の規定に反すること、損害を惹起すること、又は国家、民族の利益、公共の利益、他者の合法的権利利益に悪影響を与えることはできない。財産に対するその他の権利の主体は、この法律、関連を有する他の法律の規定する範囲内で、それぞれの行為を実施することができるが、損害を惹起すること、又は国家、民族の利益、公共利益、財産所有者又は他者の合法的權益に悪影響を与えることはできない。誰も法律に反して所有権、財産に対するその他の権利を制限、はく奪されることはない。国防、安寧又は国家利益、緊急の理由、自然災害対策で真に必要な場合には、国家は、組織、個人の財産を市場価格に従って賠償して、強制収容、強制使用する（160条、163条）。

所有主、財産に対するその他の権利の主体は、法律の規定に反しない方法で、自らの権利を侵害する者の行為を例外なく、自ら防衛し阻止する権利を有し、裁判所、その他権限を有する国家機関に要求して、侵害行為者をして財産を返還させること、所有権、財産に対するその他の権利の実施に関する法令に反する妨害行為を終了させること、及び損害賠償をさせることの権利を有する（164条）。

このような法典上の規定は、物に対する権利の絶対性の原則の具体化である：

（1）物に対する権利を有する者は、法令の規定に反してはならないが、自らの意思に従って完全な権利の対象に対して、各権限を実施できる権利を有している；

（2）物に対する権利を有する者は、侵害行為を行う他の主体の前に、自らの権利を防衛する権利を有しており、物に対する権利を有する者は、他の主体それぞれに対して対抗する権利を確立される。

### 3. 所有権、財産に対するその他の権利の確立時点について

所有権、財産に対するその他の権利の確立時点に関する法典の規定は、以下の基礎の上にアプローチすることができる。

第一に、財産、所有権、及び財産に対するその他の権利に関する法典の規定の一体化、統一を保証する。それに従って、所有権、財産に対するその他の権利、主体の権利、利益に関連を有する関係を明確にするために、民法典は、法律的に、所有権、財産に対するその他の権利の確立時点、取引が効力を有する時点及び第三者への対抗力発生時点をはっきりと切り離さなくてはならない。それを通じて、民法が市場関係の法律になることに寄与することになる。

第二に、ベトナムの現行の法令制度において、民法典に加えて、財産に関する権利の移転時点は、以下のように、他の多くの法令文書に規定される。：2013年土地法、2014年住宅法、2005年商法、2014年婚姻家庭法、2009年に修正、補充された2005年知的所有法… それによれば、関連を有する法律に対して同一化、統一を担保することに加えて、法典は、所有権、財産に対するその他の権利の確立に関して、一つの共通原則を確立して、法令の認識、作成、及び適用における統一性を保証することが必要である；

このようなアプローチの観点の上に、2005年民法のような所有権の確立に関する規定の代わりに、法典は、所有権に対する法律制度において財産に対するその他の権利の確立時点に関して具体的に規定した。それに加えて、法典は、また、権利確立時点の確定の手続をはっきりと規定する：（1）民法典、関連を有する他の法律に規定された時点に従った確立；（2）民法典、関連を有する他の法律が規定を有さない場合は、当事者の合意に従う；（3）これら2つの根拠がない場合は、所有権、財産に対するその他の権利の確立時点は財産が引き渡される時点<sup>63</sup>である。

## X. 占有

---

<sup>63</sup> 2015年民法161条の規定に従って、財産引き渡しの時点は、権利を有する者又それらの合法的代理人が財産を占有した時であり、財産が引き渡されていないが、天然果実、法定果実が発生している場合、他の合意がある場合を除き、天然果実、法定果実は引き渡された財産を有する当事者に属する。

2005年民法は、占有は所有権の3つの権能の一つであると規定し、同時に、2005年民法の複数の規定は、ある主体の占有権の性質を、その主体が物に対する所有権の確立を求めることから出発している<sup>64</sup>。2005年民法は、所有権の一つの権能の占有と実際の状態（占有の実情）としての占有をはっきりと区別しておらず、この実際の状態が、所有権の擁護に比して、独立に擁護され得ることを認めていない。実際には、合法的財産を有する多くの人があるが、迅速に自らの権利の資格を証明することが困難であり<sup>65</sup>、それにより、彼らが自らは保護される新たな財産所有主であることを証明しなければならないことを強制される場合、合法的でなくなる。

この問題を解決するため、法令は実際の占有状態を保護する規定を作成して、他者による暴力を用いた財産強奪に対抗する必要がある；それに従って、人は占有状態を保護することができるが、所有権の証明をする必要がなく、実際に占有をしていること、及びその財産の強奪行為を実施した者がいる、という2つの要素を出すのみでよい。占有に関する2005年民法の規定を完全にする要請の提出につき、いくつかの問題がある。

それによれば、2015年民法は占有に関して一つの独自の章を規定する（第二編、第7章の全7条、179条から185条）。それによれば、占有の制度は、所有権、財産に対するその他の権利とは独立して、主体が直接的に財産を把握、支配する、又は財産に対する権利を有する主体のように間接的に把握、支配するなど、人と財産の間の実際の状態として、設計される。これら各規定は、社会関係の多様性との合致、財産が民事取引される過程での安定の保証、財産に対する関係ごとの性質に符合する法律制度、特に人と財産との間の実際の関係（物に対する占有、関係）及び人と財産に対する人との間の実際の関係（人に対する関係）の法律制度の構築を狙っている。2015年民法の占有制度は、占有に関する実際の状態尊重、財産返還要求のための実力行使の最大の制限、それを通じた社会関係における秩序担保の基礎；効果的

---

<sup>64</sup> 無主財産、所有者を確定できない財産に対する所有権の確立（239条 ※仮和訳者注 原文ママ 正しくは228条）、発見された埋蔵、隠匿、埋没、水没財産に対する所有権の確立（240条 ※仮和訳者注 原文ママ 正しくは229条）

<sup>65</sup> 例として、電話、装飾品のような所有権登記のできない財産... 所有者は購入済みであるが領収書を補完していないことにより、又は贈与したが、文書の契約書を作成しないことにより、自らの権利を証明できない。

だが浪費しない方法で主体それぞれが安心して投資して財産を開発するため基礎、の上に構築されている。2015年民法に規定される占有の内容は以下からなる：

## 1. 占有概念

占有の概念は、2015年民法の179条1項に規定され、それに従って、“占有とは、主体が、財産に対する権利を有する主体のように、直接又は間接的に財産を把握、支配することである”。この規定は、ローマ時代から現在に至るまで<sup>66</sup>民事法令全体における占有に関する基本要素、実際に財産を把握、支配すること<sup>67</sup>及び自らの財産のように占有する意思<sup>68</sup>、を体現している。

## 2. 占有の分類

占有主体を根拠に、2015年民法は占有を所有主の占有と所有主ではない人の占有からなると規定している（179条2項）。所有主に対しては、占有は状態であるとともに、権利である。所有主でない人の占有は、民法典の228条（所有者を確定できない財産に対する所有権の確立）、229条（発見された埋蔵、隠匿、埋没、水没財産に対する所有権の確立）、230条（他人が紛失、遺失した財産に対する所有権の確立）、231条（逸れた家畜に対する所有権の確立）、232条（逸れた家禽に対する所有権の確立）、233条（養殖水産物に対する所有権の確立）、236条（法令の根拠なしに財産を占有し、利益を得ることによる時効に基づく所有権の確立）が規定する場合を除き、所有権の確立根拠にはならない。

---

<sup>66</sup> 司法省民事経済法局と JICA プロジェクトの協同による、2016年6月17日に実施した、2015年民法の新しい基本事項を紹介するワークショップの資料。

<sup>67</sup> ローマ法令における、“実際に財産を把握、支配すること”は”Corpus possessionis”と呼ばれ、物質的要素と理解され、占有の客観的要素と呼ばれる。この要素は、対応している者が財産に対する権利を有する者であると思われることは、具体的な対応行為から成ることを表現する。それら各行為は物質的である。タンスの中の物品を整理する、家の扉を手入れする、草木を手入れする。しかしそれら行為は法律的な対応行為でもあり得る。税務機関に土地の税金を支払う、及び領収書をもらう、借用契約書を締結する、財産管理をする。

<sup>68</sup> ローマ法令における、“自らの財産のように占有する意思”、は”Animus possessionis”と呼ばれ、意思要素と理解され、主観的要素と呼ばれ、財産に対する占有者の権能が含まれている対応態度から成ることを表現する心理状態である。この態度はすべての者に、世界中のその他の者と異なって、占有者が財産に対して権利を有する者の一人であるとの外観を作り出す。

占有者の意思に基づき、2015年民法は善意無過失占有と善意無過失でない占有を区別している。その中で、善意無過失占有は、占有者が、自己が占有する財産に対する権利を有すると信じることにつき根拠のある占有である（180条）。善意無過失でない占有とは、占有者が、自己が占有する財産に対する権利を有しないことを知り又は知るべきである占有である（181条）。これらは、2015年民法に新たに補充された規定である<sup>69</sup>。

占有の期間に基づき、2015年民法182条は、連続占有と連続でない占有を区別する。それによって、“連続占有とは、当該財産に対する権利に関する紛争がなく一定期間行われる、又は紛争はあるが裁判所又はその他の権限のある国家機関の法的効果のある判決、決定によりまだ解決されていない占有であり、財産が他の占有者に引き渡されているときも含む”（182条）<sup>70</sup>。同時に、2015年民法は、以下についても肯定する；連続でない占有は、本法典第184条に規定される占有者の状態及び権利について推定する根拠とはみなされない。

占有の明白性に基づき、2015年民法183条は、公開占有と公開でない占有を区別する。その中で、公開占有は、明白で秘匿されない方法で実施される：占有中の財産は性能、効用に従い使用され、及び占有者が自己の財産のように保管、保存する占有である。公開でない占有は、本法典第184条に規定される占有者の状態及び権利について推定する根拠とはみなされない。

第二編、第7章に規定する占有の分類の外に、占有は、法令の根拠を有する占有と法令の根拠を有さない占有に区別できる。それによれば、2015年民法165条1項の規定は、法令の根拠を有する占有とは；所有者が財産を占有する；ある者が所有者の委任を受けて財産を管理する；ある者が法令の規定に合致する民事取引を通じて占有権限の引渡しを受ける；ある者が、本法典の規定、関係法令のその他の規定に基づく条件に合致して、無主財産、所有者が誰であるかを確定することができない財産、紛失、遺失、埋蔵、隠匿、埋没、水没財産を発見し保有する；ある者が、本法典の規定、関係法令のその他の規定に基づく条件に合致して、逸れた家畜、家

---

<sup>69</sup> 従前、民法は“法令上の根拠を有する善意無過失占有”概念を使用するのみであった。

<sup>70</sup> 2015年民法のこの規定は、この問題について、2005年民法の従前の規定より明確である。

禽，養殖水産物を発見し保有する；法令が規定するその他の場合、であるとする。上記の各場合に属さない財産の占有は法令の根拠を有さない占有である。

### 3. 占有者の状態及び権利

2015年民法の特別な点は、184条の占有者の状態について推定する規定である。それに従うと、占有者は常に善意無過失と推定され、それにより、占有者が善意無過失でないと主張する者は誰でも、証明しなければならない。財産に対する権利につき紛争がある場合、占有者はその権利者であると推定され、占有者に対して紛争する者は占有者が権利者でないことを証明しなくてはならない。善意無過失，連続，公開の占有者は，本法典及びその他の関係法律の規定に基づき，権利享受時効の適用を受け，及び財産がもたらす天然果実，法定果実を享受する（184条）。それに加えて、2015年民法は善意無過失占有者が、その占有を連続、公開で実施した場合、動産につき10年、不動産につき30年で権利享受時効が適用され、及び財産がもたらす天然果実、法定果実を享受する（184条3項、236条）。

### 4. 占有の保護

2015年民法は、所有権の保護から独立した占有保護規定を補充した。具体的には、2015年民法185条が、“占有が他人に侵害された場合，占有者は，侵害行為をした者に対し，行為の中止，原状回復，財産の返還及び損害賠償を請求し，又は裁判所，その他の権限のある国家機関に対し，その者に行為の中止，原状回復，財産の返還及び損害賠償を強制するよう請求する権利を有する”と規定する。

## XI. 所有形式

法典は、全人民所有、単独所有及び共同所有からなる3つの所有形式を規定し、2005年民法が6つの所有形式（国家所有；集団所有；私人所有；共同所有；政治組織、政治 - 社会組織の所有；政治社会-職業組織、社会組織、社会職業組織の所有）を規定していたものを変更した。これらの規定は、以下の各根拠より発している。

第一に、所有に関する 2013 年憲法の内容、精神との合致を保証する。それによって、2013 年憲法は、それまでの憲法と同様に、所有制度、所有形式又は各経済構成要素に関して具体的に規定し、“ベトナムの経済は、社会主義志向の市場経済であり、複数の所有形式、複数の経済構成要素を認める；国家経済は、主導的な役割を果たす”“各経済構成要素は、いずれも国民経済の重要な構成部分である。各経済構成要素に属する主体は、平等であり、法律に従って協力、競争する”ことを肯定する（51 条 1 項及び 2 項）。

第二に、2005 年民法の制限、不十分さの克服である。2005 年民法の 6 つの所有形式は、所有権の主体の区別に基づいていたが、民事関係の精神、法律的観点に基づいておらず、錯綜する所有形式の内容の重複は示すが、各所有形式の包括性については不十分である。民事における所有形式に関して最も大きく異なるのは、所有主の自らの財産に対する権利実施方式である。その中で、所有主一人又は複数の所有主に属する財産に対する権利実施方法が、最も基本的な相違点である。各所有形式の確定は、所有主の各権利実施における特殊性についての根拠が必要であって、所有主の性質、役割に対する根拠が必要なわけではない。以上の原理に基づき、2015 年民法は 3 つの所有形式を規定し、それによって、一人の人（個人、法人）は一つの財産に対する全面支配権を有する場合、これが単独所有である；二人以上の人が一つの財産に対して、ともに占有、使用、決定権を有する場合、これが共同所有である；自らの国家を通じた人民全体が所有主の各権利を実施する場合、これが全人民所有である。全人民所有に属する財産は憲法、民法及び各特別法が規定する；共同所有の形式、又は単独所有の形式に属する財産は、例外なく、民法 105 条に規定される合法的財産である。単独所有及び共同所有の形式を規定することは、法律上の本質及びこの問題に関する国際通例に完全に合致し、より統合性を有する民法における所有関係に関する各規定の実施に貢献する。

## 1. 全人民所有

全人民所有の形式は、第二編の 13 章に規定され、8 条（197 条から 204 条）からなる。2015 年民法の新しい点は、所有形式の呼称を、2005 年民法の“国家所有”との呼称から、“全人民所有”と変えて規定したことである。この所有形式の内容は、2005 年民法の国家所有に関する各規定を承継している。

2013年憲法の規定に従って、土地、水資源、鉱物資源、海域、空域の利権、その他の天然資源及び国家の投資、管理による各財産は、所有主の代理であり、統一管理を行う国家による全人民所有に属する財産である。憲法に基づき、2015年民法は全人民所有に属する財産を所有形式の一つと特別に規定する。

## 2. 単独所有

単独所有形式は、2015年民法の2つの条（第二編13章の205条と206条）が規定する。2015年民法205条は、この所有形式の主体、客体を確認し、それに従って、“単独所有とは、一人の個人又は一つの法人の所有である”。2015年民法は、2005年民法のように単独所有形式に属する財産の各種類を列挙しないが、所有主（個人又は法人）の単独所有に属する各合法財産は、法令によって一様に保護され、国有化されないとの原則を規定する；所有主は、単独所有に属する財産を、様々な目的のため、占有、使用、処分する権利を有するが、法令に反することができず、国家、民族の利益、公共の利益、他人の権利及び合法的な利益に損害を加え又は影響を与えることはできない。

## 3. 共同所有

2015年民法は、全14条（第二編13章に属する207条から220条）で共同所有を規定する。共同所有に関する多くの規定は、“共同所有は、財産に対する多数の主体の所有である”“共同所有は持分のある共同所有と合一共同所有からなる”（2015年民法207条）のように、2005年民法の基本的規定を承継する。同時に、法典は、共同所有に関して、いくつかの新しい点を有し、それは以下からなる：

- 2015年民法は、2005年民法218条が規定する混合する共同所有の規定を廃止した。理由は混合する共同所有は多数の主体が一つ又はいくつかの財産を共に所有する場合に生ずるもので、共同所有の特殊な点ではないからである。

- 2015年民法は、以下の内容に対して、家族の各構成員の共同所有に関する規定を補充した：家族の各構成員の共有財産は、各構成員が拠出し、共に創設した財産、及び本法典、その他の関係法律の規定に基づき所有権を確立したその他の財産から

なる；家族の各構成員の共同財産の占有，使用，処分は，合意の方式に従って行われる；不動産，登記のある動産である財産，家族の主要な収入源である財産を処分する場合，完全民事行為能力を有する成年者である家族の全構成員の合意がなければならない。ただし，法律に異なる規定がある場合を除く；合意がない場合，本法典及びその他の関係法律に規定される持分のある共同所有に関する規定を適用する。ただし，夫婦共同所有に属する財産を処分する場合を除く。世帯の各構成員の共同所有財産もまた，家族の構成員の共同所有に関する各原則に従って確定される（212条）。

- 2015年民法は、共同所有主の一人又は複数の、共同所有に属する財産に対する所有権の放棄に関する規定を、より明確かつ詳細に規定する方向性で、修正し、補充する<sup>71</sup>。

## XII. 財産に対するその他の権利<sup>72</sup>

2015年民法は、所有権は財産に対して最も満ち足りて、最も重要な権利であることを認識し、同時に、245条から273条において、財産に対するその他の権利<sup>73</sup>を認め、発展させる。2015年民法は、財産に対するその他の権利に関する定義を取り上

---

<sup>71</sup> それに従って、2015年民法218条4, 5, 6項は以下のように規定する：

- 不動産に対する共同所有者のうちいずれか一人が自己の所有持分を放棄した場合，又は一人が死亡して相続人がいない場合，その所有持分は国家へ帰属する。ただし，共同体の共同所有の場合は，残りの各共同所有者の共同所有に属する。

- 動産に対する共同所有者のうちいずれか一人が自己の所有持分を放棄した場合，又は一人が死亡して相続人がいない場合，その所有持分は残りの各所有者の共同所有に属する。

- 所有者全員が共有財産に対する自己の所有権を放棄した場合，所有権の確立は本法典第228条の規定に基づき適用される。

<sup>72</sup> この章は、2017年2月20日に実施された、司法省民事経済法局とJICAプロジェクトが協同による、中部地域で業務を実施する人に対する2015年民法の新しい基本を紹介するセミナーの資料に基づき展開される。

<sup>73</sup> 財産に対するその他の各権利は、いくつかの国の民事法令において“その他の物権”又は“制限物権”（仏語で *droit reel*、英語で *real rights*）と呼称される。2015年民法立法過程で、“その他の物権”は使用を承認されず、既にベトナム化されている他の呼称“財産に対するその他の権利”を使用することに変更になった。しかし、この制定は、依然として、物権の理論の一番の基本を内包することを体現している。

げ、それに従って、“財産に対するその他の権利とは、主体が他の主体の所有権に属する財産を直接把持、支配する権利である”<sup>74</sup>。2015年民法が認めた財産に対するその他の権利の確立、実施の原則は、法定（民法又は関連を有するその他の法律）の原則である<sup>75</sup>。

2015年民法は、財産に対するその他の権利3つを認め、それらは隣接不動産に対する権利、享用権、quyền địa dịch（※仮和訳者注 原文ママ、地役権のことと思われるが、正しくは地上権 quyền bề mặt、と記載すべきであったと推測される）からなる。

## 1. 隣接不動産に対する権利

1.1 呼称について、2015年民法は、“地役権”又は“隣接する不動産の制限使用权”（2005年民法273条）との用語を使わないが、“隣接不動産に対する権利”を使う<sup>76</sup>。

1.2 確立根拠について、隣接不動産に対する権利は、法律の規定、合意<sup>77</sup>、又は遺言に従って、自然の地形により確立する。このように、2005年民法と比較して、民事権の限界に関する規定と合致させるために、法典は、法令の規定に従うことに替えて、法律の規定に従うというはっきりと確立根拠を規定した；民事関係の主体の意思を尊重するため、合意の外に、法令は遺言のよる一方的意思による確立根拠を補充した；同時に、関連する不動産所有者の、隣接不動産に対する責任を分離するため、法典は、隣接不動産に対する権利の確立につき従う地形は、自然の地形でなければならないと規定する。もし、確立が人の行為によりなされるなら、その者

---

<sup>74</sup> 2015年民法159条1項

<sup>75</sup> 2015年民法160条1項

<sup>76</sup> 2015年民法は、地役（漢越語）の用語が相互に異なる理解方法、内容を導き得るので、地役をこの制度の呼称を使用しない。2015年民法は、また、“隣接する不動産の制限使用权”という用語を使わないが、その理由は、相互に使用しなければならない二つの不動産を法令が要求しない関係が複数あるからである；法令は、不動産の一人の所有者の使用権の限界を定めるのみである。なぜなら近接する不動産所有者ではなく、近接する不動産所有者の利益は、その不動産を制限使用しないからである。

<sup>77</sup> 例えば、小さな裏通りの奥に広がる不動産の所有者は、隣り合っている不動産を通過することで、より早く公共の道にでることができる；隣接不動産を全部購入する（値段が高すぎる）交渉の代わりに“通過路に関する地役権”購入の交渉をすることができる（より安い）。

は、その他の合意がある場合を除き、総則的規定に従って、隣接不動産の所有者に民事責任を負わなくてはならない（246条）。

**1.3 内容**について、2015年民法に規定される隣接不動産に対する権利は、以下からなる：隣接不動産を超えた給排水に関する権利（252条）；工作における灌水，排水に関する権利（253条）；通過路に関する権利（254条）；他の不動産を通過する送電線，通信線の設置（255条）。

これらの基本に関する各規定は、以前の、2005年民法の隣接不動産の制限使用権に関する規定を承継した。しかし、2005年民法と比較すると、法典は、アプローチ方法及び規定内容に関して、全面的に基本の修正、補充をした。その中で、二人の不動産所有者<sup>78</sup>と2005年民法にあるような関連不動産の“制限使用”との関係というアプローチ方法の代わりに、法典は、地役の正しい精神に従うアプローチ方法をとる。それに従って、隣接不動産に対する権利の本質は、二人の主体ではなく、二つの不動産の関係である。245条は、隣接不動産に対する権利とは、他人の所有権に属する他の不動産（以下「権利享受不動産」という。）の開発に役立てることを目的として、ある不動産（以下「権利負担不動産」という。）上で行使される権利である、と規定する。権利享受不動産の開発に向けてのサービスは、権利負担不動産を直接使用するだけでなく、権利享受不動産が権利負担不動産を直接使用しない場合は、権利享受不動産を開発するサービスのために権利負担不動産の使用を制限することを適用できる<sup>79</sup>。このアプローチ方法は、民事関係における各主体に作用するだけでなく（私的地益）、国家の計画、建設及び発展戦略に関する各民事関係における各主体に作用する（公的地益）。その精神の上に、法典は、隣接不動産に対するその他の権利を、法定の性質に従って、物に従った権利<sup>80</sup>の一つとし、この権利の存在

---

<sup>78</sup> 隣接不動産の制限使用権の概念は、2005年民法に記載されており、それは、二人の不動産所有者間の関係である。

<sup>79</sup> 地役の典型例は空港の地役である。空港の中心からの半径の道路の範囲に位置する不動産は高度な開発ができない。飛行機の安全な上昇、降下を担保するためである。

<sup>80</sup> 法令は所有者が他者の不動産の制限使用について合意することを禁じないことに注意が必要である。例えば、2人の隣接する不動産の所有者が、公道に出るために他者が自らの不動産を通過するときは許可を得る、許可はその者に対するもので他の誰に対するものでない、という合意をする。このような合意は“法定”ではなく“協約”と呼ばれ、地役を作るのではなく、二者間を拘束する債権を作り出す。

は、存在する各関連不動産により、たとえ、権利享受不動産及び権利負担不動産が他者に譲渡された場合でも依然として権利享受を求める（247条）。隣接不動産に対する権利の変更は、権利負担不動産の使用、開発に関する変更が、権利享受不動産に対する権利の実施を変更するに至る場合に適用されるのみである。この場合、権利負担不動産の所有者は、権利享受不動産の所有者に対して、合理的期限内に前もって通報しなくてはならない。権利負担不動産の所有者は、権利享受不動産の所有者がこの変更合致するように便宜な条件を作らなくてはならない（249条）。

2015年民法は、隣接不動産に対する権利実施の原則に関して新たな規定を補充した。それによって、民法248条は、隣接不動産に対する権利の行使は各当事者の合意に従う、と規定する。当事者が合意しない場合は、以下の各原則に従って実施する：（1）全ての権利享受不動産及び権利負担不動産の使用目的に合致して、権利享受不動産の開発の合理的な需要を確保する；（2）権利負担不動産に対する権利を濫用してはならない；（3）権利享受不動産に対する権利の行使を妨害し、又は困難にする行為を実施してはならない。

2015年民法は、関連するその他の新たな点として、囲繞地の通行路に関する権利を規定する。それ以前に、2005年民法は、“他の各所有者の諸不動産に囲まれ、通路がない不動産の所有者は、隣接する不動産の所有者の中の一人に、自己の不動産を公共道路に繋ぐ通路を設けるよう要求する権利を有する。要求された人はその要求を満たす義務を負う”と規定する<sup>81</sup>。2015年民法は、“他の所有者の不動産に囲まれ、公共の道路に出る通路がない又は十分でない不動産を有する所有者は、囲んでいる不動産の所有者に対し、その土地部分の上に自己のために合理的な通路を確保するよう請求する権利を有する”（254条1項）ことを肯定し、囲繞地所有者は、囲んでいる不動産の所有者に要求する権利があるのであり（その意味は、囲んでいる不動産所有者の一人、又は複数、全員にさえも請求する権利があるということである）、2005年民法のように、その一人のみではない。

---

<sup>81</sup> 2005年民法275条1項

1.4 終了根拠について、隣接不動産に対するその他の権利が終了する場合は、；

(1) 権利享受不動産及び権利負担不動産が一人の所有権に属する；(2) 不動産の使用、開発が権利を享受する需要を失った、不動産が他の道路を有して、囲繞地でなくなったことからなる；(3) 各当事者の合意による、期限が終了した、及び期限終了の前に、当事者が終了の再合意をした場合からなる；(4) 法律の規定に基づくその他の場合(256条)、である。

このように、2015年民法の隣接不動産に対する権利の実施効果を保証するため、隣接不動産の制限使用权に関する規定の2013年土地法171条；2014年建設法47条3項<sup>82</sup>を案内する規定が必要であり、隣接不動産に関する2015年民法の新しいアプローチ方法と合致させるために関連を有する法規範文書(土地法、住宅法、不動産事業法、建設法…)の修正、補充が必要である。

## 2. 享用権

2015年民法は、初めて<sup>83</sup>、享用権を具体的に規定する。それに従うと(257条)、享用権とは、一定の期間内において、他の所有者に属する財産の効用を開発し、果実、利子を享受できる権利である。このように、享用権は、所有権の内容から分離した性質として認められる。享用権者は、法定期限内に使用权を把握する<sup>84</sup>；

---

<sup>82</sup> 2014年建設法47条3項：建設企画許可書の内容は、企画実施区域の範囲、規模、許可を求める建設企画の土地使用の経費、土地使用開発に関する要請、土地の上下の構造空間、技術インフラ、社会インフラの作成に関する要請、景観保護に関する要請、プロジェクト区域の環境保護に関する要請、建設企画書の期限に関する要請、からなる。

<sup>83</sup> 実際の生活において、享用権は、昔も今も多くの状態で存在するが、法令はまだはっきりと規定していなかった。考えられる例として以下のものがある。

- 例1：所有者が財産を贈与するが、受贈者に財産売却(決定)を許可しない。

- 例2：父母が家を購入して、果実を得て生活を担保して子供に開発の全権(賃貸)を授けた。しかし、父母は依然として登記簿上の正しい財産所有者である。

- 例3：父母は、大会社の戦略的株主(※仮和訳者注 詳しい定義は2017年126号議定6条3項参照)である。大きくなったとき、父母は株主権を子供に授けた。しかし生活のための財産を維持するために配当権を依然として把握する。

<sup>84</sup> 享用権者は使用权の全部を有しているわけではなく、“一定の期間において”(257条)実施できるのみである。具体的には、“享用権の期限は当事者の合意又は法律の規定によるが、最初の享用者が法人であるときは最長で30年”、“最初の享用者が個人である場合は最長で死亡するまで”である(260条)。このように、享用権は、使用权と比較して、期限の問題について異なったところがある。例えば、一人の個人が家を享用できる場合でその者が死んだ場合、享用権は終了する；しかし、その者が

所有者は財産に対する自らの決定権を把握している。享用権は、一つの独立した財産価値を有する権利となり、享用されうる財産の一つの部分的財産のように看做される。財産としての資格で、享用権もまた、（法律の規定に従って）独立した方法で、取引することができる。

享用権の補充は、権利の移転により自らの所有権に属する財産の効用の開発、果実、利子の享受を他の主体に与えることで、民事関係における主体が財産の効用開発における選択することを増やすことに貢献し（地上権の賃貸、売却、贈与、移転に加えて）、享用権の主体は法令の規定に従って権利義務を実施することができる。それを通じて、各享用関係における、そして享用関係と他の関係との間の、各主体の権利、義務を確定する法律的基础が明確になり、各社会関係における秩序安定が保証される<sup>85</sup>。

上述したアプローチ方法により、法典は享用権の基本的内容に関して以下のよう  
に規定する：

---

その家を賃貸した場合で家族も一緒に住んでいる場合、その者が死んでも使用権は終了しない（2014年住宅法 131 条 2 項 d 号）

- 2015 年民法の享用権の主体の権利内容については、享用者は“自ら又は他人をして、享用権の対象を開発し、使用し、天然果実、法定果実を収益する”（361 条 ※仮和訳者注 原文ママ 正しくは 261 条）；しかし、使用権の主体は、賃貸人の同意を得たときに、自己が賃貸した財産を転貸できるのみである（475 条）

<sup>85</sup> 例：契約における合意に従って確定される主体の権利義務の賃貸と異なり、主体が合意に従って享用権の確立を選択した場合は、各当事者の意思は享用権確立のための根拠となるのみであり、享用者及び財産所有者の権利義務は民法、その他関連を有する法律の規定に従う（物に対する原則に従った確立、実施）。この原則は法典の 160 条に 1 項に明確に規定されている。

- 享用権の確立及び効力の根拠について：本法典は、享用権は法律の規定<sup>86</sup>、合意、又は遺言<sup>87</sup>により確立できると規定する：享用権は、財産の引渡しを受けた時点から確立される。ただし、異なる合意がある又は関係法律に異なる規定がある場合を除く（258条、※仮和訳者注 原文ママ、正しくは259条と思われる）。このように、法典は財産所有者と享用者の間、及び享用者と第三者との間の享用権の効力を明確に規定する。法律の規定がある場合享用権は登記しなければならず、確立済みの享用権は、関連法律が異なった規定を有する場合を除き、個人、法人に対して効力を有する（259条、262条1項）。

---

<sup>86</sup> 法律規定に従って享用権が確立する場合として、この権利が発生するが、財産所有者の意思に合致しないことがある。法律の規定に従って享用権が発生する場合として、以下の3つがあり得る。

第一に、離婚後に、妻又は夫の残留権である。それによって“共同使用に組み入れた夫婦の個別所有に属する住宅は離婚後もそのまま当人の個別所有に属し、妻又は夫には居住地に関する困難がある場合、各側に他の合意がある場合を除いて、婚姻関係が終了した日から6か月の期間残留する権利がある”（2014年婚姻家庭法63条）。

第二に、相続遺産分割の制限の場合である。それによって、“遺産相続の分割請求で、遺産分割が存命している妻又は夫及びその家族の生活に著しく影響を与える場合、存命当事者は、裁判所に対し、相続人が享受する遺産の部分の確定と一定期間において分割させないよう請求する権利を有する。この期限は相続開始の時点から3年を超えない。3年の期限が満了しても、存命当事者は、遺産分割が依然として家族の生活に著しく影響を与えることを証明することができれば、裁判所に対し、3年を超えない期間の一回延長を請求することができる”（2015年民法661条2項 ※仮和訳者注 原文ママ 正しくは661条後段）

第三に、森林の享用権である。2004年森林保護及び発展法は直接に森林享用権を言及しない。しかし、森林使用権についての概念及び各主体の森林開発権についての規定は享用権の思想に通じるように思われる。この法律の3条6項は規定する；“森林使用権は、森林の保護及び発展についての法令及び民法の規定に従って、公用開発、森林の天然果実、法定果実の享受、契約を通じた森林使用権の賃貸ができる森林主の権利である”；30条1項は、森林を交付される集落の住民は共同で権利を有することを規定する“林産物、その他森林の利益を共同目的及び構成員の家庭用に開発、使用できる”；“林業、農業、漁業の生産物をこの法律及び森林管理の規制の規定に従って結合できる”；56条の規定は、規定に従って、森林主が“天然林である森林の材木及びその他の植物を開発できる”と規定する。危険、貴重、希少な森林植物、森林動物の管理、保護についての政府の規定及び危険、貴重、希少な森林植物、森林動物のリストに従って開発が禁じられる危険、機長、希少な種類の植物を除く。

<sup>87</sup> これは享用権が一方的法律行為から発生する場合であり、遺言者が所有権をその者に移転したいと思うが、同時に、その他の者が一定の期間においてその財産を享用することを望む。例えば、A氏が遺言で財産を子供に残す。しかし、妻が生きている間、妻がその財産の果実を使用し、開発すると指定する。

- 享用権の主体及び期限について：本法典は、個人も法人も同様に享用権の主体になりうると規定する。享用権の期限は、各当事者の合意又は法律の規定によるが、享用者が個人<sup>88</sup>の場合は、最大でも当初の享用者が死亡するまでとし、当初の享用者が法人である場合は、法人が存在を終えるまで、但し、最大で30年までである（260条）。

- 享用権の対象について：本法典は、この問題に具体的な規定をしていないが、法典の規定を通じて、享用権の対象はこの法典に規定される全ての財産であると理解することができる<sup>89</sup>（257条）。

- 享用者の権利について：本法典は、享用者は、所有者への財産に対して2つの権能を有し、それは使用权及び利益享受権であるというアプローチ法に従って規定する。それによれば：

+ 享用者は、自ら、あるいは他の者に享用権の対象を、開発をし、使用し、それらから果実、利益を収受することができる。享用者は、この権利が効力を有する期間内において、享用権の対象となる財産から収受できる果実、利益に対する所有権を有

---

<sup>88</sup> 最初の享用者の人生の長さに従って享用権の期限を確定することは、この権利と最初の享用者の人格との深い関係の始点から出発している

<sup>89</sup> 2015年民法257条からは、法令は享用権の対象となる財産は有形か無形か、消耗品か非消耗品か、につき制限をしていないように思われる。

原理的に、享用権の対象となる財産が消耗品である場合、享用者はその財産を消費するので、権利享受期間が終了する。享用者は、財産に相当する価値又は同量、同質の他の財産を返還しなければならない。

享用権の対象となる無形財産として、株式、貸主の権利、知的所有権があり得る。それに従って、享用権を有する者の所有に属することになる配当、利息、知的財産の開発による収益がある。享用権の対象が株式の場合、享用権者は配当を享受するが、株式それ自体は依然として所有者・会社の株主に属する（各国の法令は、享用権者は配当を決定する通常の株主総会に参加する資格がある；所有者は定款資本の増減を決定する臨時株主総会に参加する権利がある、と規定する。例としてフランス民法1844条）。

享用権の対象財産は特定物でも種類物でもよい。対象財産が種類物である場合、使用は決定されている；享用権者は、その権利が終了した場合、同種、同量、同品質のものを返還する責任がある。例えば、金銭に対する享用権者はその金銭を預金、貸し出し、又は他の形式による投資に利用することができる。発生する利益、利潤は享用権者の所有に属する；享用期間が終了すると、他の合意がない場合は、元金の価値に従った金銭が所有者に返還される。

する。享用権が終了したが、天然果実、法定果実の収穫期が未到来の場合は、それらの収穫期が到来した時に、享用者はその者が享用権を有していた時期に相応する天然果実、法定果実の価値を享受することができる（261条1項）<sup>90</sup>。

+財産所有者に対し、本法典263条4項の規定に基づき財産の修繕義務の履行を請求する；財産所有者に代わって義務を履行する場合、財産所有者に対し、費用の返済を請求する権利を有する（261条2項）。

+享用権の期限内において、財産に対する享用権を賃貸する（261条3項）。

このように、2015年民法は、享用権者に対して、所有権との関係の中で、財産に対する、独立した権能を授ける。しかし、法典261条は、享用権の期限内に、享用者が享用権を譲渡する権利を有すること、又は民事義務履行担保のために使用することを、まだ認めていない<sup>91</sup>。

- **享用者の義務について**：本法典は、享用者は現状で財産を受け取り、法律に規定がある場合は登記を実施する；財産の開発は、財産の効用、使用目的に合致する；自分の財産のように維持し、保管する；通常の使用を担保するため定期的に財産を保守点検し、修理する；財産の状態を回復し、自らの義務をよく果たさないことによる、財産に対する悪影響を、技術的要請に合致するように又は財産保管に関する

---

<sup>90</sup> この規定は、各国の法令にかなり似ている。それに従って、享用権者は使用権、財産の利益開発権を有し、財産から生まれる果実の所有権を確立し、それにつき所有者の許可、協力を必要としない（フランス民法；ケベック民法1119条；タイ民法1417条）。

<sup>91</sup> 各国の法律において、享用権者がいるとする。その権利は財産に対する直接的な権利である。各国の法律は、享用権者が享用権に対する決定権全て、具体的には享用権の売却、贈与、交換、質入、抵当をすることができる権利を有することを了承する。享用権が他者に譲渡された場合、譲渡を受けた者が、当初は死んでいなかったが、後に死んだ場合、相続についての総則的法律に従って、譲渡を受けた者の相続人に享用権が残される。

享用権の基本的な特殊性を初めて記載した新たな2015年民法の背景に、享用権者の観点において、享用権の全ての決定権をまだ享用権者が有さないことは、享用権からより多くの利益を引き出すための享用権の価値最大化において、より少ない機会を有することである。しかし、背後には所有者、所有者と関係する他者が、享用権の譲渡を受けた者、享用権の質の設定を受けた者、享用権の抵当の設定を受けた者が財産所有者に対して損害を与える多くのリスクを負う、という憂慮があるので、法典のような規定は国家全体の経済、社会条件に適合する。

慣習に従って克服する；享用期限が終了した時は財産を所有者に返還する、と規定する（262条）。

- **財産所有者の権利、義務について**：本法典は、所有者は財産を処分する権利を有するが、確立された享用権を変更するような処分はできない；享用者が自己の義務に重大に違反した場合において、裁判所に対して享用権のはく奪を請求する；享用者の権利，合法的利益を阻害し、困難を生じさせ又は侵害をするその他の行為を行ってはならない；財産が使用できなくなる又は財産の効用，価値の全部が失われるに至るまで著しく痛まないようにするために財産の修繕義務を実施する、と規定する（263条）。

- **享用権の終了について**：本法典は、享用権が終了する根拠を具体的に規定する。同時に、享用権の対象となる財産は享用権が終了した時に、他の合意がある場合又は法律が異なる規定を有する場合を除き、所有者に返還されなくてはならないと規定する（265条）。

享用権に関する2015年民法の規定を実施する効果を保証するため、企業、投資、証券の法令における株券、株式、証券、のような、関連を有する各法規範文書の特殊民事関係において、享用権の具体化が必要である。

### 3. 地上権

地上権は、2015年民法が、第二編14章第3節に属する267条から273条までの各条に正式に認めて記載されている。地上権は、他の主体に使用权が帰属する土地、水面、土地及び水面上の空間並びに地下空間に対する、ある主体の権利をいう、と定義される（2015年民法267条）<sup>92</sup>。

---

<sup>92</sup> この定義は、ベトナム法令体系及び世界のいくつかの国々の法体系における、地上権についての特殊性を有する。というのは、土地の私有を認める国の法令体系において、地上権は、他者に属する土地の弱い所有権として、土地の上下の空間に対する一つの物権と理解できる。2015年民法は、地上権を他者に属する土地使用権の背後にあると記載している。

- **土地使用権及び地上権**について：2015年民法175条2項の規定に従えば、“土地使用者は、法令の規定に符合するように、土地の境界から垂直方向に上下の空間を使用することができるが、他者の土地使用に影響を与えることはできない”。その規定は、土地使用権の対象は土地の表面だけでなく、土地の上下の空間も含む。

その際、地上権の対象は、土地、水面上の空間、地下空間それぞれであり、その限界の中で、地上権の対象を土地上、地下からなる多くの空間と分析することができる。土地使用者が他者に一つ又は多数の空間を譲渡した場合、譲受人は地上権を有する一譲渡されたものの上で、所有者の権利と類似した権利を直接実施することができる；土地使用者は、依然として、空間の残された部分に対する主体の各権利を全て有している。地上権が確立された時、地上権者はすべての者に対する対抗権を有する<sup>93</sup>。おそらく、土地使用者は、地上権の対象となる部分を除き、土地の境界から垂直方向に上下の空間に対する権利を有する。というわけで、彼らの権利は複雑にならず、相互に重なっていない。土地、全人民所有に属する土地と組織、個人の土地使用権との関係、に関する現行法令の法制度に基づき、そして、各主体が土地の価値開発における選択を増やすことの保証に基づき、土地使用権を実施する<sup>94</sup>。

---

<sup>93</sup> 2015年民法269条

<sup>94</sup> 例1：企業が安定した生産投資、経営をしたい時、各プロジェクト開発をするため、住所となる土地を有さなくてはならない。企業が土地使用権の譲渡を受ける場合、企業は多額の資金源を投資して、地方の土地ストックに残っている土地供給を求める。不動産に対する投資費用を減少させたい企業は、以下のような、譲渡を受けるのとは異なった方法を選択することができる：(1)土地所有者と、土地上に地上権確立を交渉する(2)土地を賃借する。土地賃貸借契約の場合、土地賃借者と土地使用者との間の関係は債権関係である。賃貸人は一方的に契約を終了でき、その時点で土地を戻すために賃借人に損害を賠償する。この場合、賃借人はリスクを負い、安定的でないことを了承しなければならない。そのため、賃借人は土地上に多額の投資を望まない。しかし、企業と土地使用者が地上権確立に合意した場合、合意した期間内において、企業は所有者のような権利全てを得て、文字通り所有者であるかのように、土地上に大規模な建設を行い、耕作し、使用し、土地から産出される財産全てを所有し、譲渡ができ、賃貸し、売買し、質入れする。土地使用者がすべてを地上権として企業に与えると、この権利は物権であり、法律により保護され、地上権者の同意がない場合は、期限より前に土地使用者は一方的に地上の権利関係を終了できない。それによると、地上権者は、より安定的に、安心して土地上の投資ができる。この政策は、企業の費用を減少させ、他者の土地上の社会投資を促進する。このように、土地に付着する財産に対する所有者の権利を十分に担保するため、同時に費用節約のため、一番よい合理的選択である。

- **地上権の確立及び効力の根拠**について：本法典は、地上権は法律の規定<sup>95</sup>、合意<sup>96</sup>又は遺言に基づき確立される、と規定する。地上権は、土地使用者が、土地、水面、土地及び水面上の空間並びに地下空間を地上権者に引き渡した時点から効力を生じる。ただし、異なる合意がある又は関係法律に異なる規定がある場合を除く。地上権は全ての個人、法人に対して効力を有する。ただし、関係法律に異なる規定がある場合を除く。このように、享用権と同様に、本法典は、土地使用者所有者と地上権者の間の、及び、地上権者と第三者との間の効力に関して明確に規定する（268条、269条）。

- **地上権者の主体**について：本法典は地上権者の主体に関して具体的規定を有さない。それにより、基本的に、個人も法人も一様に地上権の主体になりうる。

- **地上権の期限**について：地上権は期限がある権利である。それに従って、地上権の期限は確定することができ、又は確定することができない場合は土地使用者の期限を超過することはない。合意又は遺言が地上権の期限を確立しない場合は、当事者一人ひとりがこの権利を終了させる権利を有するが、少なくとも6か月前に、相手方当事者に対し、文書で通知しなければならない（270条）。

---

例2：境界のない小さな土地がある。その土地には、以下のような多くの所有者、使用者がいる。土地の中心は豆畑で管理サービス会社に属する。土地上には、多くの階があるビルがある。1階は土地使用者に属する。2階以上はそれぞれ多くの個人、組織に属している。関連財産に対する所有権を有する者は、財産賃借人ではない。この状態とマンション所有状態は似ていると見ることができる。しかし、マンションの一区画の所有権を有する者と、豆畑、2階、3階を所有する者は違っている...この例において、土地使用者はない

<sup>95</sup> 2013年土地法の規定に従えば、以下のような場合において、法律は地上権の形成を承認済みであると見ることができる：国家より土地を賃借し、賃借期間全てを通じて1回で賃料を支払う。経済組織、公立事業組織が国家より土地を借用し、年次払いで賃料を支払う、経済組織は国家の土地を借用してトンネル工事を行う；個人、世帯が国家の土地を借用する（174条、175条、178条、180条）。それに従って、この各場合において、各主体は、国家から借用した土地上に形成された財産に対する所有権を確立する。

<sup>96</sup> 賃借人が不動産に付着する不動産を作出して、賃貸期間中（大規模工事建設、植林）に、その作出した不動産を賃貸する場合、契約書の中で賃貸人は了承し、明確に表現することができて、当事者が形成された不動産の賃借について異なった合意をしない場合、土地借用者は地上権を確立したとみなされる。

- **権利内容について**：本法典は、地上権者は、工作物の建設、植栽、耕作をするため、創立された財産に対する所有権<sup>97</sup>を有するために、他人の土地使用权に属する土地、水面、土地及び水面上の空間並びに地下空間を開発し、使用する権利を有するが、本法典、土地、建設、企画、天然資源、鉱産に関する法令の規定及び関係法令のその他の規定に反してはならない、と規定する。地上権の一部又は全部が引き渡された場合、引渡しを受けた主体は、引渡しを受けた地上権の部分に応じた条件に基づき及びその範囲内で地上権を承継する（271条）。

2015年民法は、地上権者は所有者のような権能を有するが、法律が許可した権利の期限、範囲内であるという限界がある（地上権者は、使用权、利益享受権に加えて、自らの権利の範囲内で、地上権の対象に対する全ての決定権を有する）。この場合において、享用権者又は隣接不動産に対するその他の権利者は、使用权、利益享受権のような、所有権における限られたいくつかの権能を有するのみである。

- **地上権の終了について**：本法典は、地上権の終了根拠を具体的に規定する。同時に、地上権が終了するときに、地上権者は、合意又は法令の規定に基づき、土地、水面、土地及び水面上の空間並びに地下空間を土地使用权者へ返還しなければならない；地上権者は、地上権が終了する前に、自己の所有に属する財産を処分しなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く；地上権者が地上権終了前に財産を処分しなかった場合、当該財産の所有権は、地上権が終了した時点から土地使用权者に帰属する<sup>98</sup>。ただし、土地使用权者が当該財産を受け取らない場合を除く。土地使用权者が財産を受け取らないが財産を処分しなければならない場合、地上権者は、財産の処分費用を清算しなければならない。

- **登記について**：

---

<sup>97</sup> 地上権は、権利者に建設工事又は草木の所有権を得られるようにするが、建設工事のための土地、耕作のための土地の使用权譲渡を受けることはできない。

<sup>98</sup> 土地使用权者に対する当然の所有権確立についての規定は、土地借用機関が終了して地上権者が財産処分しなかった場合において、土地上の財産が誰に属するか明確に解決しなかったことによって、従前、実際に生じた紛糾を解決する；この規定に対して、財産に対する所有権は、土地使用权についての法律に従って一体的に理解され、土地使用权者の財産になる。

民法 269 条の規定に従えば、地上権は、土地使用者が、土地、水面、土地及び水面上の空間並びに地下空間を地上権者に引き渡した時点から効力を生じる。ただし、異なる合意がある又は関係法律に異なる規定がある場合を除く<sup>99</sup>。

おそらく、2015 年民法における、地上権に対する共通の法的枠組みの作成は、関連を有する主体への対応の標準化、地上権の本質及び基本的特性の体现、様々な態様での現在及び将来における土地の価値の開発、不動産市場の発展の実際の需要への貢献をする。

### XIII. 義務に関する総則

#### 1. 「義務」と「契約」の用語

義務、契約に関する認識、法律の制定、適用の整合性を確保するため、特に現行民事法令が商事、投資、入札、住宅、保険、労働、電子取引など具体的分野における契約又は契約外の義務を調整する個別の規定を有している背景において、本法典は 2005 年民法に使用された「民事義務」、「民事契約」の代わりに、「義務」と「契約」を使用する。このように定めることは契約又は契約外の義務を調整する法律体系における一般法である民法の位置、役割に合致し、関係法律が規定を有しない又は有しているが民事法律の基本諸原則に反している場合に、義務関係、契約関係を解決するための法律適用の根拠を作る。

#### 2. 義務の対象

法律適用における法律適用過程における硬い理解を防ぎ、特に「具体的に」確定する必要がなく、法律の禁止事項に該当せず、社会道徳又は法定の民事権の制限に反しないという要件を満たす場合に、義務の対象に関する主体の適切な選択につ

---

<sup>99</sup> 2013 年土地法 95 条の規定に従えば、土地登記は、土地使用者及び土地管理のために土地交付を受けた者にとって強制である。その中で、土地、住宅及びその他土地付着財産の登記は、最初の登記、変動登記からなる。変動登記は、証明書が発給済み、又は登記済みの場合で土地使用者、土地付着財産の所有者が権利を譲渡する、賃貸する、転貸する、相続する、贈与する；土地使用者、土地付着財産の所有者の名称の変更；土地の形状、大きさ、面積、番号、地番の変更；登記内容と比較した土地付着財産の変更；土地使用者の権利制限についての変更、などがある場合に実施される...このように、法律がまだ詳細を規定しないにもかかわらず、地上権の確立は、土地使用の登記が必要になる場合の一つに思われる。

いての柔軟性を保証するため、同時に、統一性、重複回避を保証するために、本法典は以下の2つ内容を改正、補充した。

- 「義務の対象は確定されなければならない」という規定は、2005年民法の「**「義務の対象は具体的に確定されなければならない**」を変えたものである。本法典の内容はこの指向により定められる。例えば、295条2項に「担保財産は、抽象的に描写されることができるが、確定されていなければならない」と定められる。

- 「取引ができる財産、法律が禁止せず、社会道徳に反しなく、実現可能な仕事**が民事義務の対象である**」という内容(2005年民法 282条3項)を再度定めない。何故ならば、この問題は、取引の目的、内容が法律の禁止事項に違反せず、社会道徳に反しないことが取引の有効要件であるという規定と共通しているからである。

### 3.義務履行について

2015年民法における民事義務履行に関する規定は下記のように若干の新点がある。

第一に、義務履行原則の内容が、2015年民法3条に定められた基本原則において共通して規定されたため、義務履行の原則を再度規定しなかった。

第二に、2015年民法は、権利者が居所を変更するときの義務者に対する権利者の通知義務(277条2項)に関する規定の承継に加えて、40条3項に義務関係の一方当事者である個人の居所の変更者に関する共通規定を補充した。それに従って、「民事関係における一方当事者が権利行使・義務履行に関連する居所を変更する場合、相手方当事者に対して新たな居所を通知しなければならない」。この規定は善意原則の具体化に加えて、住所を変更する義務者が権利者に対して通知しない場合、特に訴訟手続きを行うため被告側の居所を確定する場合の解決根拠を作った。義務者が権利者と住所変更する前の居所地の機関に対して住所変更について通知しない場合、変更する前の居所の住所が正式住所とされ、義務者がこの住所を使用することにより生じる不利益を負う。

第三に、義務履行の期限に関して、裁判機関が義務者に対し一定期間において義務履行の強制を請求する訴訟と仲裁の実際に基づき、本法典は義務履行期限を確定する根拠として「権限のある機関の決定による」(278条1項)と補充し、定期的の義務履行の確定は「権限のある機関の決定に」に基づくと定める。同時に、特殊な関係における義務履行の期限に関する規定の個別請求に合致することを保証するた

め、本法典は「本法典、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除き、義務者が期限通り、義務を履行しなければならない」と定める(278条2項)。

## XIV.義務履行の担保

義務履行の担保に関する規定は2015年民法に59か条(292条から350条)に規定される。この節の名称は2005年民法における「担保取引」から「義務履行の担保」に書き換えられた。この名称の変更は、この制定に内包されるものの正確性を保証する。なぜなら、

「義務履行の担保」という用語は、(1)義務履行担保措置の発生根拠となる、保証された取引；(2)義務履行の担保措置；及び(3)担保財産の処分の問題という3つ内容が含まれる。それに加えて、具体的各規定は、あまり「担保取引」という用語に言及しないが、「担保措置」という用語を使用する。なぜなら、「担保取引」という用語は財産の留置措置を包括しないためである。

### 1.義務履行の担保に関する総則

#### 1.1.義務履行の担保措置

2005年民法318条1項の規定により、民事義務の履行を担保する措置は質、抵当、手付け、預託、供託、保証及び信用という7つ措置が含まれていた。2015年民法は、上記の義務履行の担保措置に関する規定を承継し、整備することに加えて、財産の留置と所有権留保という2つの担保措置を認めた<sup>100</sup>。実際には、財産の留置と所有権の保留は民事取引、特に航海と商品売買の分野、によく使用される措置であ

---

<sup>100</sup> これらの2つ措置は2005年民法に民事義務履行の担保措置ではなく、契約における権利義務として認められた。

-財産の留置について：財産の留置は2005年民法第2節「契約履行」416条に双務契約における各当事者の合意に従って約束した義務を履行するように、双務における義務を負う者に対して「圧力をかける」措置として定められた。財産の留置の措置の本質は義務を負う者が義務を履行するため、財産を占有することである。そのため、2015年民法は財産の留置が法律の規定に基づき確立される担保措置の一つとする。

-所有権の保留について：所有権の保留は後払い、延べ払いの形で2005年民法461条に定められた。2015年民法には、売買契約における所有権の保留は義務履行の担保措置としてアプローチされる。補充したことは「義務履行担保」という所有権の保留措置の本質及び担保措置に関する国際通例の新たなアプローチの仕方と合致する。

る。この 2 つの措置とも義務履行を担保する性質を有する。財産の留置には義務履行を担保する性質は双務契約における権利を有する者が財産を留置することの目的（各当事者の合意に従って約束した義務を履行するように、義務を負う者に対して「圧力」をかける）で表される。同じように、所有権の保留の義務履行を担保する性質は売主が、売買契約に従って買主に引き渡された財産に対する所有権を保留することの目的（一般的に、買主が残り代金を売主に弁済することを担保するため）で表される。買主は弁済しない場合には売られた財産に対する所有権はそのまま売主に属し、買主に移転されない。つまり、財産の留置の場合及び所有権の保留の場合には、義務を負う者（財産が留置される者又は買主）の義務の履行が担保される。だからこそ、本法典は義務履行の担保措置として財産の留置と所有権の保留にアプローチした。このアプローチの仕方は各措置の「義務履行の担保」の本質との符合を保証し、同時に、義務履行の担保に関する国際の通例の新たなアプローチ方法にも符合する。

## 1.2. 将来における義務履行の担保

将来における義務履行の担保に関する本法典の規定は、以下の方向性に従ってアプローチされる（1）各主体の、将来における義務履行の担保に関する選択を尊重するが、担保設定者、担保受領者及び関連を有する権利、利益を有するその他の者の権利行使、義務履行における明確性、実行可能性と法的安全性を保証する；（2）法律の解釈と適用に関して統一的な法的基盤の構築；及び（3）既存の不適合、制限を克服し、将来において義務履行担保の実際において生じる可能性がある実際に生じる可能性のある紛争、法的リスク<sup>101</sup>を制限する。それに基づき、本法典は下記の規定を修正、補充した。

-将来における義務を担保する場合、異なる合意がある場合を除き、担保期限内に形成される義務が被担保義務となる(293条3項)。この場合には、法律が異なる規定をする場合を除き、各当事者は被担保義務の範囲及び被担保義務の履行期限について具体的に合意するか一般的抽象的に描写されるか選択することができる(294条1項)。しかしながら、本法典の規定(276条2項)に基づき、各当事者は被担保義務に

---

<sup>101</sup>例：担保設定者が、将来の不確定で無期限の担保関係に拘束されること、義務者が他の金融源にアプローチすることを障害するように、義務者の返済義務と財政に影響することを避けることを助ける。

ついて一般的抽象的に描写されることを選択する場合、当該の義務は確定されなければならない。

-将来における義務が形成されたとき、各当事者は当該の義務に対する担保措置を再設定、つまり担保契約の再締結、公証、担保措置の登記など、をする必要がない(294条2項)。このように、本法典は将来における義務の担保及び将来における義務担保に対する対抗力が生じる時点は、担保される各義務に従って発生するのではなく、担保措置が公開的に効力を有する最初の時点であることを認めた。この規定は取引の確立、実施の手続きを簡易化し、民事義務履行の担保における便利さを保障し、かかる費用を減少することのみならず、将来における義務履行を担保する関係における明確性、安定性、法的安全性を構築することを保証する。

### 1.3.担保財産

民法における財産及び財産に関する民事権、所有権、財産に対するその他の権利に関する規定との整合性を確保するため、本法典は2005年民法のように担保に使用される財産に関して具体的に定めず、法律の禁止事項に該当する場合及び民法典と関係法律が異なる規定をする場合を除き、本法典に定められている全ての財産が民事義務履行担保措置の対象になりうるという方向でアプローチしている。それによれば、各財産権は、民事義務履行を担保するために使用されることは可能である。この規定を実施するため、知的財産権、他の財産権（担保物に対する保険金の受領権、企業における出資金に対する財産権、契約により生じる財産権、天然資源開発権...）など財産権に対する義務履行の担保に関して具体的案内が、今後、必要である<sup>102</sup>。

それ以外に、担保財産について明確性、統一性を得るため、本法典は下記のように民事義務担保に用いられる財産に対する一般的法的要素を定める。

(1)担保財産は担保設定者の所有権に属しなければならない：この規定は2つの新点を表す。第一に、2005年民法320条1項に定められた「取引の許可を受ける」財産でなければならないという条件を要請しない。第二に、担保財産が被担保義務を負う者（担保設定者は同時に担保される義務を有する者である）の財産又は第三者（担保設定者及び担保される義務を有する者と異なる主体である）の所有に属す

---

<sup>102</sup> 163/2006/NĐ-CP 号政令及び 11/2012/NĐ-CP 号政令の規定は金銭支払い請求権と土地使用権の抵当に係る法的課題についての案内を定める。

る財産であり得る。それによれば、原則として、財産所有者は、自ら又はその他の者の義務履行を保証するため、自らの所有に属する財産の使用をすることができる。本法典は、財産所有者が、自ら又はその他の者の義務履行を保証するため、自らの所有に属する財産を使用することを禁じない。同時に、担保するための財産は、取引許可を受けることを規定しない。本法典は、担保財産が担保設定者の所有に属さなければならないことのみを認めて規定する

(2)担保財産は抽象的に描写されることができ、確定されていなければならない。本法典が各当事者に義務履行の担保に用いられる財産について抽象的に描写させることは必要で、これは、担保取引の確立、実施の実際、特に生産、経営の過程、倉庫に入れ替わる商品のような量・種類・価値がよく変動し、入れ替わる商品、に合致する。この場合、法律が担保財産について各当事者に抽象的に描写させなければ、各当事者は担保財産を描写することに困り、同時に、商品の変動、入れ替わりがある都度に、各当事者は再度に担保財産を描写しなければならない。しかしながら、抽象的な担保財産の描写は必要であるが、限度がなければならない。実際に見られることは、多くの場合に、担保取引を締結するとき、各当事者の担保財産に関する描写が抽象的すぎ、明確でないために担保財産を確定することができないことが、紛争を発生させ、処理に困難を生じさせる。そのため、担保財産確定の基礎として、担保財産の確定における紛争の発生を防ぐために、担保財産を抽象的に描写されることを許すことに加えて、本法典は担保財産が確定されなければならないという条件を規定する(295条2項)。

(3)担保財産は現存財産又は将来形成財産であり得る。

(4)担保財産の価値は被担保義務の価値より高くても、等しくても、低くてもよい。

#### **1.4.担保措置の第三者への対抗力を生じる方式について**

本法典は下記の方角で 2005 年民法に定められた担保財産の第三者への対抗力を生じさせるメカニズム(方式)をより完全にした。

**-担保措置の第三者への対抗力を生じる根拠について**<sup>103</sup>、2015年民法は2005年民法の規定を承継しながら<sup>104</sup>、同時に2005年民法の制限点を克服した。本法典は(1)担保財産担の把持又は占有、及び(2)担保措置の登記、という担保措置の第三者への対抗力を生じる2つ根拠を明確に定める(第297条)。この2つ方式は同様の対抗力の価値がある。

把持(又は占有)を補充することは、第三者への対抗力を生じる根拠となり、及び担保受領者が担保措置を登記する根拠と同じとなり、本法典が指向する、実際上の占有の現状を保証する原則と一致し、統一的である<sup>105</sup>。

第三者への対抗力を生じる時点を確定することは各主体の権利享受、義務履行、特に一つの財産が複数の義務の担保に用いられる場合における弁済の優先順位を確定することに非常に重要な価値がある(308条)<sup>106</sup>。

**-第三者に対抗力を生じた担保措置の法的効果**、本法典は第三者への対抗力を生じた時点から、担保受領者は民法又はその他の関係法律の規定により担保財産追及権と弁済優先権利を有する。このように、2005年民法と異なり、本法典は物件理論によりこの問題にアプローチし、担保受領者にかなり強い権利を与える<sup>107</sup>。

---

<sup>103</sup>第18節義務履行担保関係における第三者への対抗力の時点に関する分析を参考する。

<sup>104</sup>2005年民法(323条3項)は担保取引が法律の規定に基づき登記される場合のみ定めた。従って、当該担保取引は登記の時点から第三者に対し法的効力を有する。2005年民法の規定は民事義務の履行担保における対抗力を生じる各方式と共に、取引及び法律の規定により生じる担保措置をまだ包括しないし、担保取引と担保措置を区別することがまだできないと評価された。

<sup>105</sup>具体的に、直接に財産を把持(実際上の占有)している者(主体)は把持されている財産に対する権利者と推断される(184条1項、2項)。

<sup>106</sup>XIV.1.6節において弁済の優先順位に関する分析を参考する。

<sup>107</sup>2005年民法の規定により、担保取引は各当事者が合意する又は本法典第318条第一項に定められている担保措置の実行に関する法律が定める民事取引である。これは担保受領者が担保財産の処分権を行使する根拠である(2005年民法336条、355条、721条)。これは民事義務履行を担保する関係の対人要素(債権)である。このアプローチの仕方は担保受領者が担保財産に対する処分権を有し、行使する根拠である担保契約を説明した。そもそも、担保財産は担保受領者の所有権に属していなかったため、担保財産の処分権を行使することは締結された契約における各当事者の合意に基づかなければならない。ところが、単純に債権にアプローチしたこの仕方の弱点は担保財産に対する担保受領者が有する担保財産の処分権が締結された担保契約に従い担保設定者が義務を履行する行為によりのみ行使される。言い換えれば、担保受領者が有する担保財産の処分権は担保設定者(当該財産の所有権者)の意思に依存する。担保受領者は担保財産に対し、直接的で、支配的で、迅速な権限を有しない。担保設定者が誓約した義務を履行しない場合、担保受領者は裁判所で訴えることしかできない(2005年民法721条)。

## 1.5.担保措置の登記

-担保取引の対象により、**民法典と関係法律は担保措置登記が義務登記と自主登記の2つ方式の1つにより行われると定める。**

-**担保措置の登記の効果について**、本法典は担保措置登記の法的効果に関する規定を補充した。それは担保措置が第三者への対抗力が生じたときに、担保受領者が担保財産への追求権、弁済を受ける優先権を有する<sup>108</sup>。同時に、義務履行担保に関する法律が関係規定を制定、整備し、担保財産処分の実際が対面している問題を解決するように法的基盤を構築した。

-**登記活動の対象について**、本法典も2005年民法と異なるアプローチの仕方を適用した。それによれば、登記の対象は「担保措置」であり、2005年民法に定められた担保取引における各当事者による合意の公認、表現の形式でない<sup>109</sup>。担保措置の登記に関する2015年民法の規定は適切で、権利の登記、公表、公開の制度である市場経済メカニズムにおける登記設計の法的役割、位置に符合し、より接近するようになった。

---

このアプローチの仕方も担保財産の処分手続きが担保設定者（当該財産の所有権者）の意思に依存させた。しかし、担保財産の処分は財産所有権が担保設定者から担保受領者に移すことを引き起こす（担保設定者の義務履行の代わり、担保受領者が担保財産自体を受領する場合）。そのため、普段、担保設定者は処分のため、担保受領者に担保財産を引き渡すことに善意を持たず、遅延し、協力しない。法律の規定及び締結された契約に基づき、義務者が合意した義務を違反するとき、債権の受取のため担保受領者が処分権を有するのにも、担保受領者のこのような実際は担保受領者が担保財産に対する「弱者」にさせる。

<sup>108</sup>2015年297条2項の規定により、「担保措置が第三者への対抗力を生じたときは、担保受領者は担保財産に追及することができ、及び本法典308条及びその他の関係法律の規定に基づき弁済を受けることができる。」

<sup>109</sup>2005年民法は、担保取引（義務履行担保における各当事者の合意を認める形式で、その合意を体现するもの）が登記活動の対象になる方法にアプローチした。このアプローチの仕方は、登記に関する一般理論にも我が国の登記システムの運営に不適切であった。何故ならば、包括的に見れば、担保措置の登記は財産により担保される一つ又は複数の主体の担保財産に対する権利を公開的に公表することである。担保財産がそもそも、他者の所有権に属しているため、担保財産の登記は担保財産に対する担保受領者の権利を公衆に宣言する意義を持ち、それとともに担保財産に対する所有権者又は担保措置に対する第三者への対抗力をまだ確立していないその他の主体の権利制限を間接的に知らせる。そのため、担保取引に関する法律は担保措置以外の内容が含まれる担保取引の全内容を登記することではなく、「担保取引の登記は担保設定者が担保受領者に対する民事義務の履行を担保するために財産を用いることを、担保取引の登記機関が担保取引登記簿に記入すること又は担保取引のデータベースに入力することである」のみ認めていた。

-担保措置登記の法的価値について、2015年民法297条1項、298条、310条2項、319条2項、347条2項の規定により、担保措置の登記は担保措置が第三者に対し対抗力を生じるような方式であると認めることができる。登記は法律に規定がある場合においてのみ有効な取引のための要件である(298条)<sup>110</sup>。この規定から、担保措置の登記は各当事者に強制するわけではなく、実施関係において一方当事者によって可能であると理解すべきである。法律が担保契約を登記しなければならないと定めている場合、登記しないと第三者への対抗力及び優先権を生じない；しかしながら、当該契約は形式、主体、対象などに関する条件を満たせば、各契約当事者に対しては無効とされない。担保措置登記の法的価値に関して、2015年民法のアプローチの方法は2005年民法より正確で、科学的である。何故ならば、合法的な民事義務履行担保に関する合意が含まれる全て民事約束、合意は、当該の約束、合意が登記の有無を問わず、第三者にも法的価値を有し、全て他の主体に尊重されなければならない(2015年民法3条2項)。このような場合における登記は担保受領者(※仮和訳者注 原文ママ 正しくは担保設定者であると思われる)の財産により担保される権利を公開的に公表し、一つの財産により複数の利益が設定された場合に第三者に対抗する意味にすぎない。すなわち、担保措置が登記された場合、当該担保措置における担保受領者と対抗する利益を有する第三者は担保受領者(※仮和訳者注 原文ママ 正しくは担保設定者であると思われる)の財産により担保される権利を尊重しなければならない、そのうち担保財産を追求する権利と先に弁済を受ける権利は2つ重要な権利である(2015年民法297条2項)。それに従うと、一つの財産に対して「対抗」的の利益を有する者が複数である場合、登記は2015年民法308条に定められる原則に基づきどの主体の利益が優先され、先に保護されるか確認する根拠である。すなわち、登記は担保取引が法的価値を有するための条件でなく、一つの担保財産により複数利益が確立された場合における優先順位を確定することに意義を有する。

---

<sup>110</sup> 2013年土地法188条の規定により、土地所有権の抵当は登記時点から有効である。他方、公証文書の法的価値に関する2014年公証法5条1項、2項は「1.公証文書は公証人が署名し、公証業務実施組織の判子を押印した日から効力を有する；2.公証された契約、取引は各当事者に対する履行効力を有し、義務者が事故義務を履行しない場合、契約の各当事者が異なる合意をする場合を除き、相手当事者は裁判所に対し法律の規定に従い、解決するように請求権を有する」と定める。上記の規定により、土地所有権の抵当契約は公証された時点から各当事者に対し効力を有する；第三者への対抗力は登記簿に記入された時点から効力を有する。

## 1.6.担保財産の処分

### -担保財産を処分する場合

2015年民法は、担保取引に関する2006年12月29日日付163/2006/ND-CP号政令の規定を承継して発展させる基礎の上に、担保財産を処分する場合に関する規定を補充した。具体的に、2015年民法299条の規定により、担保財産を処分する場合は下記からなる。

+被担保義務の履行期限が到来したが、義務者が義務を履行しない又は正しく履行しない(299条1項)。

+義務違反により合意又は法律の規定に基づき、期限が到来する前に義務者が被担保義務履行しなければならない(299条2項)。

+上記の2つ場合以外、各当事者は異なる担保財産処分の各場合について合意する(299条3項)。

+本法典は担保設定者が他の義務を履行するため担保財産が処分されなければならないと定める(299条3項)。

### -担保財産の処分に関する通知

担保取引に関する2006年12月29日日付163/2006/ND-CP号政令の規定の法制化と発展の基礎の上に、2015年民法は担保財産の処分の通知に関する規定を補充した。それを通じて、担保財産の処分過程に各当事者に便利さを与えることに貢献した。2015年民法300条の規定により、担保財産を処分する前に、担保受領者は、担保財産の処分について、担保設定者および他の共同担保受領者に対し、一定の合理的期間をおいて文書で通知しなければならない。損傷して価値を減ずる又は価値の全部を失うおそれのある財産については、担保受領者は直ちに処分することができるが、同時に、当該財産の処分について、担保設定者およびその他の各担保受領者に対して通知しなければならない(300条1項)。

この規定を補充することが必要である。

何故ならば、担保財産を処分することは他の担保受領者の合法的権利、利益に直接に影響を与える。2015年民法296条3項に定められている原則により、弁済期が到来した一つの義務の履行を担保するために財産を処分しなければならない場合、その他の各義務は弁済期末到来のものであっても、いずれも弁済期が到来し

たものとみなされ、全ての共同担保受領者が財産の処分に参加する。そのため、担保受領者が通知せず、担保財産を処分する場合、他の担保受領者の合法的権利、利益に影響を与えるおそれがある。

#### **-処分するため担保財産の引き渡し**

2015年民法は、処分のために、担保財産を保管する者の担保財産を担保受領者へ引き渡す責任（義務）に関する規定を補充した。2015年民法301条の規定により、本法典299条に定められる各場合のいずれかに属するときは「担保財産を保管している者は処分するため、担保財産を担保受領者へ引き渡す義務を負う」。担保財産を保管している者が財産を担保しない場合、担保受領者は裁判所に対し、解決を請求することができる<sup>111</sup>。

この規定の出発点は、担保財産の処分が担保設定者の意思に大きく依存しており、処分の効果が高くなく、長時間返済されない債務を惹起し、経済の資金提供の過程に悪影響を与えているという実際と考えられる。その際、担保財産の処分は担保設定者から担保受領者又は担保財産移転の受領者へ担保財産の所有権、使用権を移転することを引き起こすため、担保設定者は協力せず、困らせ、処分のため担保受領者に財産を引き渡さないこともある。この問題は処分時間を長め、担保財産の処分権を実施際に担保受領者に対して困難を惹起する。この不都合を克服するため、2015年民法は担保財産を占有している者の法的性質のある義務に関する規定を補充した。それは処分のため、担保財産を担保受領者に渡さなければならないと規定する。

#### **-質の財産、抵当財産の処分方式**

2015年民法は質設定財産、抵当設定財産の処分方式に関する規定を補充した。2015年民法303条により、質財産、抵当財産の処分は合意方式又は法定方式に基づき行われる。合意による担保財産の処分は以下からなる；担保財産を売る（担保受領者が自分自身で売るか競売する）；担保設定者の義務履行を代わって行うため、担保受領者は担保財産を受領する；各当事者が合意する他の方式。法定方式は処分方式に関する各当事者間の合意がない場合に適用される。2015年民法303条2項の

---

<sup>111</sup> 2017年6月21日付金融機関の不良債権処理に関する42/2017/QH14号国会の決議。

規定により、各当事者は担保財産処分の方式に関して合意しなかった場合、法令に異なる規定がある場合を除き、財産は競売される。

#### - 弁済優先順位について

質・抵当財産を売ることにより得られた金員の分割に対する法的根拠にするため、2015年民法は質、抵当財産の処分により得られた金員の弁済に関する規定を補充した。2015年307条の規定により、質、抵当財産の処分により得られた金員の弁済は下記の順位に従い行われる。

(1) 質財産、抵当財産の保管、保持及び処分の経費を弁済する；

(2) 担保受領者に債務の弁済は次の原則により行われる：質、抵当財産の処分により得られた金員が、質、抵当財産の保管、保持及び処分経費を弁済した後、被担保義務の価値より大きい場合、差額は担保設定者に返還されなければならない；質、抵当財産の処分により得られた金員が、質、抵当財産の保管、保持及び処分経費を弁済した後、被担保義務の価値より小さい場合、各当事者間に担保財産の補充に関する合意がある場合を除き、弁済されていない義務の一部は無担保の義務として確定される。

担保受領者は、被担保義務を有する者に対し、弁済されていない義務の一部を履行すべきことを請求する権利を有する。

#### - 弁済優先順位について

担保措置の第三者への対抗力を生じる方式に関する2015年民法297条の規定に合致するため、2015年民法は弁済優先順位に関する2005年民法325条を修正、補充した。具体的に、2015年民法308条により、一つの財産が複数の義務の担保のために用いられたときは、各共同担保受領者の間の弁済の優先順位は下記のように確定される。

(1) 全ての担保措置が第三者への対抗力を生じた場合、弁済優先順位は対抗力を設定する順位により確定される<sup>112</sup>；

---

<sup>112</sup> 例えば、財産が同時に質措置、留置措置の対象である場合、解決及び優先順位の確定は2015年民法308条1項a号、319条2項、347条2項に定められている対抗力確立時点に基づかなければならない。従って、財産の留置者は抵当措置登記の時点より先に財産を占有していた場合、留置者が先に弁済される；抵当措置が財産の留置者が財産を占有する時点より先に登記された場合、抵当受領者が先に弁済され、義務履行のために留置者が抵当受領者に財産を引き渡す責任を負う。

(2) ある担保措置が第三者への対抗力を生じたが、ある担保措置が対抗力を生じない場合、対抗力を有する担保措置義務が先に弁済される。

(3) 各担保措置がいずれも第三者への対抗力を生じていない場合、弁済の順位は担保措置を確立した順に従って確定される。

それ以外に、2015年民法は各当事者が合意をした場合における弁済の優先順位の変更に関する規定を補充した。それによって、各共同担保受領者が互いの弁済の優先順位を変更する合意をした場合、弁済の優先順位が変更され得る。優先弁済権を入れ替えた者は自己が権利を入れ替えた相手の担保範囲においてのみ弁済が優先される。

## 2.具体的な各担保措置

### 2.1.一般的アプローチ

上述したように、2015年民法は民事義務の9つの担保措置を認め、下記の方向でアプローチする。

-合意による担保措置（質、抵当、手付け、預託、供託、保証及び保証所有権留保）と法定担保措置（財産の留置）を区別する。

-財産による担保措置（質、抵当、手付け、預託、供託、所有権留保及び留置）と財産によらない担保措置（保証、信用）を区別する。担保設定者が保証義務履行を担保するため自らの所有に属する財産を用いる場合と担保設定者が他者の義務履行を担保するため自らの所有に属する財産を用いる場合（担保設定者と担保される義務を負う者が異なった2つの主体である）とを分ける。

### 2.2.財産の質

2015年民法には財産質契約の効力を生じる時点と質の措置が第三者への対抗力が生じる時点を区別する。2015年民法310条1項の規定により、各当事者が異なる合意をした場合及び法律には異なる規定がある場合がある場合を除き、財産質契約が締結された時点から効力を生じることに對し、財産の質は質受領者が質財産を留置した時点から第三者への対抗力を生じる。

2015年民法310条2項は不動産質に関して定める。それによって、法律の規定に基づき、不動産が質の対象である場合、不動産質は登記の時点から第三者への対

抗力を生じる。当該規定は法律に定められる場合のみ、不動産質の関係を確立することができる と理解される<sup>113</sup>。

### 2.3.財産の抵当

-2015 年民法は抵当財産に関する新規規定を補充した。2015 年民法 318 条の規定により、抵当設定者の所有権に属する土地付着財産のある土地使用权の抵当を設定する場合、各当事者が異なる合意をしない場合、土地付着財産も抵当財産に属する。この規定は土地と土地付着財産が主物と従物間の関係と同じように実際と法的の緊密な関係を有する観点から由来する。この規定の補充は担保財産処分における担保受領者に好条件を与えるため必要である

- 2015 年民法は、抵当契約の効力を生じる時点と抵当契約が第三者への対抗力が生じる時点を区別する。この原則により、2015 年民法 319 条は「異なる合意がある又は法律に異なる規定をする場合を除き、財産の抵当契約は締結された時点から効力を生じる」、「財産の抵当が登記の時点から第三者への対抗力を生じる」という規定を補充した。

財産の抵当契約が効力を生じる時点と抵当措置が第三者への対抗力を生じる時点を同一である及び登記が抵当契約の効力を生じる条件であるという観念を防ぐため、この規定の補充が必要である。この規定は、民事合意が締結された時点から効力を生じ、登記はその合意締結時点確定のための根拠で、第三者への対抗力を生じるという条件である原理に合致、一致する。抵当の登記は法律が定める場合のみにおいて担保取引の効力を生じる条件にすぎない(2015 年民法 298 条 2 項 ※仮和訳者注 原文ママ。正しくは 298 条 1 項と思われる)。

- 担保財産処分に好条件を与えるため、2015 年民法は土地使用权と土地付着財産の同時処分制度に関する規定を補充した。実際には、財産の由来の自然特性により、土地と土地付着財産は、現状と法的状況に関して、統一的な一体であるのが通常である。そのため、土地使用权のみに抵当を設定し、土地付着財産に抵当を設定しない場合又は土地付着財産のみに抵当を設定し、土地使用权に抵当を設定しない

---

<sup>113</sup> 2013 年土地法、2014 年住宅法、2004 年森林保護・発展の現行規定により、住宅のような不動産、土地使用权、栽培された森林は**抵当**の対象である。民用航空法の規定により、飛行機自体は質の対象になり得る。

場合に同時処理制度を取らないと、担保財産の処分において困難、特に買主に抵当財産を売る（所有権の移転）場合、を引き起こす。

上記のような場合における担保財産処分に関する「詰まり」を解決するため、2012年2月22日付「2006年12月29日月担保取引に関する163/2006/NĐ-CP号政令」の若干規定の改正、補充に関する11/2012/NĐ-CP政令第1条第19項の規定を承継、発展させた上で、2015年325条1項は「土地使用権に抵当を設定し、土地付着財産には抵当を設定しない場合、土地使用者が同時に土地付着財産の所有者でもある場合、異なる合意がある場合を除き、処分される財産は土地付着財産を含む。」と定める。上記のアプローチの仕方と同様に、2015年第326条第1項は「土地付着財産のみに抵当を設定し、土地使用権には抵当を設定せず、土地付着財産の所有者が同時に土地使用者でもある場合、異なる合意がある場合を除き処分される財産は土地使用権を含む。」と定める。これは土地使用権のみに抵当を設定し、土地付着財産に抵当を設定しない場合、又は、その反対の場合における担保財産を処分するときの紛糾、困難を解決する2015年民法の重要な解決方法と考えられる。

#### **2.4.所有権留保**

所有権留保は延べ払いによる購入という形により、2005年民法461条に定められた。2015年民法、売買契約（延べ払い、分割払いによる購入契約も含む）における所有権留保は義務履行の担保措置としてアプローチされる。この2015年民法の規定は所有権の保留の本質である「義務履行の担保」に合致する。

また、2015年民法も所有権留保は登記の時点から第三者への対抗力を生じる規定を補充した。この規定は財産の法的状況に関する情報の公開、明白化に非常に大きな意義を持つ。何故ならば、所有権を留保して、売る場合、買主が直接的に財産を把持、使用し、財産の利益、性能、機能を開拓するが、法的には、当該財産は依然として売主の所有権に属する。登記の方式により情報を公開するメカニズムがなければ、第三者は所有権留保付きで売却される財産の本当の法的状況（所有権者）を知らず、この財産に関連する取引を確立させた時、第三者への法的リスクを引き起こしやすい。

#### **2.5.保証**

保証人の財産処分に関する 2005 年民法第 369 条を削除し、同時に保証人の民事義務に関する規定を補充した。保証人の民事責任に関する 2015 年民法 342 条により、被保証人が義務を履行しない場合、保証人がその義務を履行しなければならない。保証人が保証義務を正しく履行しない場合、保証受領者は保証人に対し、違反した義務の価値と損害賠償（ある場合）の弁済の請求権を有する。

この規定は 2015 年民法が人的担保措置（保証、信用）と物的担保措置（抵当、質が典型的）をはっきり区別する。従って、2005 年民法の規定と異なり、2015 年民法は、保証受領者は保証人の財産に対する処分権を有すると規定せず、保証人に対し、違反した義務の価値と損害賠償（ある場合）の弁済を請求する権に関して定める。この規定は保証措置の「人的」という本質に合致する。

- 2015 年民法は保証義務を履行するため、各当事者が（質、抵当など）財産による担保措置の使用について合意することができる、という規定を補充した。この規定は 2006 年 12 月 29 日月担保取引に関する 163/2006/NĐ-CP 号政令第 44 条の規定の法典化の結果である。この規定を補充することは、保証義務履行を担保するため、財産による担保措置の使用に関する各当事者が合意することに法的基盤を設定するために必要である。それを通じて、保証人の責任及び保証人の保証義務履行担保の程度を増強する。

- 保証関係において、保証者は個人の威信で被保証人に代わって、支払義務を履行することを約束し、担保受領者は保証人の全ての財産に対して、権利を有する。

## 2.6.財産の留置

2005 年民法において、財産の留置は「第二部 契約履行」416 条に定められ、義務者が双務契約における各当事者間の合意により誓約した義務を履行する「圧力」をかける措置である意義を持った。何故ならば、財産の留置の本質は義務者が義務を履行するため、財産を占有することである。そのため、2015 年民法は財産留置を法律の規定に基づき確立される担保措置の一つとして定める。

その他に、法律の各規定の適用に好条件を作るため、2015 年民法は留置の概念 (346 条)、財産の留置の確立(347 条)、留置者の権利義務(348 条、349 条)、留置の終了(350 条)などのように留置の措置に関して、詳細に定める。

## 2.7.第三者が自己の財産を用い、他者の義務履行を担保する問題

2015 年民法の諸規定は第三者が自己の財産を用い、義務者の義務履行を担保することについて認めている。それに従って、下記のように第三者が自己の財産を用い、民事義務履行を担保する場合は 2 つある。

(1) 義務者の義務履行を担保するため、第三者が自己の所有に属する財産に質、抵当を設定する。

上に分析したように、2015 年民法 295 条は「担保財産は担保設定者の所有に属しなければならない。ただし、財産の留置、所有権の留保の場合を除く。」定める。つまり、法律は義務履行を担保する財産が義務者の所有権に属することを求めない。そのため、第三者は自己の財産を用い、義務者の義務履行を担保することが完全にできる。この規定は 2005 年民法 320 条及び担保取引に関する 163/2006/ND-CP 号政令の規定を承継し、法典化したことにより制定された<sup>114</sup>。

義務者が自己の義務を履行しない場合、質受領者、抵当受領者は担保財産の処分権を有する。担保財産を処分したが、足りない部分は義務者の担保されない義務になり、担保受領者が義務者に対する担保なき債権者になる。

(2) 保証義務履行を担保するため、保証人である第三者が自己の財産の質、抵当を保証受領者に設定する場合

保証の概念に関する 2015 年民法 335 条は「保証とは第三者（以下「保証人」という。）が権利者（以下「保証受領者」という。）に対し、義務の履行機嫌が到来したが、義務者（以下「被保証人」という）が義務を履行しない又は正しく履行しない時は、被保証人に代わり義務を履行することを約束すること」をいい、保証義務の担保のため、保証人が自己のある具体的財産の質又は抵当（又はその他の担保措置を設定する）を設定することができる（336 条 3 項）<sup>115</sup>と定める。つまり、各当事者は、保証義務の履行を担保するため、保証人が自己の財産の質、抵当を設定すると合意することができる。

義務者は履行しない又は正しく履行しない（例えば、借入者は債務を弁済しない又は完全に弁済しない）場合、保証受領者（例えば、貸付する銀行）は保証人に義

---

<sup>114</sup> 担保取引に関する議定 163/2006/ND-CP 号 4 条 1 項は「担保財産は各当事者に合意され、義務者又は権利者に対する義務者の義務の履行を担保するため誓約する第三者の所有に属する」と定める。2015 年民法はこの課題に関する 2005 年民法の趣旨、規定を継続した上、295 条 1 項は「担保財産は担保設定者の所有権に属しなければならない」と定める。

<sup>115</sup> この規定は 2006 年 12 月 29 日月担保取引に関する議定 163/2006/ND-CP 号 44 条の規定の法典化の結果である。

務履行を請求することができる。担保財産を処分した後、保証受領者は保証された義務に相当する金銭を十分に回収することができない場合、保証受領者は保証人の担保なきの債権者になる。

2015年民法の諸規定はかなり明確で、関係当事者に自己の取引に合致する担保措置を選択する条件を構築し、市場経済における財産の価値を発揮することを促進する。

## XV. 民事責任

民事法律の諸基本原則及び民事権の行使、保護、制限を具体化し、民事責任に関する法律の制定、適用の統一性を確保し、実際に合致し、統合性を確保するように、本法典は2005年民法、関係法令と国際通例を承継した上で、民事責任に関する多くの内容を修正又は新しく規定する。具体的に下記のようなものである。

**1. 義務違反について、**本法典は、義務違反とは義務者が正しい期限に義務を履行しない、又は不十分に履行する又は義務の内容を正しく履行しないことであると具体的に定める。

**2. 義務履行の責任について、**本法典は義務者が正しくなく自己義務を履行しない場合に、権利者が義務者に対し義務を引き続き履行するよう請求することができるという内容で義務を引き続き履行する責任を補充した。これは義務に違反した義務者に対する権利者が対応に関する選択肢ができるため、基本的で、必要な補充である。義務者が義務に違反したとき、権利者が義務者に対し、義務を引き続き履行させることを選択する権利を有する。この規定は権利者に対するリスク、損害を減少させて、履行しなければならない義務に対する義務者の責任を高めることのみならず、義務関係、特に契約関係を安定させることにも意義を有する。

### **3. 金銭弁済義務の履行遅滞による責任について、**

統一性、実施可能性及びベトナム国家銀行が設定した基本利率を参照利率にしなかった民法に定められる法律政策との適合性を保証し、金銭支払義務履行の遅滞による責任に関する2005年民法の不明確な規定を克服するため、本法典は、利息支

払の責任と金銭支払遅滞により生じる利率を分離する。それに従って、金銭支払遅滞により生じる利率は各当事者の合意により、確定されるが、利息支払と利率に関する合意のある財産消費貸借契約において定められる限界利率を超えてはいけない。各当事者が金銭支払遅滞により生じる利率に関して合意することができない場合、利息支払と利率に関する合意のある財産消費貸借契約において定められる限界利率の50%である法定利率を適用する。

**4.義務違反による損害賠償責任**、本法典はこの民事責任に関して、新たなアプローチを、下記のように、行う。

- 義務違反により損害が生じた場合、異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場合を除き、義務者はその損害を全て賠償しなければならない原則を補充した。当該規定とともに、第13条の「侵害された民事権を有する個人、法人は、各当事者が異なる合意又は法律に異なる規定がある場合を除き、全損害の賠償を受ける」規定、及び2005年民法308条1項の「民事責任を履行しない又は正しく履行しない者は、異なる合意がある又は法律に異なる規定をする場合を除き、故意過失があったとき民事責任を負わなければならない」を再度に定めないことにより、本法典がこの問題に関して、下記の2つ（※仮和訳者注 原文ママ 正しくは3つと思われる）の方面で新たな基本的アプローチをした。

第一に、本法典は義務関係の各当事者が賠償の程度に関して合意することを認めた。各当事者が賠償の程度について合意しない場合、実際の損害又は法律の規定に基づく。

第二に、本法典は、法律が異なる規定を有さない場合には、違反者に対して損害賠償責任の適用がある際に、故意過失の要素を条件として強制せず、被害者に証明義務を強制しないが、義務違反者の故意過失を推定する原則に従ってアプローチする。この原則は、異なる合意がある場合及び法律に異なる規定がある場合を除き、不可抗力の事象又は完全に権利者の故意過失があったことにより損害が生じたとき、損害賠償の責任が免除されることで明らかに表現される（351条2項、3項と584条2項、4項 ※仮和訳者注 原文ママ 正しくは、584条は3項までしかなく4項は存在しない）。つまり、不可抗力の事象又は権利者に属する故意過失がない場合、法律に異なる規定をしなければ、違反行為をした者は民事責任を負わなければならない。

契約外の損害賠償責任発生の根拠に関して、2005年民法第604条第1項の「故意過失で他人の生命、健康、名誉、人格、威信、財産、権利、その他の合法的な利益；法人又はその他の主体の名誉、威信、財産を侵害して損害を加えた者は賠償しなければならない」規定に代えて、本法典は「故意過失で他人の生命、健康、名誉、人格、威信、財産、権利、その他の合法的な利益を侵害して損害を加えた者は賠償しなければならない。ただし、本法典、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除く」（第584条第1項）を定める。

第三に、義務違反による損害に関する第361条を補充した。この第361条の新たな点は契約における義務が違反されたときの精神的損害を肯定する<sup>116</sup>。

-善意、誠実の原則を具体化するため、本法典は、自己に対する損害を阻止、制限するための必要かつ合理的な各措置を適用しなければならないことを権利者の義務であるとする規定を補充した。義務違反があり、違反された者の故意過失の一部により損害が生じた場合、違反行為をした者は自己の行為過失の程度に応じる損害を賠償するのみである。

## XVI. 契約締結

民事法令の諸基本原則を具体化し、契約に関する法令の施行実際における不都合制限を克服するため、2015年民法における契約に関する一般規定、契約締結に関する規定は、下記のように、契約の確立、履行における平等、意思自由、善意、誠実を保障する基礎の上に制定されている。

### 1. 公衆に対する契約締結提議形式の補充

2005年民法は具体的に確定される一方当事者に送付される方式による契約締結の申込みのみ認めた（380条）。この規定は懸賞関係、賞品付き競技、キャンペーンにおける企業の申込に参加する申込、など一方当事者が皆（公衆）に対する契約締結の申込みの実際を除外した。そのため、本法典は内容に対して契約締結申し込みの範囲を拡大する：契約締結の申し込みは、確定された相手方又は公衆に対し

---

<sup>116</sup>2005年民法は契約外の損害賠償責任で、人格権が侵害されるときのみ精神的損害に触れた。

て、申込者の明確な契約締結意思及びその申し込みに拘束される意思を明確に表現することである（386条1項）

## 2.契約の締結、履行における善意、誠実の原則の具体化、民事関係の各主体の経営、私的生活の秘密、個人の秘密、家族の秘密が保証される権利の行使

本法典は「契約における各当事者は、異なる合意がある場合を除き、契約の確立、履行の過程において知った互いの個人の私的生活・秘密、家族の秘密に関する情報を漏えいしてはならない」（38条4項）及び各当事者が契約締結の承諾に影響を与える情報を提供しなければならない規定；情報保秘と情報に関する義務を違反する場合の損害賠償に関する規定（387条）を補充した。この総則に基づき、典型契約において、本法典は情報提供における各当事者の責任に関する規定を補充した。例えば、443条が売却する財産に関する必要な情報の提供義務、536条2項が、運送人（※仮和訳者注 原文ママ 正しくは運送注文主であると思われる）が運送財産に関する必要な情報の提供義務を定めることに関して定める。

## 3.本法典は契約締結申込の承諾が被申込者の回答でなければならず、沈黙が原則で契約締結申込の承諾とみなされない、という2005年民法の規定を承継した

2015年民法393条2項の規定により、沈黙は契約締結の承諾とみなされない。しかし、各当事者間の合意及び契約締結における各当事者の習慣を尊重する上、本法典は沈黙が契約締結の承諾であると各当事者が合意する場合又はそのように解する習慣がある場合、被申込者の沈黙が契約締結申込の承諾とみなされるという方向で沈黙に関する例外を補充する。

## 4.契約の内容について

本法典は「契約における各当事者は契約における内容に関して合意することができる。契約は下記の内容を含めることができる」<sup>117</sup>方向で改正した。この改正は、各当事者が契約締結目的に従い、彼らが確立・履行する契約の特徴、個別の性質に応じ自由で、自主に契約の内容に関して合意することを確保する、そして権限のある機関が契約紛争を解決する過程において契約になければならない内容を確定

---

<sup>117</sup> 2005年民法は「契約の種類により、各当事者は下記の内容に関して、合意することができる....」と定めた（402条）。

することに関する硬直性を防ぐ目的を狙っている。契約の内容が明確に合意されない場合に、契約解釈に関する規定を適用する(2015年民法121条、404条)。

## 5.契約の解釈について

2015年民法は契約の解釈に関して6つの根拠を定め、下記のように新点がある。

-各当事者の共同意思を確定することは契約書に限らず、共同意思も「*契約の確立、履行の前の時点及びその実施の時点*」の過程全体の実証の中に分析、表明されることを強調する。多くの不完全な場合に契約書に使用されている語句の本来意味を分析すること各当事者の本当の共同意思を明らかにすることに不十分であるため、この規定は必要である。

- 2005年民法409条5項に定められた契約の補充する場合を削除した。何故ならば、契約解釈の本質は理解しづらい条項を明らかにすることであって、欠けている内容を補充することでないからである。

- 「強い立場の当事者」(2005年民法409条8項に定められた。)という字句が「契約の起案者」(2015年民法404条6項)に替えられた。

**6. 意思自由に関する原則の具体化。そのうち、法律の禁止事項に違反せず、社会道徳に反しないあらゆる約束、合意は各当事者に対する実施効力を有し、他の主体に尊重されなければならないこと**

本法典は、各当事者は約束に従って相互に権利義務を履行しなければならなく、契約が各当事者の合意又は法令の規定によってのみ修正又は解除されることができ(401条2項)ことを明確に定める方向で、契約の効力に関する2005民法の規定を改正した。

## 7.契約締結における一般的取引条件に関する本法典の規定

2005年民法に定められた標準様式による契約の他に、多くの取引主体が顧客に適用される安定した条項を設定した実際及び関係法律と国際通例の施行総括の実際より出発して、本法典は契約締結における一般取引条件に関する規定を補充する(406条)。それによれば、一般取引条件とは、一方当事者が契約の締結の被申込者一般に対して適用するために公表する安定的な諸条項である;被申込者が契約締結を承諾したときは、当該各条項を承諾したとみなされる;一般取引条件が各当事者間

の公平を保証しなければならないものをいう。一般取引条件に、一般取引条件を提示した当事者の責任を免除し、相手方当事者の責任を増加し又は正当な権利を排除する規定がある場合、異なる合意がある場合を除き、当該規定は効力を有しない。

同時に、標準様式契約と一般取引条件の適用における明白さを確保し、契約の締結、履行の実際に生じる法的リスクと紛争を制限するため、本法典は被申込者が知り、又は知るべきであるように標準様式契約と一般取引条件の公開に関する規定を補充し、標準様式契約の公開の手順、手続は法律の規定に基づき実施される。

## XVII. 契約の履行

### 1. 違約罰

違約罰の合意に関して、違約罰及び違約罰の程度についての当事者の合意尊重を引き続き認めることに加えて、契約主体の権利を制限しなければならない特殊性を有する関係に基づいて、本法典は規定する“違約罰の額は各当事者の合意による。ただし、関係法律に異なる規定がある場合を除く”（418条2項）。それ以外に、違約罰及び損害賠償の本質、契約違反者に対して適用される民事責任の合意における契約当事者の意思尊重より出発して、本法典は、契約に従った違約罰と損害賠償責任との関係に関する2005年民法の規定を承継して、修正する。それによって、各当事者が違約罰について合意するが、違約罰と損害賠償について同時に合意しない場合、義務違反者は違約罰について責任を負うのみである（418条2項 ※仮和訳者注 原文ママ 正しくは418条3項と思われる）。

その一方、契約違反における損害賠償に関する各当事者に対する法的基準を設定し、法律適用における公平性、一致誠意及び国際通例との統一性を保証するため、本法典は下記の方角で契約違反により生じ、賠償される損害に関する規定を補充した。

-契約義務に違反したことによる賠償する損害は民法の共通原則に基づき確定される。

-権利者は、本来であれば、契約によってもたらされた、自己が享受することができたはずの利益に対する損害賠償を請求することができる。権利者はまた、義務者に対し、契約義務が完遂されないことによって生じた費用の支払を請求すること

ができるが、契約によってもたらされる利益に対する損害賠償額と重複してはならない。

-権利者の請求により、裁判所は義務者が権利者に精神的損害賠償を強制することができる。裁判所は事件の内容に基づき、賠償の程度を決める。

## 2.環境が本質的に変化した時の契約の履行<sup>118</sup>

契約法令の諸基本原則の一つは誠実、善意に約束を履行することであり(2015年民法3条2項、3項、5項)、それに従って、契約関係における各当事者は合意した義務を完成しないことについて責任を負わなければならない。しかしながら、商事関係、特に国際商事関係において、この原則を硬直的に、機械的に適用することは目的と反対の悪影響を引き起こす。何故ならば、多くの場合において、契約履行時点の環境が契約締結時点の環境と比べたら、本質的な変化があり<sup>119</sup>、一方当事者が契約を履行し続ければ、大きな損害を引き起こす。そのため、各当事者の利益をバランスさせるように、一つの原則が、誠実、善意の原則の例外と看做される。それは、多くの国の法律<sup>120</sup>、国際契約原則(国際商事契約原則(PICC)、ヨーロッパ契約法原則(PECL))及び国際商事原則<sup>121</sup>において認められた、契約調整を認める

---

<sup>118</sup>民法(改正)について、全国民の意見聴取の書類、資料(2015年1月02日付民法(改正)の草案に対する人民の意見聴取に関する01/QD-TTg号首相の決定書)を参考にする。

<sup>119</sup>このような状況は短期的契約にあまり生じないが、長期的契約に生じる可能性がある。

<sup>120</sup>フランス1804年民法は1134条に誠実、善意に誓約を履行する原則(*pacta sunt servanda*)を認めたが、環境が変化したときの契約履行に関する総則を定めなかった。そのため、適用する過程において、裁判所はこの*pacta sunt servanda*の原則を徹底的に遵守した。従って、一方当事者は不可抗力の事象(*force majeure*)のみ責任免除がされる。2016年フランス民法は1195条に環境が変化したときの契約履行に関して定めた。

第一次世界対戦以前、ドイツの法律は環境が変化したことによる契約の改訂に関して、厳しい観点を持った。従って、ドイツの法律は義務履行不可能なこと(*unmöglichkeit*)に関する理論のみ認めた。2002年、ドイツの民法の重要な改正が行われ、環境が変化したときの契約履行に関して、313条に定められた。313条1項は「契約が締結された後、各当事者が契約を締結しない又はこの変化について予測することができたら、契約締結が異なるほど環境が変化したとき、関係のある環境を配慮する上、契約を改訂することができる」と定める。313条3項は「契約改訂が行われぬ又は一方当事者に不適合であれば、当該一方当事者は契約を終了することができる」と定める。

<sup>121</sup>Hardshipに基づく環境が本質的に変化した時の契約の履行につき、2010年UNIDRIOT国際商事契約原則の6.2.1-6.2.3条が規定する。2010年UNIDRIOT国際商事契約原則の6.2.1条は、Hardship適用についての共通原則を設立する:「契約の履行が、当事者の一方にとって、より負担の大きいものとなっても、ハードシップに関する以下の規定に服するほか、その当事者は自己の債務を履行しなければならない」(UNIDRIOT2010 国際商事契約原則 212頁)

ものである。条項は、環境の変化によって (*hardship*) 一方当事者の権益に対して、ひどく悪影響を与え、契約のバランスを破壊し、契約履行が非常に困難で、高額になる場合に、契約の一方当事者に契約の調整を求める権利を有することを認めた。この条項は、緊密で制限的な条件に従って、各当事者が裁判所、仲裁廷のような第三者に対して契約の調整を求めること、調整ができない場合は契約終了を求めることを認め、契約当事者間の利益のバランスを再度図るための、契約の効力、履行に関する適切な法的干渉メカニズムを定める。環境が本質的に変化したときの契約調整の原則は、環境に応じ契約を調整する方向である。このことは不可抗力の事象(*force majeure*)があったとき、契約を停止、終了し、義務不履行者に責任を免除することとは異なる。

現在まで、ベトナム法令は、自主的合意という契約原則に基づき制定されてきたため、あらゆる環境において、各当事者が契約を履行しなければならないと定めた。2005 年民法には環境が本質的に変化したときの契約履行に関する具体的な規定がなかったが、いくつかの特別法には本質的に変化したときの契約履行の姿が存在していた<sup>122</sup>。

2015 年民法は環境が本質的に変化した時の契約の履行に関する規定を認めた(420 条)。環境が本質的に変化した時の契約の履行に関する 2015 年民法の新たな規定は下記の理由に基づき制定された(420 条)。

第一に、この規定は各当事者の利益に関する不平等を排除することに役に立ち、環境が本質的に変化したとき、契約を履行し続けると一方当事者の利益が重大に影響を受ける状況を克服する。

第二に、この規定も民法の諸原則、特に善意原則、に合致する。この原則により、各当事者は自己の合法的権利に関心を持ち、関心を払うのみならず、自分との関係に参加する他の主体の利益を尊重に、関心を持たなければならない、民事権利義務の実施に関して相互に助け合い、条件を構築する。

第三に、この規定は世界に共通する方向性に合致する。上述したように、現在では、国際商事契約原則 UNIDROIT、欧州契約法原則、多くの国の法律と判例は環境が本質的に変化した時に契約の修正、解除することを許可する。

---

<sup>122</sup> 例えば、2000 年保険経営法 (2010 年修正、補充) 20 条は保険料の計算基礎が変化したことによる保険料の変更に関して定める。

しかしながら、各立法者は、この場合に各条件を一斉に規定することにつき慎重でもある

- 下記の各条件を満たすとき、環境が本質的に変化したとみなされる。(1)環境の変化が契約締結後に生じた客観的原因による；(2)契約締結の時点で、各当事者が環境の変化を事前に予測することができなかった；(3)環境が、もし各当事者が事前に知っていたら契約は締結されなかった、又は締結されたとしても完全に異なる内容になったという程度にまで大きく変化した<sup>123</sup>；(4)契約内容を変更せずに契約の履行を続けることが、一方当事者に重大な損害を生じさせると見込まれる；(5)影響を受ける利益を有する当事者が、その能力が許し、契約の性質に合致する限りのあらゆる必要な措置を適用したが、利益への影響を阻止し、その程度を軽減することができない<sup>124</sup>。

契約履行が不可能にさせる不可抗力の事象<sup>125</sup>と異なり、環境が本質的に変化したことはそのように重大でないが、履行すれば一方当事者は相手当事者と比べたら、重大な損害を受ける又は契約が履行できるが、一方当事者に対して不平等であり、相手方当事者に利益を与える。

- 環境が本質的に変化した場合、利益が影響される者は相手方に合理的な期間以内、契約について再交渉を請求することができる。

-合理的な期間以内、各当事者が契約改訂について合意することができない場合、各当事者の一方当事者は、裁判所に対し、(1)確定時点で契約を終了する；(2)環境が

---

<sup>123</sup> 「環境が大きく変化した」という概念の意味は様々であり、多く国の裁判の実際が環境の変化が大きい場合のみ、環境が本質的に変化したとされる。例えば、ドイツの裁判所は増加した費用が由来の金額相当、又は 150%相当である場合のみ、環境が本質的に変化したと認められる一方、ロシアの裁判所は当初の金額より 100%以上増加することを要請する。

参考: Alexei G. Doudko (2000)、Hardship in Contract: The Approach of the UNIDROIT Principles and Legal Developments in Russia、Uniform Law Review、Vol. 5、Issue 3、trang 496.

<sup>124</sup>環境が本質的に変化したと看做される条件についての規定は、世界共通の通例に近づく。しかしながら、留意点は、契約の義務履行を断る口実をつくろうとする当事者の濫用を避けるために、相対的に見て、いかに“環境が変化した”と看做すのか、である。それ以外にも、各国の判例は、“環境の本質的な変化”があるのか否かを看做すための要件を確定するように思われる。例えば、フランスの裁判所は、価格が急変したことをもって本質的な変化と認めていた（1904年、Gaz de Bordeaux 事件における国務院の法的観点）。しかし、日本の裁判所の判例は、それを承認しない。各国の各判例は、政策、法令が変化する時、法定の条件がそれと合致する場合には、環境の本質的な変化と認める共通点を有している。

<sup>125</sup> 2015年民法 156条 1項は「不可抗力の事象とは、予見することができず、必要で能力が許す限りの措置をすべて適用したとしても克服することができない、客観的に生じる事象である」と定める。

本質的に変化したことにより、各当事者の合法的権利、利益を平等にするように、契約を修正することを請求することができる。

裁判所は、契約終了が修正された契約履行にかかる費用より大きな損害を与える場合には、契約改訂を決めることができるのみである。

- 契約の改訂、終了に関する交渉、裁判所の事件解決の過程において、異なる合意がある場合を除き、各当事者が契約に従って、自らの義務履行を続けなければならない。

## XVIII. 契約に関連する各時点について

契約に関連する各時点は、契約における各当事者の権利義務の発生時点確定の重要な根拠である。2015年民法は、契約に関連する各種の時点を明確に分離することに関して、重要な新点を、下記のように、数多く有している。

### 1. 契約締結の申込が効力を有する時点(388条)

2015年民法は、関係法律が異なる規定をする場合を除き、契約締結の申込みの効力が生じる時点が申込者の決定により確定され、申込者が決定しないとき、契約締結申込みは被申込者が当該申込みを受領した時から効力を生じる、と定める。

### 2. 関係の各参加者に対して契約が効力を有する時点(401条)

契約の効力を生じる時点を確認することは各当事者の権利義務を確認することに意義を持つ。従って、権利者は義務者に対して、契約における義務の履行を請求する権利を有し、契約に基づき生じる全て合法的権益を享受することができる；義務者が契約に置いて約束した義務を正しく履行しなければならず、契約違反に関して権利者に対する民事責任を負う。

共通原則に関して、2015年民法401条の規定に従って、異なる合意がある又は関係法律には異なる規定がある場合を除き、契約が効力を有するのは、締結時点である<sup>126</sup>。契約が文書で表現されなければならない又は公証若しくは確認されなければ

---

<sup>126</sup> 400条の規定により、契約は申込者が締結の承諾を受領した時点で締結される。各当事者が一定期間の沈黙は契約締結承諾の回答であると合意する場合、契約締結の時点は、当該期間の最後の時点である。口頭による契約締結の時点は、各当事者が契約の内容について合意した時点である。文書によ

ばならないと法令が規定する場合、効力を生じる時点は各当事者がその形式により確立する時点である<sup>127</sup>。

いくつかの具体的な場合には、法律が効力の生じる時点に関して個別の規定をする契約は、当該の個別の規定に基づき、効力を有する時点が確定される。例えば、財産の贈与契約に関して、本法典は「動産の贈与契約は受贈者が財産を受領した時点から効力を生じる。法律が所有権登記を定める動産については、贈与契約は登記の時点から効力が生じる」と定める。

2015年民法は所有権登記が不要である動産の贈与契約の効力に関し、排除条項を補充した<sup>128</sup>(458条)。それによって、2005年民法と同様に、動産の贈与契約は受贈者が財産を受領した時点から効力を生じることとして、「異なる合意がある場合を除く」という語句を追加した。つまり、所有権登記が不要な動産である財産の贈与契約の効力が生じる時点に関して、各当事者は自己の意思に従って合意することができる。

### 3. 所有権、財産に関するその他の権利の確立時点(161条):

基本的には、所有権、財産に対するその他の権利の確立時点は2015年民法161条の規定に基づき行われる。従って、「*所有権、財産に対するその他の権利の確立時点は本法典、その他の関係法律の規定に基づき行う；法律に規定がない場合、各当事者の合意に基づき行う；法律に規定がなく、各当事者の合意もない場合所有権、財産に対するその他の権利の確立時点は財産が引き渡された時点である。財産が引き渡された時点は権利を有する当事者又はその合法的代理人が財産を占有した時点である*」。その一方、ある具体的な場合には、法律が所有権の確立時点に関する規定がある場合、当該規定を順守する。例えば、財産権の売買の場合、「*財産権に対する所有権が移転する時点は、買主が当該財産権に対する所有権に関する書類*

---

る契約締結の時点は、文書に最後の当事者が署名した又は文書上に表現されたその他の承諾形式の時点による。

<sup>127</sup> 公証法第5条の規定は2015年民法のこの規定に合致し、契約の有効の時点を認めている。

<sup>128</sup> 2005年民法は「動産贈与契約は、受贈者が財産を受領した時点から効力が生じる。法律の規定に従って所有権登記を要する動産に対しては、動産贈与契約は登記の時点から効力が生じる」と定めた。つまり、この規定により、法律が、所有権登記が必要であると定めない動産の贈与契約の場合、受贈者が財産を受領した時点から効力が生じる唯一の時点のみ設定した。このように定めることは硬すぎ、各主体の自由処分、自由合意の原則を排除した。実際の多くの場合に、各当事者は贈与契約の効力が生じる時点は、受贈者が財産を受領する前又は受領した後であると合意することができる。

を受領した時点、又は法令に規定があるときは所有権移転を登記した時点である」(450条3項)。

#### 4. 第三者への対抗力が生じる時点

2015年民法は297条1項、298条、310条2項、319条2項、331条2項、347条2項に義務履行の担保関係における第三者への対抗力が生じる時点について下記のように定める。それに従って、担保措置は担保財産の登記又は担保受領者が担保財産を把持する又は占有した時点から第三者への対抗力が生じる(297条1項)、財産の質は質受領者が質財産を把持した時点から第三者への対抗力を生じさせる(310条2項)、財産抵当は登記の時点から第三者への対抗力を生じさせる(319条2項)、所有権の保留は登記の時点から第三者への対抗力を生じさせる(331条2項)、財産の留置は留置者が財産を占有する時点から第三者への対抗力を生じさせる(347条2項)。

#### 5. 危険負担の移転時点(441条1項):

各当事者間の異なる合意がある又は法律が異なる規定をする場合を除き、売主は財産が買主に引き渡せる前に財産に対する危険を負担し、買主は財産を受領した時点から財産に対する危険を負担する。

### XIX. 契約の終了

契約の終了に関する2005年民法の規定を整備するため、2015年民法は約束履行における各当事者の責任を高め、身勝手な契約終了の宣告及び契約履行に関するその他の法的リスクを制限し、統合性をより確保することに関する規定を下記のように修正、補充した。

-契約解除に関して、本法典は、相手方当事者が、各当事者が合意した解除条件である契約違反をした；相手方当事者が契約義務の重大な違反をした；法律が定めるその他の場合、において、一方当事者は契約を解除する権利を有し、損害を賠償しなくてよい、と定める。

重大な違反とは、一方当事者が義務を正しく履行しないことが、相手方当事者が契約締結の目的を達することができなくなる程度に至ることである(423条)。

-義務の履行遅滞、履行不能による契約解除及び財産が喪失、損傷をした場合の契約解除に関する規定が補充された。そのなかで、本法典は、義務者が自らの義務の一部又は全部を履行することができないことにより、権利者の目的を達することができなくなった場合、権利者は契約を解除し、損害賠償を請求することができることと定める(第 424 条、第 425 条と第 426 条)。

-契約解除の効果に関して、下記のようにより具体的に定める(第 427 条)。

(1)契約が解除されたとき、契約は締結時点から効力を有さず、各当事者は合意された義務を履行する必要がない。ただし、違約罰、損害賠償に関する合意及び紛争解決に関する合意を除く。

(2)各当事者は契約の履行における合理的な費用及び財産の保管、開発費用を差し引いた後、お互いに受領したものを返還しなければならない。各当事者が共に返還義務を負う場合、異なる合意がある又は法律が異なる規定をする場合を除き、返還は同時に履行されなければならない。

(3)損害を受けた者に対する損害賠償は違反した者の過失を基礎として基づくものではなく、損害を受けた者が相手方当事者の義務違反行為により損害の賠償を受けるという原則に基づく。

(4)人格権に係る契約の解除の悪影響の解決は民法及びその他の関係法律が定めることによる。

(5)本法典に定められる根拠がなく契約を解除する場合(423 条、424 条、425 条、426 条)、契約を解除する者は義務違反者と確定され、民法また他の関係法律の規定に従った義務を正しく履行しないことによる民事責任を負わなければならない。

-契約履行の一方的終了に関して、下記のように、より具体的に定める(428 条)。

(1)契約履行の一方的終了の根拠について、本法典は相手当事者が契約上の義務に重大に違反した、または各当事者間に合意もしくは法令に規定がある場合、一方当事者が契約の履行を一方的に終了することができ、損害を賠償する必要がない、と定める。

(2)契約履行の一方的終了の効果について、本法典は契約の履行を一方的に終了する場合、相手当事者が契約終了通知を受け取った時点から契約が終了すると定める。各当事者は違約罰、損害賠償に関する合意及び紛争解決に関する合意を除き、引き続き義務を履行する必要がない。義務を履行した当事者は相手当事者に対し、履行済みの義務分の清算を請求する権利を有する；

(3)被害者に対する損害賠償は違約の過失の基礎に基づかず、相手当事者の契約上の義務を正しく履行しない行為により損害を受けた者が賠償を受ける原則により行われる;

(4)本法典に定められる根拠がなく、契約の履行を一方的に終了する場合(第428条第1項)、一方的に契約を終了した当事者は義務違反当事者であると確定され、民法、その他の関係法律の規定に基づき、義務を正しく履行しないことによる民事責任を履行しなければならない。

## XX.典型民事契約

2005年民法の各規定を整備するため、2015年民法は民事法令関係の特殊で、代表的な契約のみに関して定め、民法の規定における安定性を保証し、具体的分野での契約に関するその他の法律との重複を防ぎ、契約の実際を包括し、それに合致する。本法典は、その他の法令において具体的に規定される特殊な対象を有する契約を再度規定しない。そのような契約とは住宅売買契約、住宅賃貸借契約、保険契約などである(住宅、不動産の経営に関する法律と保険に関する法律に定められている)。同時に、懸賞の約束、賞品付き競技の法的性質により合致するため、本法典は典型契約に関する規定と独立した別の章に設定する(570条から573条まで)。それ以外に、生産、経営の協力の分野における契約と土地使用权に関する契約関係に対する法律調整に関する要請に応じ、関係法律が具体的に定める法的基礎を構築するため、本法典は土地使用权に関する契約(500条から503条まで)及び組合契約(504条から512条まで)を補充した。

財産売買契約、財産消費貸借契約、財産賃貸借契約などのいくつかの種類契約に関して、これらの契約に関する規定の不都合な点、制限している点を克服し、これらの規定が関係契約にも適用され、将来に発生し得る派生的で特殊な契約を包括するため本法典は若干の規定を、下記のように、補充した。

### 1.財産売買契約について

-**概念**について、財産所有権が賠償原則により売主から買主に譲渡される売買契約の法的本質を明確にしていけないという2005年民法の不都合を克服するため、2015

年民法は「財産売買契約とは売主が買主に財産の所有権を移転し、買主が売主に代金を支払う旨の各当事者の合意」と定める(430条)。

-**売買契約の対象**について、財産売買関係の調整における概括性を保証するため、2015年民法は、本法典に定められる財産はいずれも売買契約の対象とすることができる；法律の規定に基づき財産の譲渡が禁止又は制限される場合、売買契約の対象である財産は当該各規定に合致しなければならない、という方向で売買契約の対象についてより具体的で明確に定める(431条1項)。

431条2項には売買契約の対象に対する条件を補充した。従って、「**売却財産は売主の所有に属する又は売主が売却権を有するものである**」。この新点は財産売却権を有する主体が所有権者と「**売却権を有する者**」まで広げられた。委任、競売、民事判決執行などのメカニズムを通して、売却財産が売主の所有に属しないが売主が財産売却権を有する場合もあるため、売買契約の対象である財産に対する「**売主が売却権を有する**」規定は実際の包括性を保障することに必要である。

-**弁済方式**について:「**弁済方式が各当事者の合意による**」という弁済方式に関する唯一の内容を規定する2005年民法に対して、2015年民法は「**価格、弁済方式に関する合意がない又は合意が明確でない場合、価格が市場価格に従い確定され、弁済方式は契約締結の地点及び時点における慣習に従い確定される**」というものを補充した。

-**弁済期限が明確に規定されない場合の克服**:2015年民法は弁済権限について合意しない場合の解決に関する2005年民法の制限を「**買主は合意した期限に従い、購入代金を弁済する。弁済期限が確定されていないまたは明確に確定されていない場合、買主が購入財産を受領した時点又は財産の所有権証明書を受領した時点で直ちに弁済しなければならない**」ように修正、補充することで克服した(2015年民法434条3項)。

-**売買財産の品質**について、市場において流通される商品の品質を保証し、消費者の権利をより良く保護するため、2015年民法(432条)は下記のように2005年民法の規定を内容について改正した。

(1) 売買財産の品質は各当事者の合意による。

(2) 財産の品質に関する基準が公表される又は権限のある国家機関により規定される場合、財産の品質に関する各当事者の合意が公表される又は権限のある国家機関により規定される品質基準に従い確定される財産の品質より劣ってはならない。

(3) 各当事者が売買財産の品質について合意していない、又は明確に合意していないときは、売買財産の品質は、公表された財産の品質に関する基準、権限のある国家機関の規定に基づき、又は産業基準に従い確定される；公表された財産の品質に関する基準、権限のある国家機関の規定および産業基準がない場合、売買財産の品質は、契約締結の目的に合致する通常の基準又は固有の基準により、また消費者権利保護法の規定に基づき確定される。

- **財産引渡し的方式について**、実際に生じうる場合を十分に予測するため、改正民法は各当事者が複数回による財産の引渡し的方式に関する合意をした場合について定める。この場合、売主が一定の一回の引渡義務を正しく履行しないとき、買主は当該違反の回に関係する契約部分を解除し、損害賠償を請求することができる（436条2項）。

- **情報提供及び使用方法の案内義務の履行について**、本法典は、2005年民法と比較して、より厳しく、合理的に定めたが、それは契約解除に関する本法典の423条の規定（一方当事者が勝手に契約を解除することができない。）との統一性を保証するためである。それによって、売主が買主に対し、売買財産に関する必要な情報の提供、その財産の使用方法的案内をしない場合、買主が売主に対し合理的な期間内この義務を履行するよう請求することができる；売主が依然として履行しないことにより買主が契約締結の目的を達することができないとき、買主は契約を解除し、損害賠償を請求する権利を有する。

- **売却した財産の買戻期間に関する柔軟な規定**、2005年民法は「財産買戻の期間は各当事者により合意されるが財産を引き渡した時点から動産に対しては1年、不動産に対しては5年を超えてはならない」と規定した。つまり、財産の買戻期間が法律に抑制され、各当事者間の異なる合意があってもこの期限以内にしなければ

ならない；そうしなければ、法律の禁止事項に違反する。2015 年民法は各当事者間の異なる合意がない場合 1 年と 5 年を固定すること以外に、各主体の自己処分権、自己合意権と契約締結自由権を向上するため「財産買戻しの期間が各当事者の合意による」の規定を追加した（454 条）。

-**財産の競売**、本法典は 2005 年民法のように財産の競売について具体的に定めず、財産の競売の問題を調整する原則的な条項(451 条)を一つ定めた。この変更は 2015 年民法が可決される時点で財産競売法が制定中であって、その後可決された。2016 年財産競売法が財産競売に関する具体的規定を制定するため、重複しないように民法は財産競売に関する原則的のもののみ定める。

## 2.財産消費貸借契約の利率について

利率に関する規定は 2015 年民法の重要な新点であり、従って、2005 年民法の不都合な点を克服するため<sup>129</sup>、2015 年民法は下記の方角で利率に関する規定を修正、補充した。

---

<sup>129</sup> 2005年民法476条は、上限利率は国家銀行が公表した基本利率を参照すると定めたが、この規定を実際に施行することが様々な不都合が存在している。具体的には、「貸借の利率は、各当事者によって合意されるが、同等の種類賃借に対する、国家銀行の公表する基本利率の 150%を超えることはできない。利率の支払について各当事者が合意したが、その利率が確定されない又は利率について争いがある場合には、返還の時点において、貸借期間に相当する国家銀行の公表する基本利率を適用する。」と定めた。このようでない利率の規定は、財産借用の実際に合致しない。なぜなら、国家銀行の公表する基本利率が念頭においているのは、基本的、土台的な性質で、中央銀行が貨幣政策を運用するために使用する利率である。貨幣政策の方向性を定めるという目的は、市場的なものではなく、基本利率を民事関係（高利に抵抗するという目的）における利率確定のための基礎とすることは、基本利率の性質及び目標に合致しない。実際には、国家銀行が公表する基本利率は、相対的に低く、市場利率の安定とインフレチェックの作用を狙って増減を小さくするように調整するのみである。それにより、基本利率の150%又は200%と規定することは、依然として低すぎる可能性があり、民事の借り入れの契約の利率としては実施可能性がないので、民法典における利率に関する規定が合理的でないために多くの契約が無効となりかねない。過去の実績によれば、民事関係における利率の程度の段階は、国家銀行が公表する基本利率より高いことが多い。他方では、2010年から現時点まで、国家銀行は基本利率を公表せず、各信用組織は依然として2009年に公表された年9%を参照して利率として使用している。それによれば、国家銀行の基本利率の適用は、財産賃借関係における当事者に対して多くの困難を惹起する。（民法改正案に関する国家銀行の意見提出報告書）。

-**利率**について、(2005 民法の規定のように)上限利率を確定するときベトナム国家銀行が参照のために公表する基本利率を適用せず、固定的利率を適用する(468条)。具体的には下記のようなものである。

(1)各当事者が利率について合意した場合、他の関係法律が異なる規定をする場合を除き、合意による利率が1年間当たり借入額の20%を超えることができない。実際の状況及び政府の提案に基づき、国会常務委員会は上記の利率の程度を調整し、直近の会期に国会に報告する。合意による利率が1年間当たり借入額の20%を超える場合、超える利率の分は無効とされる。

(2)利息の支払いに関する各当事者の合意があるが利率を明確に確定せず、利率に関する紛争があった場合、利率は債務弁済の時点における上記の上限利率の50%と確定される。

利率に関する上記の規定は金銭支払義務の履行を遅滞することにより金銭支払の遅滞により生じる利率(357条)、買主が金銭を支払ったが、同セットでなく引渡したため、まだ物の引渡しを受けていない場合における利率(438条)などの他の民事責任に係る利率を確定することにも適用される。

上限利率に関する2015年民法の規定は明白さを構築し、民事関係の参加当事者が、上限利率を知ることができるために、自己の行為を調整することができる。また紛争を解決するとき、権限のある機関は各当事者が合意した貸付利率は法律の規定に違反したか、違反した場合に適用すべきである利率はいくつにするか確定することを助ける。

-**借主の弁済義務**について、利率付きで借入れる場合の、利率に関する新たな規定及び借主の弁済義務に関する明確で、具体的な規定に合致するため、2015年民法は2005年民法474条に定められた規定を改正した(466条)。具体的に、民法466条は下記のように定める。

無利率で借入れたが、期限が到来しても借主が債務を弁済しない又は完全に弁済しない場合、異なる合意がある、又は法律に異なる規定がある場合を除き、貸主は、弁済が遅滞した期間に応じて、弁済遅滞額に対する本法典468条2項の規定に基づく利率による利率の支払を請求することができる；利率付きで借入れたが、期限が到来しても借主が弁済しない、又は完全に弁済しない場合、借主は下記のように弁済しなければならない。

(1)期限到来まで未弁済の借入期間に応じた元本に対する利率は、契約で合意した利率による;支払が遅滞した場合、本民法468条2項に定められる利率により利率も支払わなければならない。

(2)異なる合意がある場合を除き、未弁済のまま期限を超過した元本に対する利率は、弁済が遅滞した期間に応じて、契約に基づく150%の借入利率である。

期限超過の利率に関する規定は期限超過の利率を確定することにおける各当事者の合意を尊重することを表し、民事関係の原則と本質に合致し、理解の仕方が統一的でなかった2005年民法の不都合を克服した。

**-顧客と信用組織の貸出関係の問題について**、2015年民法468条の規定により、「貸出金利は当事者の合意によるが、他の関係法律が異なる規定をする場合を除き、合意による利率が1年間当たり借入額の20%を超えることができない」。それに従って、信用組織に関係する資金借入の関係は「他の関係法律が異なる規定をする場合」と理解される;具体的に国家銀行法12条、信用組織法91条2項、3項の規定により、信用組織と顧客は「法律の規定に基づき」、信用組織の信用活動における利率と金銭提供の手数料に関して合意することができる。つまり、信用組織法は各信用活動に対する独自の利率体系があるため、金融機関は当該法律の規定を適用する。

### 3.財産賃貸借契約(472条から482条まで)

2015年民法は、賃料は各当事者の請求に基づき第三者が確定することができる、という規定を補充した。この条項は、各当事者が財産の賃料について合意することができなく、正確性、公平性と客観性を保障するため、第三者に確定させる場合も多いという実際に合致する。

2015年民法は、合意がない又は合意が明確でない場合、賃料は契約締結地点と時点における市場価格により確定されるという規定も補充した。この規定は、合意がない又は合意が明確でない場合に、賃料の確定につき各主体により便利さを与え、紛争を防ぐことができる。

### 4.請負賃借契約について(483条から493条まで)

2015年民法は、488条6項に請負賃借料の支払期限を補充した。従って、請負賃借料の支払期限は各当事者の合意によるものとし、各当事者の合意がない場合、請負賃借人は各月の最終日に弁済しなければならない；生産、経営周期に従った請負賃借の場合、遅くともその生産、経営周期が終了したとき賃料を弁済しなければならない。

2015年民法は、請負賃借財産の保管、保守、処分に関する規定を補充した；2005年民法の賃借人の賃借財産の「自ら代替」する権利に関する規定を削除して、「自ら修繕」する権利に書き換えた。これにより、請負賃借人は自ら請負賃借財産を交替することができず、同時に、請負賃借人も、その財産に対する賃請負賃借人の財産に対する所有権を変更させるため、請負賃借人とそれにつき合意できない、という2005年民法の弱点を克服した<sup>130</sup>。

## 5.土地使用权に関する契約(500条から503条まで)

土地使用权に関する契約関係を調整する法的根拠を構築するため、本法典は「土地使用权の移転に関する規定」を別の編にせず、土地使用权に関する契約を民事交流における典型的契約の一つとして認める。それに従って、この契約は、土地法の規定に従って、土地使用者が相手方当事者に土地使用权を移転、譲渡、賃貸、転貸、贈与、抵当、出資、又は土地法の規定に基づくその他の権利の実施；相手方当事者が土地使用者との契約に従った権利義務を実施する、と理解される。本法典は、契約の内容、形式、実施手続及び土地使用权移転の効力も規定する。

## 6.組合解約(504条から512条まで)

---

<sup>130</sup> 財産請負賃借契約は、以下のようにいくつかの点において、享用権との異同がある。

-享用権と財産請負賃借契約との類似点は、享用権者と財産請負賃借人は、財産の効用を開発し、天然果実、法定果実を享受できる。

-享用権と財産請負賃借契約との相違点は、享用権の主体は財産に対する享用権を賃貸する権利を有する。それにおいて、財産請負賃借人は、請負賃借人が同意する場合を除き、再請負賃借をすることができない。それ以外にも、財産を享用できる主体は、所有主を比較して、いくつかの権利が切り離されている。享用権実施の場合、財産に対する権利の主体は、自ら又は他者に許可を与えて、対象かの開発、使用をし、天然果実、法定果実を収受する；財産所有者に財産の修繕義務履行を要請する；財産所有者に代わって義務を履行した際には、財産所有者に費用の償還を請求できる権利がある；財産に対する享用権を賃貸する。

本法典は、組合の各構成員間の関係とその他の経営組合契約の構成員間の関係を統一的に調整する法的根拠を作るため、組合契約を典型契約の一つとして補充した。それによって、組合契約は一定の業務実施のための財産、労力の共同拠出、利益の共同享受及び責任の共同負担に関する各個人、法人間の合意である。本法典は組合契約の内容、組合の構成員の共有財産、民事取引の確立、実施、組合の構成員の民事責任、組合契約の離脱と加入、及び組合契約の終了に関して、具体的に定める。

## 7. 運送契約について(530条から541条まで)

2015年民法は、運送注文者が合意した時点、地点どおりに財産を引き渡さない場合の合意による違反罰に関する規定を削除した(532条第2項)。従って、運送注文者が合意したと異なる時点、地点において財産を引き渡す場合、運送人に対し、待機費用及び合意した地点まで財産運送料金を支払わなければならない。運送人が合意した地点において財産の受領を遅滞する場合、運送人は受領遅滞により生じた費用を負担しなければならない。

## 8. 加工契約について(542条から553条まで)

-加工注文主の義務<sup>131</sup>: 2015年民法は、加工注文主の原材料提供の義務を除く条項を削除した。

-加工引受人の義務<sup>132</sup>: 2015年民法は、「原材料の品質が担保されないとき他の原材料に交換するため加工注文主に通知する、原材料の利用は社会に危害を与える製品を作り出し得ることを知る又は知るべきであるときに加工実施を拒否する」義務に対して、通知しない又は拒否しない場合に負う責任に関する規定を削除した。

## XXI 契約外損害賠償責任<sup>133</sup>

---

<sup>131</sup> 2015年民法第544条第一項。

<sup>132</sup> 2015年民法第546条第2項。

<sup>133</sup> 参考資料：司法省民事経済法局及びJICAプロジェクトが2017年2月20日にダナン市で協働して実施した、中部地区の実務者向けの、2015年民法の新たな基本論点の紹介セミナーの資料

2015年民法は、契約外損害賠償に関して、民事関係に合致させるため、損害賠償の実践の要請に対応するため、多くの規定を修正、補充し、その中で、主要な内容は以下のとおりである。

## 1. 損害賠償責任発生根拠

2015年民法は、損害賠償責任発生根拠につき、他人の生命、健康、名誉、人格、威信、財産、権利、その他の合法的な利益の侵害行為をして損害を惹起させた者からアプローチし、それらの者は民法、その他関連法令が異なる規定を有する場合を除いて損害賠償しなければならないとする（584条1項）。これは、契約外損害賠償において、2005年民法と2015年民法を比較して最も大きな変化が体现されていると思われるところである<sup>134</sup>。上記規定に従って、損害賠償確定根拠は（1）実際の生じた損害の存在（2）法令違反行為の存在（3）法令違反行為と実際に生じた損害の間の因果関係、である。このように、2015年民法の規定に従えば、損害を惹起した者の“故意過失”は、被害者が契約外損害賠償責任を確定するために証明しなければならない必要な要素とは看做されない。

このことは、2015年民法が契約外損害賠償において、故意過失の要素を廃棄したと考えるものではない。故意過失の要素の証明は、依然として、具体的な損害賠償に関する多くの規定において実在する：損害賠償責任の発生根拠の新しい点は、“加害者は、生じた損害が不可抗力による又は完全に被害者の故意過失による場合には損害賠償責任を負わなくてよい。ただし、異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場合を除く”という規定である<sup>135</sup>。このように、2015年民法は、2005年民法617条の被害者の完全な過失がある場合は損害賠償する必要はないとの内容を、この条文に変更した。その外、自然災害や伝染病のような不可抗力の場合の損害惹起

---

<sup>134</sup> 2005年民法は、“故意過失”は契約外損害賠償の責任を生じさせる4つの要素の一つであり、被害者は加害行為をした者に故意過失があることを証明しなければならない、としていた。具体的には、2005年民法604条は“故意または過失がある者…”と規定し、2015年民法584条は“侵害行為をした者”と修正している。

<sup>135</sup> 2015年584条2項

者も、損害が発生した時に損害賠償をする必要はない。その他、法典は、故意が惹起した損害賠償と財産が惹起した損害賠償の2つに分離することを指向する<sup>136</sup>。

その他に、2015年民法584条3項は、財産が損害を生じさせた場合、財産の所有者、占有者は損害を賠償する責任を負わなければならない、と規定する。このように、損害賠償責任は、財産が損害を惹起した場合に、所有者、占有者の全員に対して適用される。これは、高度に危険な源による損害の賠償；家畜が惹起した損害の賠償；樹木が惹起した損害の賠償；住居、その他建設工事が惹起した損害の賠償のような、財産が損害を惹起した場合に対する契約外損害賠償の確定の根拠である。

## 2. 契約外損害賠償の原則

- 実際に生じた損害への賠償の原則は、全部、及び速やかになされることである（2015年民法585条1項）。公平性、合法性を担保するため、法典は、“損害賠償責任を負う者は、故意過失がなく又は過失によるときであって、損害が自己の経済的な能力と比較して極めて大きいときは、賠償額を減額することができる”（585条2項）<sup>137</sup>との規定を補充する。損害発生時に、被害者に過失がある時、被害者自らの過失による損害の部分は損害賠償の必要はない<sup>138</sup>。実際に、加害者の故意過失と、被害者の故意過失による損害は、速やかに、かつ全部が損害賠償されることはない…被害者もまた自らへの損害発生において故意過失がある場合は、損害発生につき故意過失がある者に加えて、被害者もまた自らの過失の部分について責任を負わ

---

<sup>136</sup> 584条3項は新たに規定を補充する；“財産が損害を生じさせた場合、財産の所有者、占有者は損害を賠償する責任を負わなくてはならない。ただし、損害がこの条2項の規定に基づき生じた場合を除く”

<sup>137</sup> 2005年民法と比較して、2015年民法には以下の新しい点がある：

+2005年民法は、損害賠償の減額が検討される対象は“損害を惹起した者”と規定した（2005年民法605条2項）が、2015年民法は賠償減額対象をより広くとり、未成年者が損害を惹起した場合の父母の損害賠償；学校、病院、その他直接管理する場合で民事行為無能力者が損害を惹起した場合の直接管理者；労働者、職業訓練者が損害を惹起した場合の個人、法人の損害賠償、のような“損害賠償責任を負う”者と規定する。

+2005年民法は、故意がない過失の場合のみに賠償できることを規定する。年民法（※仮和訳者注原文ママ 何年かの記載がないが、正しくは2015年と思われる）は、“故意過失がない”場合を賠償減額を検討する場合として補充している。

<sup>138</sup> この原則は2005年民法617条の規定“被害者も損害惹起にあたり故意過失があった場合、加害者は自己の故意過失に相当する損害分だけを賠償する”に基づいて作成された。

なくてはならず、その損害発生に寄与した自らの損害部分は損害賠償を得ることはできない。

この他に、侵害された権利、利益を有する者は、自己に対する損害を阻止、抑制するための必要かつ合理的な各措置を適用しないことにより損害が生じたときは、賠償を受けることはできない（585条5項）。これは2015年民法で新しく補充された原則で、損害を抑制するための条件があるにも関わらず、損害を発生させるままにした被害者の状況を克服するためのものである。それに従って、損害抑制ができるが被害者が損害を阻止、抑制するための必要かつ合理的な方法を実施しない場合、損害賠償を受けることができない。

### 3. 損害賠償請求の提訴時効

2015年民法の588条は、“損害賠償請求の提訴時効は、請求権者が自己の権利、合法的利益が侵害されたことを知り又は知るべきであった日から3年である”と規定する。2005年民法607条<sup>139</sup>と比して、上記規定は、以下の新しい内容を有する：

**第一に、損害賠償請求の提訴時効が3年に延長された。**2005年民法に従えば、契約外損害賠償の提訴時効は2年であった。実際において、賠償のための損害確定が非常に複雑で、損害確定のための時間を多く要する請求が多かった。損害賠償期間の延長が、被害者が裁判所に自らの合法的な権利、利益を保護するように請求する権利にアプローチできる時間的条件を構築した。

**第二に、提訴時効の起算点が、請求権を有する者が、自らの合法的権利、利益の侵害を知った、又は知るべき時点となった。**2005年民法は、損害賠償請求の提訴時効の起算点は、“権利及び合法的利益が侵害された日”としていた。この計算方法は、合法的権利、利益を侵害された者に不利である。なぜなら、合法的権利、利益侵害行為が直ちに発見されなければならない、合法的権利、利益を有する者が自らの合法的権利、利益が侵害されたことに気づくには多くの時間がかかるからである。もし、2005年民法の規定に従えば、合法的権利、利益が侵害された日から2年の期

---

<sup>139</sup> 2005年民法605条（※仮和訳者注 原文ママ 正しくは607条）は“損害賠償の提訴時効は個人、法人、他の主体の合法的権利利益が侵害された日から2年とする”と規定する。

限が経過したが、合法的権利、利益を有する者がそれを発見できず、自らの合法的権利、利益を侵害した者に損害賠償させる請求を裁判所にできない場合は、暗黙のうちに損害惹起者は損害賠償する必要はないことになる。

上記の制限を克服するため、2015年民法は損害賠償請求の起算点を、自らの合法的権利、利益が侵害されたことを請求権者が知った、又は知るべきであった時点と規定する。この規定は、合法的権利、利益を侵害された者が、裁判所に対して損害惹起者に損害賠償させることを請求する場合に、より能動的にすることを助ける。合法的権利、利益が侵害されたが、その合法的権利、利益を有する者がそれを発見しない場合は、損害惹起者が自らが惹起した損害に対する責任を終了することを意味しない。なぜなら、合法的権利、利益を侵害されたことを発見した者は損害惹起行為がいつ生じたかに関心を持つ必要がないからである。その者は、依然として、裁判所に対して、自らの合法的権利、利益の侵害者に、その者が惹起した損害にふさわしい損害賠償をさせるように請求する権利を有する。

#### 4. 契約外損害賠償における損害の確定

##### - 財産が侵害された場合における損害の確定

失われ、破壊され又は損傷した財産；財産の使用、開発に結び付いた利益の喪失、減少；損害の阻止、抑制及び克服のための合理的な費用、からなる財産侵害の場合に関する規定の外に、予防と他の法典の案内のために、2015年民法は“法律が規定するその他の損害”（589条4項）という規定を追加で補充した。

他には、財産侵害による損害確定に関する2015年民法の新しいもう一つの点は、財産、財産の使用、開発に結び付いた利益が消失、又は減少することである。

##### - 健康侵害による損害の確定

2005年民法609条と比較すると、健康侵害による損害確定に関する590条は、以下の新しい点を有する。

第一に、健康が侵害された場合、2015年民法は損害賠償できる個人を分離する。具体的には、2005年民法609条2項では、一人の損害を受けた個人又は一つの事件（健康、精神に関して損害を受けた者が複数からなる）について、精神的損害の程

度を分けることができないが、2015年民法590条2項は、健康を侵害された者ごとにつき、損害賠償を受けられる最大の程度につき規定した。

第2に、2005年民法と比較すると<sup>140</sup>、精神に関する損害補てんの最大程度が増えている。2015年民法590条2項は、損害を惹起した者は被害者に精神的損失を補てんしてないといけませんが、その程度は各当事者の合意により、もし合意できない場合は、補てんの程度は“国家が規定する基礎賃金額の五十倍を超えない”と規定する。

### - 生命侵害による損害の確定

健康（※仮和訳者注 原文ママ 正しくは生命であると思われる）侵害確定に関する規定は以下の新しい点を有する：

第一に、生命侵害の場合、死ぬ前の全ての物質的、精神的損害が計算される。2005年民法610条は、死亡の前の、治療、健康整備、世話するためにかかる費用を連結するのみである。その主要なものは、物的な損害である。それによると、死んだ人、死んだ人の親戚が甘受しなければならなかった損害の全てを包括していない。そこで、生命侵害による損害の全てが、“590条が規定する健康侵害の損害”を補充した2015年民法591条1項に規定される。このように、生命侵害の場合の損害賠償費用は、生命侵害行為の時から死亡時まで発生した全ての費用からなり、精神的損害も含む。

第二に、精神損害の補てん賠償の程度が、2005年民法<sup>141</sup>と比べて、高い。それによると、2015年民法は、各当事者の合意がない場合、“国家が規定する基礎賃金額の百倍を超えない”として補てん賠償額を増している。

### - 名誉、人格、威信の侵害による損害の確定

2015年民法34条1項は個人の名誉、人格、威信は不可侵であり、法令によって保護されると規定する。特に、2015年民法の規定において、名誉、人格、威信は、人が生きている時だけでなく、死んだ後も依然として不可侵であり、法令によって

---

<sup>140</sup> 2005年民法609条2項は、精神的な損害賠償の程度は、当時者の合意により、合意ができない場合は、損害惹起者は“国家が規定する最低賃金額の30倍を超えない”で損害賠償しなければならない規定する。

<sup>141</sup> 2005年民法610条2項は、各当時者の合意がない場合、又は合意が成立しない場合は、精神的損害の補てん賠償の程度を“国が規定する最低賃金の60カ月分を超えない”と規定する。

保護されると規定する。名誉、人格、威信に対する損害を惹起したものは、賠償しなくてはならない。名誉、人格、威信の侵害による損害の確定に関する規定は、以下の注意すべき新しい点を有する。

第一に、2015年民法は、名誉、人格、威信の侵害による賠償を受ける個人、法人という二つの主体の分類<sup>142</sup>をやめた。2015年民法592条1項によれば、個人と法人は同じく、名誉、人格、威信を侵害され得る。

第二に、名誉、人格、威信の損害の確定は、拡大され、損害を制限し、克服するための費用に留まらない；実際に消失した収入又は減少した収入という、“法令の規定によるその他の損害”に拡大される。

第三に、名誉、人格、威信についての法令に反した侵害により賠償しなければならない者は、他者の名誉、人格、威信を直接侵害した人だけでなく、人の名誉、人格、威信が侵害された場合に賠償責任を負う全ての人を含む。

第四に、物的、精神的損害の賠償の程度は、名誉、人格、威信を侵害された人それぞれに対して確定される。

第五に、名誉、人格、威信の侵害による損害について、名誉、人格、威信を侵害された人ひとりに対する最大の賠償の程度は、国家が指定する基礎賃金額の十倍を超えない（592条2項）。

#### **- 生命、健康の侵害による損害賠償享受期間の確定**

2015年593条は、損害賠償計算の時点につき、労働能力を完全に失った時、又は生命を侵害された人が死んだ時、死んだ人の成胎した子が生まれて生存する時、と具体的に確定した。2015年民法のこの規定は、2005年民法の、損害を受けた人が損害賠償を享受できる時点確定についての不都合を克服し、統一的な法令の適用の担保に貢献する<sup>143</sup>。

---

<sup>142</sup> 2005年民法は、個人、法人を分けて、相互に違う指標を有していた。それにおいては、個人は、名誉、人格、威信という十分な指標を有しているが、法人は、名誉と威信という指標を有するのみである（611条1項）。実際において、侵害された主体が個人でなく、会社（法人）であり、侵害された対象が、車検書類（財産ではない）の侵害のような名誉、威信、財産でなかったことが発生した。

<sup>143</sup> 2005年民法612条は、生命、健康侵害を受けた者が損害賠償を享受できる期間を具体的に確定しない。この条は、裁判所が損害を受けた者への損害賠償の始期を確定する場合に困難を惹起する。損

- 名誉、人格、威信の侵害による損害について

名誉、人格、威信を侵害された者、一人に対する最高額は、国家が規定する基礎賃金額の十倍を超えない（592条2項）。

## 5. 具体的な場合における損害賠償

2005年民法と比べて、2015年民法に具体的に規定される契約外損害賠償の各場合は、変更が多くない。2005年民法と比べた具体的な場合における契約外損害賠償の新しい点は、以下の内容を有する。

- **2015年民法の損害賠償の節の構築は**、2005年民法と比べて、より簡略化されている。2015年民法における具体的な場合における損害賠償の節は、15の契約外損害賠償の場合に該当する15の条からなり、2005年民法の契約外損害賠償の節に比して少なく、一つの場合に一つの条が該当している。具体的には、民法の規定における科学性及び国家賠償法の規定に対する統一性を保証するため、2005年民法の幹部、公務員が起こした損害賠償（619条）と訴訟機関における権限のある人が起こした損害賠償（620条）に関する2005年民法の2つの規定を合わせて、公務執行者が加えた損害の賠償に関する一つの条文（598条）にした。それによると、国家は、国家賠償責任法に規定に従って、公務執行者の法令違反行為が惹起した損害を賠償する責任を有する。

### - 動物が起こした損害の場合：

動物の所有者、占有、使用者は、動物の占有使用が法令に反する場合で、故意過失がある場合、連帯して損害賠償責任を負う<sup>144</sup>。このように、この規定によれば、2つの対象の集まりが、動物が惹起した損害につき連帯して責任を負わなくてはならない。つまり、動物が法令に反して占有、使用された場合における、法令違反の動物占有者、動物使用者と、それにつき故意過失ある動物所有者、動物占有者、動物使用者である。

---

害を受けた者が死んだ日から、判決を出した日から、子が生まれて生存した日から、と裁判所は考えることができる。それを通じて、各裁判所の各判決は、損害賠償の始期に関して、統一されない。

<sup>144</sup> 2015年民法 603条3項

### - 樹木が引き起こした損害賠償：

2015年民法604条は、樹木の所有者、占有者、管理を委ねられた者はその樹木が惹起した損害を賠償しなければならないと規定する。2005年民法の樹木が惹起した損害賠償の規定と比べると、この規定は、以下の各内容を通じて新しい点を多く有する：

第一に、樹木が惹起した損害を賠償しなければならない対象を拡大する。2005年民法626条は所有者だけが損害賠償しなければならないとするが、2015年民法614条は拡大して、他の2つの主体、占有者と管理をゆだねられた者の2つを加えた。管理をゆだねられた者、という対象を補充したことは、その他の主体が占有している時に、管理される樹木が引き起こした損害を包含する<sup>145</sup>。

第二に、損害賠償の責任内容である。2005年民法においては、所有者は、樹木が“倒れる”、又は、“折れる”ことにより損害を惹起する場合にのみ損害を賠償することを規定するが、2015年民法において規定されるのは、樹木が損害を惹起したすべての場合である。実際にも、樹木が損害を惹起するが、“倒れる”又は“折れる”わけでない場合は多い<sup>146</sup>。

### - 住宅、その他の構築物が生じさせた損害の賠償：

2005年民法627条においては、倒れ、破損し、崩れて損害が惹起された場合を規定するが、2015年民法605条は、住宅、その他の建築物が惹起した損害全ての場合に拡大されている。2015年民法584条2項に規定される不可抗力、又は完全に被害者の故意過失がある場合は除かれる。2015年民法605条の新しい内容は、施行者は、住居、その他の構築物が損害を惹起させたことに故意過失がある場合は連帯して損害賠償しなければならないことである。これは、施行者自らが工事を実施する中で、施行者の責任を高度化することを狙った規定である。

---

<sup>145</sup> 例；国家が代わりに管理する、全人民所有に属する土地の樹木のように、国家が自らの職能、任務、権限を樹木管理会社に委ねる。樹木会社が管理する過程で、樹木が損害を惹起した場合、樹木会社が賠償責任を負う。

<sup>146</sup> 例；生育の過程で、隣の壁を割ることを引き起こした；野生の植物の根が家、庭の土台を引きはがした....これらの場合に樹木は折れ、倒れたわけでないが、他の主体に対して損害を引き起こしている。

### - 死体の侵害による損害賠償；

侵害されたそれぞれの死体に対する最高の賠償額は、国家が指定する基礎賃金の三十倍を超えない（606条3項）<sup>147</sup>

### - 墓の侵害による損害賠償

2015年民法607条は、墓の侵害による物質的損害賠償責任に関する2005年民法629条を承継したことに加えて、精神的損害の補てんのための金銭賠償の項を一つ補充した。侵害された墓それぞれに対する最高額は、国家が規定する基礎賃金額の十倍を超えない（2015年民法607条3項）。607条3項が具体的に規定するのは、“他人の墓を侵害する場合において賠償責任を負う者は、この条2項の規定に基づく賠償及び死者の相続順位に従って親族に精神的な損失を補てんするためのその他の金銭の賠償をしなければならない；これら親族がいないときは、死者を直接養育していた者がその金銭を受けとることができる；精神的な損失を補てんする賠償額は、各当事者の合意による；合意することができない場合、侵害されたそれぞれの墓に対する最高額は、国家が指定する基礎賃金額の十倍を超えない”。このように、個人、法人が他者の墓を侵害する行為をして損害を惹起した場合、死者の親戚に対して、物的な悪い結果を克服するための各費用を入れるだけでなく、精神的な悪い結果を克服するための各費用を入れなくてはならない。

## XXII 相続<sup>148</sup>

2015年民法の相続に関する第四編は、総則、遺言による相続、法定相続、遺産の精算及び分割について規定する。この編は53条を有し、その中で、33条が修正されている。修正された条の中で21条は技術、用語に関する修正である；12条は以下の、主要な新しい点に関する基本的内容の修正である。

### 1. 遺産管理者の権利について

---

<sup>147</sup> 2005年民法628条は、精神的損害賠償を、一人の死体と複数の全ての死体とで区別しない（違法に侵害された死体がたくさんある場合）

<sup>148</sup> 参考資料；中部地域の実務者向けの、司法省民事経済法局及びJICAが、ダナン市で、2017年2月20日に実施した、2015年民法の新しい基本的論点を紹介するセミナーの資料

2015年民法616条の規定<sup>149</sup>によれば、遺産管理者となることができるのは、(1)遺言者が指定した者(2)相続人が合意して決めた者(3)遺産の現に占有、使用、管理している者(4)権限を有する国家機関、である。2005年民法の遺産管理者の権利についての規定に加えて、2015年民法は2つの遺産管理者の権益の内容をよりはっきりと補充した。具体的には、

**- 遺産管理者は遺産保管費用を精算できる :**

2005年民法640条は、遺産保管は遺産管理者の権利の一つであると規定していない。その中で、2005年民法683条9項は、再度、“遺産保管費用”は優先的に精算される費用の一つであり、この条は一貫して不足している。2015年民法は618条1項c号及び2項を補充してこの制限を克服した。それによって、遺産管理者は“遺産保管費用の清算を受けることができる”。遺産管理者の遺産保管費用を精算できることを直接規定することに加えて、2015年民法658条は、優先精算される費用の中で、遺産管理費用は3番目に位置させる(2005年民法683条9項では、9番目であった)。この修正は、遺産管理者は財産の価値を維持、増加させるために、労力、費用を投入する者であるという原理からの出発である。というわけで、優先精算を受けるにふさわしいものである。具体的には、2015年民法307条1項は規定する：“質、抵当財産の処分により得られた金員は、質、抵当財産の保管、保持及び処分経費を弁済した後、本法典308条に規定する優先順位に従って弁済される”。

**- 遺産管理者は合理的な報酬額を得ることができる ;**

2005年民法(640条1項b号、2項b号)は遺言又は相続人の合意に従って遺産管理人が報酬を得るという規定をやめたが、2015年民法618条3項は以下を補充した：“相続人間で報酬の額につき合意ができない場合は、遺産管理者は合理的な報酬額を得ることができる”。このように、2015年民法は遺産管理人の報酬受領権を認める。報酬額は、遺産管理人と相続人間の合意による。各当事者が合意できない場合、裁判所は具体的な場合に、合理的な報酬を決定する根拠がある。

## 2. 遺産受領の拒否

---

<sup>149</sup> 2005年民法では、遺産管理者についての規定は、638条に体现されている。

遺産受領拒否は、相続人の権利の一つとして民法典に残っている。しかしながら、相続人と関連を有する主体の権益のバランスを担保するために、相続人の遺産享受権の拒否は法令が規定する諸条件に合致しなければならない。2015年民法620条に従えば：

- 相続人は、他人に対する自らの義務履行を逃れることを目的とする場合を除き、遺産受領の権利を有する。
- 遺産受領拒否は、文書によりなされ、周知のために遺産管理者、他の相続人、遺産分割の任務を引き受ける者に通知されなければならない。
- 遺産受領拒否は、遺産分割時点より前に表現されなくてはならない。

2015年民法は、以下の2つの新しい点を有している。

**- 遺産受領を拒否した主体は、遺産受領拒否文書を送付しなければならないことについて：**

2005年民法642条の規定と比較して、2015年民法は、遺産拒否文書は“遺産管理者”全てに送付されなくてはならないとの規定を補充した。この補充は、2015年民法617条、618条の規定する遺産管理者の権利、義務に合致することを保証する。しかしながら、2015年民法典は、2005年民法のような、遺産受領拒否者は拒否文書を相続開始場所の公証機関及び社、坊、市鎮の人民委員会に送付しなければいけないとの規定を残さなかった。その代わりに、620条2項は“周知するため”に各主体に文書を送付することを明確に肯定した。

**- 遺産受領拒否の期限：**

2015年民法は、2005年民法642条3項<sup>150</sup>のような遺産拒否期限は6か月という規定を残していないが、拒否は遺産分割の時点の前に実施されなければならないと規定する。この修正、補充は相続に関する紛争解決の実践の出発である。裁判所の総括に従えば、遺産受領者が6か月期限内に遺産受領拒否をすることはとても少な

---

<sup>150</sup> 2005年民法642条3項は、遺産受領拒否は相続開始時点から6か月以内になされなければならない。その期限を徒過して、遺産を享受できる者が意見を表明しても、その拒否は法令上承認されず、その者は自らの相続権享受を承認することを強制される。

い。この条は、父（母）又は親族がなくなった時における、遺産問題又は遺産分割問題に至ることを常時避けようとする、ベトナム人の文化からの部分的出発である。それによれば、少なくない場合において、遺産を残した人が死んで2、3年後に、遺産分割が問題となり、相続に関する紛争が発生する。相続を享受できる範囲に属する人の多くは、紛争に参加したくないので、又はその他の理由で、相続遺産を受領したくなく、遺産受領拒否の覚悟を有する。これらの人は、裁判所に遺産拒否を求め、裁判所が承認すれば、遺産拒否期限に関する規定に違反する：裁判所がこの権利実施をさせない場合は、彼らの明確な意思は保証されない<sup>151</sup>。このため、2015年民法は、遺産受領拒否は遺産分割前になされなければならないとするこの規定を修正、補充した<sup>152</sup>。このように、相続遺産拒否の期限は、相続開始の時点から遺産分割まで、つまり、相続人は例外なく、遺産分割をする前まで遺産受領拒否ができる。しかしながら、この期限は、相続の時効の期間より長くすることはできない。つまり、動産につき10年、不動産につき30年である（2015年民法623条）。

### 3. 相続の時効について

2005年民法によれば、相続の提訴時効が相続開始の時点から計算され、4種類の時効に分かれていた：(1)遺産分割請求の提訴時効は10年(2)自らの相続権の確認請求提訴時効は10年(3)他人の相続権否認請求の提訴時効は10年(4)死亡した人が残した財産に関する義務履行請求の提訴時効は3年。

2015年民法623条は、相続開始時点より、自らの相続権の確認及び他人の相続権の否認を請求する相続人の時効が10年であるとして（2項）、死亡した人が残した財産に関する義務履行請求の時効は3年であるとして（3項）元の精神を維持している。遺産分割請求につきにつき、2005年年民法は、10年であり、動産にも不動産にも適用されると規定した。10年の期間が経過したが、相続人が分割請求の提訴を

---

<sup>151</sup> 実際には実施される規定は“相続開始の日から6か月が過ぎても遺産受領の拒否がない場合は、相続を受けることに同意したとみなされる”という2005年民法642条の規定であり、この規定は合理的でないと思われる。なぜなら、相続人は遺産分割まで依然として遺産を受領しない権利を有しており、裁判所を含めた誰も受領を強制することができない。合意による手続き又は司法手続きに従って遺産分割される時、相続人は、債務を避けるための遺産受領拒否の証明の根拠がある場合を除き、遺産受領拒否権を依然として有している。

<sup>152</sup> “遺産分割前の時点”とは裁判所が、（紛争があるときに）判決、決定を出す前、又は人民委員会が（相続人が互いに合意をする場合に）相続に関する合意を承認する前、と理解できる。

しない場合、提訴期限が終了し、裁判所への遺産分割請求を提訴した時、裁判所はそれ以上その民事事件を解決受理できない。しかし、提訴時効の終了した遺産に対する悪影響を如何に解決するか、その相続遺産は誰の所有権に属するのか、2005年民法は依然として未解決の部分があった。この条は、相続に関する提訴時効が終了して、一時棚上げになり、所有権を登記できず、民事取引に参加する時に、困難に直面している多くの財産の状態を案内するものである。この制限を克服するため、2015年民法は、相続開始後、不動産につき30年、動産につき10年の期限の後に、相続人が遺産分割を請求しない場合、相続遺産は以下のような案内に従って処理される。

- (1)遺産が相続人に管理されている場合は、その遺産は相続人の所有権に属する（623条1項a号 ※仮和訳者注 原文ママ、正しくは623条1項本文と思われる）。
- (2)遺産を管理する相続人がいない場合、“本法典236条の規定に基づき遺産を占有する者の所有権に属する”（623条1項a号）<sup>153</sup>。
- (3)相続人がおらず、現に占有する者もない場合、遺産は国家に属する（623条1項b号）。

この修正、補充は社会の財産の濫費を避け、財産の法律状態を安定化、明白化する原則より出発している。それによると、相続人が遺産を享受することはその相続遺産に対する所有権を有することと同義であるが、不動産につき30年、動産につき10年の間に、相続人が遺産分割請求せず、法令が許している権利を実施しない場合、自らの財産に関心がなく、社会の財産を濫費するのと同義である。この場合、相続人は、享受できる遺産に対する所有権をなくす。さらに、このような規定は、社会の安定と発展の担保を狙ったものである。なぜなら、もし遺産請求の時効がなければ、遺産を現に占有している者は、分割できるようになった後に毎年、財産がいつ分割されるかを知ることはない；それにより、相続人は財産の発展のための保

---

<sup>153</sup> 2015年民法236条は、法令の根拠なく財産を占有し、利益を得ることによる時効に従った所有権の確立につき規定する。“法令の根拠はないが、動産につき10年、不動産につき30年、善意無過失、連続、公開的に占有する者、財産に関して利益を得る者は、占有を開始した日から当該財産の所有者となる。ただし、本法典、その他関連を有する法律が異なる規定をする場合を除く”

管、修繕を安心してすることができず、破損した状態を残し、濫費をすることになる。

上記に述べた新しい点に対して、2015年民法623条は、2005年民法の前にある不都合の解体に貢献するのである。

#### 4. 合法的遺言

##### - 合法的遺言の内容について：

2005年民法は、合法的遺言の条件の一つとして、“遺言の内容は法令、社会道徳に反しない”こととする。しかし、“社会道徳違反”とは相対的概念であり、相互に異なった理解の仕方ができる。そこで、2015年民法は、上記の条件を修正して“遺言の内容は法律の禁止条項に違反しない”とした。

##### - 合法的な口頭による遺言の条件について

2005年民法は、“口頭で遺言をした者が最後の意思を表現した日から5日以内に”遺言は公証又は確証されなくてはならない、と規定する。この規定は、公証法と合致せず、5日より長い休日の祭礼の期間に合致しない。そのため、2015年民法は、以下のように修正した：(1)口頭による遺言を公証、確証しなければならない期間は、口頭による遺言をした者が最後の意思を表現してから“5営業日”(2)公証、確証の内容について；公証人又は権限を有する機関が、口頭による遺言を公証、確証するが、“証人の署名、指紋の押印の確認を確証するのみ”である。

#### 5. 遺言の内容について

2015年民法は遺言の内容について、適宜に、柔軟に対応することを規定しており、それによると、2005年民法653条のように遺言の内容を“明記する”と規定する代わりに、2015年民法631条は遺言の内容を“以下の具体的内容からなる”と規定する。それは、遺言をした年月日；遺言者の氏名と居所；遺産を享受する個人の氏名、機関、組織の名称；残した遺産と遺産の存在場所。この内容以外に、遺言は他の内容を有することはできる。

2005年民法と比較して、2015年民法は、2005年民法653条1項が規定する“遺産を享受できる個人、機関、組織の条件を明確に確定する”内容、及び“義務の履行

者、義務の内容”を廃棄した。なぜなら、実際にはこの内容を有する遺言をする必要がないからである。

## 6. 遺言作成の証人について

2015年民法は、2005年民法654条の元の精神によって立っている。具体的には、遺言の証人になれない者は以下からなる：遺言又は法令による相続人；遺言内容に関連する財産の権利義務者；未成年者、民事行為能力喪失者。しかしながら、2015年民法23条と合致させるために、2015年民法632条は、遺言の証人になることができない者として、行為認識制御困難者を補充した。

## 7. 夫婦共同遺言について

2005年民法は、夫婦共同遺言について3つの条を有していた。それは、夫婦共同遺言（663条）；夫婦共同遺言の修正、補充、変更、廃棄（664条）；夫婦共同遺言の法令上の効力（668条）。實際上、夫婦共同遺言に関する規定の実施は多くの困難に直面し、相続人の正当な権利利益に影響を与え、相続開始の時点、遺産分割時点で、“遅れる”ものであり、相続に関する原理に正しくない。

2015年民法は、もう夫婦共同遺言を規定しない方向で修正をした。しかし、夫婦共同遺言又は個人の集団が共通遺言を作成することを禁止する規定も有していない。このように、夫婦が共同遺言を作成した場合、遺言の効力を決める遺言の共通原則を適用する。それに従うと、夫婦共同遺言は、民法が規定する遺言の合法性に関する各条件及び遺言の形式条件に合致すれば、依然として、公認されうる。共同遺言を作成した妻、夫の一人が先に死んだ場合、遺言が効力を有する時点については、その者の割合的な遺言が、その者が死んだ時点—相続が開始する時点から効力を有する。

## 8. 紛失、破損した遺言について

2005年民法は、破損した遺言及び未分割の遺産をみつける方向での解決が規定されるのみであったが、相続遺産を遺産分割した後に遺言が見つかった場合にいかに解決するかにつき言及していなかった。2015年民法642条は、上記の場合を処理するために3項を補充した。具体的には、“遺産分割後に遺言を見つけた場合、遺言に従った相続人が請求すれば、遺言に従って再分割しなければならない”。

## 9. 遺言の内容の解釈について

2005年民法673条は、遺言が明確でなく複数の異なった解釈ができるが、相続人間で遺言の理解の仕方につき一致しない場合、遺言がないと見做して、法定相続に関する規定を適用して遺産分割すると規定する。2015年民法648条は、この規定を以下の方向に従って修正した：遺言内容の理解につき相続人間で一致をみない場合、裁判所に解決を求める権利を有する。この修正は、遺産を残した者の意思が尊重されるという原則からの出発であり、遺言を解釈できないという理由で被相続人の意思を否定し、遺産がないものとみなして、法定分割をすることはできない。

## 10. 遺産分割の制限

2005年民法に従うと、遺言作成者又は相続人が遺産分割についての意思を表明したが、その遺産分割が生き残った妻又は夫及び家族の生活に重大な悪影響を与える場合は、存命当事者は裁判所に遺産の部分の確定と、相続機関の開始から3年を超えない期間で、遺産分割の制限を請求する権利を有する。

この精神にのっとり、人道思想、残された者の保護をしても依然として困難に直面するので、2015年民法は補充した：“3年の期間が経過しても、存命当事者は遺産分割が依然として家族の生活に重大な悪影響を与えることを証明して、裁判所に対して、3年を超えない期間の1回の延長を請求する権利を有する”。

## XXIII 外国的要素を有する民事関係に対して適用する法令

2015年民法における、外国的要素を有する民事関係に対して適用する法令である第5編の作成は、国家の司法改革、法治国家、社会主義的市場経済の建設、国際参入、2013年憲法の規定の具体化についての根本的な主張の体制化を狙っている。それによれば、2005年民法修正に対する共通の指導観点及び基本的方向付けの他に、外国的要素を有する民事関係に適用する法令である第5編の作成は、2005年民法第7編修正の上に、以下のような方向付けをすることに集中している。

第一に、2005年民法第7編の規定に言及されていないことの克服であり、実質規範（各当事者の具体的権利義務の規定）と比較して、第5編に規定する抵触する各

規範（適用法令に関する規定）の重要性を肯定し、その優先順位をつけ、各専門法にある抵触規範と比較して2015年民法5編5章の総則規定にある外国的要素を有する民事関係に対して法令を選択し、適用する原則に関する各規範の優先順位を確定する。

第二に、ベトナムの外国的要素を有する民事関係に対する法令の選択と適用に関する規定と国際共同の国際私法に関する基準と規則とのバランスをとることである。

基本的部分に関して、2015年民法第5編は依然として、2005年民法第7編の構造及び順序に基づいているが、3つの章を修正、整理してより明確にしている。その章は：第25章総則；第26章個人、法人に対する適用法令；第27章財産関係、身分関係に対する適用法令、である。

この編の呼称もまた、2005年民法の呼称である“外国的要素を有する民事関係”と比較して、第5編が外国的要素を有する民事関係に対して適用する法令の調整をする抵触法規範であり、その特殊性を明らかにするため、“外国的要素を有する民事関係に適用する法令”に変更されている。

2015年民法第5編は、総数で25条あり、2005年民法第7編に比して5条増えており、元のままの条文はなく全て修正、補充されている；その中で、6条（2つの条がより合致するその他の条項に結合した）がなくなり、7条が補充され、一つの条が5つに分かれた<sup>154</sup>。

---

<sup>154</sup> 2005年民法第7編の6か条を簡略に言えば；(1)民事行為の無能力者、喪失者又は制限能力者の確定についての2005年民法763条は、実質的な民事行為の無能力者、喪失者又は制限能力者の確定が民事行為能力の内容及びの一つであるので、この問題は個人の民事行為能力を規定する2015年民法の674条にまとめられた；(2)2005年民法770条は民事契約の形式についての規定であり、この問題は契約に適用する法令で一般的に調整できるので2015年民法683条にまとめられた；(3)2005年民法771条は、隔地者間の契約締結についての規定で、一つの契約の形式であるので、契約に対する適用法令についての2015年民法683条で調整される；(4)774条、775条、776条は外国的要素を有する著作権、外国的要素を有する工業所有権及び植物品種に対する権利、外国的要素を有する技術移転についての規定であり、詳細は知的所有、技術移転についての専門の特別法で既に規定されている。

新しく補充された7条は、669条（複数の法令体系を有する国の法令の適用）、667条（外国法令の適用）、及び適用法令確定についての条項；677条（財産の分類）、679条（知的所有権）、682条（後見）、685条（法令の根拠がない財産の占有、使用、受領利益の返還）；686条（事務管理）。

2005年民法759条は、ベトナム社会主義共和国の民法、国際条約、外国法及び国際慣習の適用についての規定で、2015年民法では5つの条に分けられた。その各内容は；外国的要素を有する民事関係に適用する法令の確定（664条）、外国的要素を有する民事関係に対する国際条約の適用（665

第5編の内容は、具体的な外国的要素を有する民事関係に参加する主体の適用法律の選択権を広くする方向に従ったアプローチ方法に関する基本的部分の変更があり、外国的要素を有する民事関係に対する最密接関係を有する地の法令を適用する原則の基づいた各抵触法規を作成する。各変更は、ベトナムにおける外国的要素を有する民事関係に対して法令を確定して適用することに対して、適用の土台となる規則を設立する規定である第25章（総則規定）に集中している。

## 1. 適用範囲

第5編の最初は、“この章は外国的要素を有する民事関係に対して適用される法律を規定する”という規定があり（663条1項）、2015年民法第5編を、外国的要素を有する民事関係（すなわち、各抵触法と外国的要素を有する民事関係に対する法令適用原則であり、外国的要素を有する民事関係における各当事者の権利義務に関する実質的規範を含まない）に対する法令の確定及び適用に関する問題の調整に集中することを肯定することを狙っている。

同時に、663条1項2段は、民法第5編と各専門法との関係をはっきりと規定する。それによって、各専門法における抵触法規範は、2015年民法664条から671条に規定される外国的要素を有する民事関係に対する法律の確定と適用に関する原則に反しない場合に、各専門法における抵触法規範が適用されるのみである。これは、2015年民法第5編の優先的位置を肯定する重要な新しい規定である。広く承認されている共通原則に従って、専門法は、一般法に比べて優先的適用できる。しかし、663条1項にある規定に対し、この原則は、絶対的に上回るものではない。専門法は、民法典に反しない場合のみに適用されるものであり、一般的に言って、2015年民法は専門法の土台となり、国際私法に関する法令系統の土台であるという観点を体現する<sup>155</sup>。

---

条)、国際慣習の適用(666条)、参照法令の範囲(668条)、外国法令を適用しない場合(670条)である。

<sup>155</sup> この条は、現代において、航海法、ベトナム民用航空法、商法、投資法のようなたくさんの法律文書があり、外国的要素を有する民事関係において適用法令の抵触を解決するための相互に異なった規定があるという形式を処理することを狙っている。同時に、異なった法律における特殊民事領域における各抵触法規範の発展を予見している。

663条2項にある外国的要素を有する民事関係の概念は、2005年民法に比して、3つの考え方をより明確に分ける方向性に従って、修正された。それによれば、外国的要素を有する民事関係は以下の各場合の一つに属する民事関係である。

a)各当事者の少なくとも一つが外国の個人、法人

b)各当事者がベトナム公民、ベトナム法人であるが、その確立、変更、実施又は終了が外国で発生した

c)各当事者がベトナム公民、ベトナム法人であるが、その民事関係の対象が国外にある。

#### 663条2項a号に関して

- 確立される外国的要素を有する民事関係の主体は、2015年民法の総則の章にある関連修正と合致するように、“個人、法人”である。法人はすべての機関と組織を含む。外国国家も、外国法人とみなされる。国家という特別な主体に対する規定は、この法典の第一編5章にある（97条から100条）。

- “外国定住ベトナム人”は独立した主体であると規定しないで、国籍に従った主体の資格確定に統一することは、外国的要素を有する民事関係に対して適用される法令の事前の明白性、予断性及びある主体とその他の主体との平等を担保することを狙っている。

この規定は、“外国定住ベトナム人”の概念に関するいまだ明確でない法令の規定による現在の不都合を解決する。2008年国籍法3条3項の規定に従えば、外国定住ベトナム人とは、(1)ベトナム公民、(2)ベトナム出身者で外国公民であって、長期間外国に居住、生活する者（血統に従って確定されうるベトナム国籍を依然有していた、又は、血統に従って確定されうるベトナム国籍を依然有していた者の子孫である）。しかし、現在、長期間における外国の居住、生活の明確な期限の規定がないので、確定されるのは“長期間”である。

付け加えると、“外国定住ベトナム人”についての規定がないことは、外国的要素を有する民事関係の範囲を縮小するものではない。外国定住ベトナム人が外国公民

である場合は、この対象に参加することを有する民事関係は、外国的要素を有する民事関係である（663条2項a号で言及される外国の個人に属する）。外国定住ベトナム人が、ベトナム公民である場合は、その者が参加する民事関係で、外国で確立、変更、実施、終了するもの、又は外国の民事関係の対象となる財産で、この条2項b号、c号にある調整範囲に属するもの、である。その他の民事関係で、ベトナム国籍を有する外国定住ベトナム人が主体となって、ベトナムにおける完全な民事関係に参加する場合、その他のベトナム公民<sup>156</sup>に対するように平等に扱われることが必要である。

#### 663条2項b号について

外国的要素を有する民事関係を確定するための指標である“外国の法令に従って、その関係を確立、変更、終了させる根拠が外国において発生した”は2005年民法に規定されているが、真に合致していない。なぜなら、関係の確立、変更、実施、終了の根拠として具体的な一つの国の法律に従った場合、適用法令確定の必要性についてそれ以上取り上げることができないからである。それによれば、2015年民法は、“外国において、その関係を確立、実施、又は終了すること”と修正している。

#### 663条2項c号について

“外国における民事関係の対象”という表現は、外国で実施されなくてはならない業務を対象とする外国的要素を有する民事関係全部を包括するため、2005年民法758条の規定にある“民事関係と関連を有する財産”という表現に代わって使用されている。民事関係の対象が財産である場合、この号の規定の仕方はより明確で、その外国的要素を有する民事関係と関連する財産の範囲についての解釈がとて広くなることを制限する。

## 2. 外国的要素を有する民事関係に対して適用される法令の確定について

---

<sup>156</sup> 各主体が完全に平等に、自己責任に基づいて民事関係に参加する場合、民法のような司法におけるアプローチ法と完全に異なった、国籍法、投資法、土地法のような各法律における外国にいるベトナム人を吸収、結合する政策に関する規定に留意する必要がある。民事関係において、主体の責任、権利及び義務を明確に確定するため、法令の避ける状態を避けるために、主体の法的資格は明確に確定される必要がある。

2015年民法は、外国的要素を有する民事関係に対して適用される法令の確定は、ベトナムが加盟する国際条約及びベトナム法にある各抵触法規範に基づき、と規定する（664条1項）。この項にある規定の仕方は、ベトナムが加盟する条約における抵触法規範が最初に優先適用され、その後、ベトナム法における抵触法規範が適用されるように見える。外国的要素を有する民事関係に対する条約の規定の適用は、2015年民法665条に具体的に規定されている。

664条も、世界的な拡大各当傾向と合致するべく、当事者の外国法令適用選択権に関する規定を広げる方向性に従って、外国的要素を有する民事関係における各当事者の選択の従うことを根拠として適用法令を確定するための基礎を規定している。それに従って、2015年民法664条2項にある規定は2005年民法759条の原則を発展させた：各当事者は、抵触法規範が適用法令は各当事者が選択した法令であると案内する時に、法令選択権がある。2015年民法は、外国要素を有する委任のない業務の実施により発生する義務関係（686条）及び外国的要素を有する契約外損害賠償関係（687条）など、契約以外の場合において、各当事者の適用法令選択権を補充もしている<sup>157</sup>。

664条2項の規定は、正しい抵触法規範<sup>158</sup>の範囲外であるため、各当事者が選択した法令が当然に適用されず、完全には一致しないことを肯定する必要があるの

---

<sup>157</sup> 外国的要素を有する民事関係の各当事者が適用法令を選択する幅を広くする場合について、各当事者が身勝手に法律を選択する、外国法令の適用結果の検査を困難にする、ベトナム法令の基礎、基本原則を擁護しない、として懸念する意見が多い。

<sup>158</sup> 法令が選択できる当事者を指導する範囲は複数あるが、法令がベトナム法令が規定する条件又は具体的規定が規定する場合と比べて符合しない、若しくは好条件でないものを選択する場合、各当事者はそれ以上適用法令を選択できない。契約について規定する2015年民法683条が例である：

1. この条第4項、第5項及び第6項に規定する場合を除き、契約関係における当事者は、契約に対する適用法令の選択につき合意することができる。適用法令につき各当事者間に合意がない場合、その契約と最も密接な関係を有する国の法令が適用される。

4. 契約が不動産を対象とする場合、不動産に対する所有権、その他の権利の移転、不動産賃借又は義務履行のための不動産の使用<sup>158</sup>に対する適用法令は不動産所在地の国の法令である。

5. 労働契約、消費者契約において各当事者が選択した法令が、ベトナム法令が規定する労働者及び消費者の最低権益に影響を与える場合、ベトナム法令が適用される。

6. 各当事者は、契約に対する適用法令の変更を合意することができるが、第三者が同意した場合を除き、その変更は第三者が適用法令変更前に得た権利及び合法的利益に影響を与えることができない。

で、2015年民法670条は外国法令が適用法令として確定される具体的範囲を案内するが、範囲に違反<sup>159</sup>するので適用できない場合がありうる。

それに加えて、664条3項も、国際条約、ベトナムの抵触法規範、又は各当事者の選択に従った適用法令の確定ができない場合は、“最も密接な関係を有する<sup>160</sup>”に基づいて、“一掃”する規定をはっきりと案内する。2015年民法において、この新しい原則は、各国の一つに住所を持たないがその国の国籍を有する、多国籍を有する外国人に対して、適用法令の選択の場合に適用できることを教える（適用法令はその者が国籍を有する国の法令及び市民の権利義務について最も密接な関係を有する国の法令である）。2015年民法は、外国的要素を有する民事関係に対して“最も密接な関係を有する地”の法令が、各当事者が選択しない場合又は権限を有する機関、特に外国的要素を有する事件の解決の過程における審判機関にとって不都合なことに抵触法規がない場合、適用されると規定する。この規定はベトナム法令が“堅固に”適用されると規定する2005年民法759条1項にとって代わる<sup>161</sup>。

本質的に、法令が抵触する場合に参照される法令は、その外国的要素を有する民事関係に最も密接な関係を有する法令である（例：国籍法、常住地…具体的な外国的要素を有する民事関係に従う）。しかし、外国的要素を有する民事関係は多様であるので、法令がまだ規定していない場合に適用法令係属を終局化することができない。これら各規定は、審理機関が実際に発生した事件を処理するために、現代的な根拠を有さないベトナム法令を直接適用する事態を避けるため、同時に、外国的要素を有する民事関係を調整する法令の規定における参入を体現するために必要な

---

<sup>159</sup> 670条は、この後のこの資料において、より詳しく分析される。

<sup>160</sup> この関係は、外国的要素を有する民事関係と一つの具体的な法令体系を連結する要素であると確定され、単一の関係に付属せず多数の要素及び環境からなり、具体的な場合において総体的に評価、検討される。事前の予測性を担保し、国際私法の裂け目をさけるため、最も密接な関係を有する国が、関係法令関係群又は予測方法の使用により事前に、分類的に確定される。この予測は、他国の法令がより最も密接な関係を有すると証明された場合には変更できる。外国的要素を有する民事関係は、まだ、調整する抵触規範を有さないので、“最も密接な関係を有する”ことに基づくことは、それら関係に対して適用される法令の確定にも用いられる。

<sup>161</sup> 追加参照：グエン・タイン・トゥ、ホアン・ゴック・ビック“2015年民法による外国的要素を有する民事関係に適用する法令確定における最密接関係”、雑誌「国家と法令」2016年3（335）号、42-49、61頁。

柔軟性のある程度担保する。それはまた、自国の抵触法規を制定する場合、及びいくつかの国際条約が抵触法令<sup>162</sup>についての規定を有する場合に多くの国が使用するアプローチする方法でもある。

特に、2015年民法は、683条2項の契約の種類につき、最も密接に関係する地を明確にするように努めている。

しかし、最も密接に関係する地である国の法律の係属の確定は、実際に運用における統一性、身勝手さの回避を保証することを狙って、より具体的に案内される（最高人民裁判所裁判官評議会の決議による）。

### 3. 外国的要素を有する民事関係に対する国際条約の適用について

665条は引き続き、ベトナム法令と比較した、ベトナムが加盟する国際条約の各規定の優先原則を認めて記載している。それに従って、国際条約がまだ実質規範（各当事者の権利義務を調整するもの）及び抵触規範（適用法令を規定するもの）を有さない場合、又は外国的要素を有する民事関係の抵触規範を有する国際条約と実質規範を有する国際条約の間には、実質規範の適用を優先する。この規定は、各国際条約、又は国際条約の各規定の相互間の序列確定を狙ったものではなく、外国的要素を有する民事関係の事件の迅速な解決を狙っているのみである。なぜなら、各実質規範は法令の選択過程を短縮し、適用される法令の内容を確定するからである。このような場合はめったに発生せず、かつ、その国際条約の各規定の適用優先順序をについて関連する国際条約<sup>163</sup>の内容に従属する。

---

<sup>162</sup> 多数の国の国際私法もまた、適用法令の係属につき規定がない場合、又は各当事者が選択しない時に、最も密接な関係を有する地の国の法律が係属適用されることについて規定を有している（EUの、契約上の義務に対する適用法令についての2008年ローマ規則I及び契約外の義務に対する適用法令についての2007年ローマ規則II）；日本の2006年の適用法令についての法律、中国の外国的要素を有する民事関係に対する適用法令についての法律、ハンガリーの国際私法典、ベルギーの国際私法、韓国の国際私法...

<sup>163</sup> 例：国際物品売買契約についての1986年ウィーン条約（まだ効力を有しない）は、国際物品売買契約についての1980年ウィーン条約に影響しないと規定する。1980年ウィーン条約6条は、条約12条の条件に符合するように、各当事者がこの条約を適用しないこと又はこの条約のいくつかの条項を除外することを合意することを許可する。このように、各当事者が合意せず、ベトナムと他の外国国家がこの2つの条約に加盟しているという関係がある場合、1980年ウィーン条約が事件の迅速解決の

#### 4. 国際慣習の適用について

2015年民法666条は、各当事者が適用法令の選択ができる場合において、国際慣習の適用結果がベトナム法令の基本原則に反しないという条件のもとに、各当事者はその国際慣習を選択することができることを明確に規定する。

民事に共通する関係及び外国的要素を有する民事関係において、慣習は実際上の民事関係の多くを調整するという注目すべき役割を有する。インコタームズ（国際貿易の慣習）、UCP（信用状についての統一規則）…のような国際慣習は昔も今も實際上広く適用される。しかし、2005年民法の規定は、法令の規定、国際条約又は契約における合意がない場合の国際慣習の適用範囲を定めるのみであった。このように、2015年民法の新しい規定はこの不都合を修正し、ベトナム法令が国際実践及び国際実施に対してより合致することを狙っている。

#### 5. 外国法令の適用について

2015年民法667条は、相互に異なった理解の仕方がある外国法令が適用される場合について規定し、その適用はその国で権限を有する機関の解釈に従わなくてはならない。解釈及び法律解釈権限を有する機関は、その外国の法令の規定に完全に従属する。解釈は、独立した一つの発行機関による一つの文書に基づいてはいけないことに例外はないが、一つの判例、業務案内文書に基づくこと又は外国法令が法令規定解釈の根拠とみなすその他の方式に文字通り従うことができる。

外国法令は事件解決のために法源として適用され、適用は実際状態及びその外国における正式な解釈方法に合致することを要求する。このように、外国法令適用権限を有する機関、人は、外国法令を正しく理解して適用するために、外国法令についての見識及び外国語の可能性を、常時、練磨しなければならない。過去には、ベトナム法令の理解と解釈の方法に従って、外国法令を適用して外国法令の規定内容を解釈する、ベトナムの権限を有する多くの機関があった。このように、2015年民

---

ためにより優先されるであろう（これは仮定の例である：国際物品売買に対しての適用法令についての1986年ウィーン条約はまだ効力を有さず、ベトナムもまたこの条約に加盟しなければならないこと、に留意する必要がある）。

法はこの規定を補充して、多くの人が法令の統一的な実施を適用できるようにし、ベトナムの裁判所での訴訟過程を有利にすることを担保した。

## 6 参照される法令の範囲

668条は、適用の選択ができる法令参照範囲を明確に確定する。それによれば、各当事者が適用法令を選択する場合、適用法令選択時に当事者の正しい意思の体現を担保するために、適用法令選択の合意時に当事者が前もって考慮していない他国の法令を抵触規範が参照することを避けるために、実質法令を参照するのみである（抵触規範を参照しない）。具体的には、各当事者が2015年民法の678条2項、683条、686条及び687条の規定に従った適用法令の選択につき合意を既に有する場合、反致、転致を適用しない<sup>164</sup>。

外国法令の抵触規範の参照を許す、その他の場合は、結果として反致ができることになり、（外国法令の抵触規範が、適用法令はベトナム法令であると確定する）、転致ができることになる（外国法令の抵触規範が、適用法令は第三国の法令であると確定する）<sup>165</sup>。

## 7. 多数の法体系を有する国の法令の適用について

2015年民法669条は、当事者の法令回避をさけるため、多数の法体系を有する地の外国国家において適用される具体的な法体系の確定についての規定を尊重することを規定する。この規定は、抵触規範が連合国又はそれぞれに法体系を有する複

---

<sup>164</sup> 例：外国要素を有する契約で、各当事者は適用法令を中国法と選択する合意をした場合、適用法令は、中国の契約についての法令及び中国に関連を有するその他の法律で中国の外国的要素を有する民事関係についての抵触規範を含まないものに従った、その契約における権利義務について直接規定する規範である。

<sup>165</sup> 個人の行為能力に対する適用法令の確定の場合、2015年民法674条が、適用法令は個人が国籍を有する国の法令であると規定する。この個人がスイス国籍を有する場合、674条はスイス法令の適用を参照する。スイスの国際私法についての連邦法35条に従えば、民事行為能力は個人の常時住んでいる地の国の法令が調整する。この者が常時ベトナムに住んでいる場合、スイスの法令はベトナム法令を参照する。2015年民法第3章第一節にある、主体の行為能力についての具体的規定が適用される。この者がロシアに常時住んでいる場合、スイスの法令は第三国の法令を参照する。ロシア民法の個人の行為能力についての具体的規定が適用される

数の領域がある国（香港、マカオ、中国）で外国的要素を有する民事関係に適用する具体的な一つの法令体系を確定できないという不都合を解決する<sup>166</sup>。

## 8. 外国法令が適用されない場合

新しい規定の中の一つとして、2015年民法は、適用される法令が外国法令であると確定されたにもかかわらず、その外国法令がやはり適用されず、ベトナム法令が適用される複数の場合を明記する670条を重要なものとしている。具体的には：

(1) ベトナム法令の基本原則に反する結果が出る場合（“公序”違反に相当する）<sup>167</sup>

各国の法体系は、相互に異なった歴史、経済、文化及び社会的基礎の上につくられたので相互に異なっており、外国法の内容は完全にベトナム法令と通ずることはなく、それは当然のことである。このため、適用の選択がされる外国法令の内容につき、完全にベトナム法令と合致すること要請できない。外国法令適用の予想される悪い結果がはっきりとベトナム法令の基本原則に反する場合には、ベトナム法令の基本原則擁護のために外国法令の適用は除外される。当事者が適用法令を選択できる場合、各当事者は、適用法令を選択して選択した法令を実際に適用す

---

<sup>166</sup> 例：外国要素を有する契約で、各当事者がアメリカ合衆国の法令を適用する合意をした。アメリカ合衆国の法令によれば、その具体的な契約の場合は、適用法令はニューヨークの法令となる。このようにこの契約に適用される法令はニューヨークの法令であり、連邦の法令又は他の州の法令ではない。

<sup>167</sup> この基本原則は、各国の国際私法では“公序”という術語で表現される。これは世界中の国際私法において、広く承認され、適用されている術語である。一つの法体系においては、公序は具体的に解明される（公共の利益、又は法令、社会道徳が禁ずる事項など）が、国際私法においては、一つの時点で二つの法体系が相互に異なる政治、経済、社会的基盤の上に形成されることがあり、それらが一つの社会関係に適用され得る。公序の概念を具体的に解明することは、合理的でなく、各法体系間における相互の根本的違いを包括し、表現することはない。このように、国際私法における“公序”の概念は、判例を正式な法源として承認しない国も含めて、各国の法令で具体的に規定することができないが、事件を通じて解釈できる。公序は、人格及び婚姻家庭と特別な、主要な関係がある場合に、外国法令の適用を排斥に導く。実際において、“公序”（public order）もまた、国際条約に参加する際にベトナムに承認されるものである。それら各国際条約において、“公序”は具体的な場合における誓約実施の拒否のために引用される（例：サービスの貿易に関する一般協定 GATS の 14 条；知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 TRIPS の 27 条；外国仲裁判断の承認と執行に関するニューヨーク条約 5 条）。“公序”は、“ベトナム法令の基本原則というフレーズと比較して、よりはっきりと定義することができない。そこで 2015 年民法は依然として 2005 年民法からの”ベトナム法令の基本原則“という術語を維持している。

る必要がある際に（例：紛争の発生又は契約の解釈が必要な場合）、この条件に直ちに束縛されることはない。この条件は具体的な場合ごとの詳細についての評価を検討される<sup>168</sup>。

“ベトナム法令の基本原則”という術語に含まれるのは、2010年の商業仲裁法の規定を案内する2014年3月20日の最高裁判所裁判官評議会の決議01/2014/NQ-HĐTPの14条の国内仲裁判断破棄の根拠についての案内の中で言及される。それによって、“ベトナム法令の基本原則”とは“ベトナム法令の作成及び実施を包含する効力を有する基本的対処原則”である。この基本原則の違反は“国家利益、当事者、第三者の合法的権利利益の重大な侵犯”に至る。これら原則は憲法に規定されている原則の限界ではなく、特別法令においていくつかの原則が表現される<sup>169</sup>。

(2) 訴訟法の規定に従った必要な措置が適用されているにも関わらず、外国法令（の内容）が確定してない場合（670条b項 ※仮和訳者注 原文ママ 正しくは670条1項b号と思われる）

ベトナムの権限を有する機関だけが、訴訟法に規定に従った必要な措置が既に実施されているが、その民事関係を調整する外国法令の規定を依然として確定できない場合において外国法令を適用しないために、この条項を引用することができる。この規定は、外国要素を有する民事事件の解決における裁判所が適用する外国法令の確定及び提供についての2015年民事訴訟法481条と関係している<sup>170</sup>。それによっ

---

<sup>168</sup> 例：当事者が、外国的要素を有する民事関係を有する契約への適用法令としてイギリス法を選択した。当事者が選択する際、彼らはイギリス法令の適用がベトナム法令の基本原則違反という悪い結果を予想できるか否かを直ちに推し量ることはできない。このため、当事者間で紛争が生じて、その紛争がベトナムの裁判所で解決できる場合、ベトナムの裁判所は紛争の具体的事情へイギリス法の適用が如何なる悪影響を生じるか、を検討する。その悪影響がベトナム法令の基本原則に反する場合はイギリス法を適用することができず、その代わりに、当事者間の契約紛争を調整するためにベトナム法令が適用される。

<sup>169</sup> 例：進歩的な自発的婚姻、一夫一婦の原則は2013年憲法36条が規定する一つの基本原則である。同時に、婚姻家庭制度の基本原則として2014年婚姻家庭法2条に規定されている。

<sup>170</sup> “481条”外国要素を有する民事事件の解決において裁判所が適用するための外国法令の確定及び提供。

て、外国的要素を有する民事関係における当事者の選択に従った外国法令を適用する場合、外国法令についての情報提供義務は当事者に属する；その他の場合は、裁判所が自ら探索する、又は司法省、外交機関、適用される外国法令についての情報提供の補助をする専門の組織、個人に要求する。これは権限を有する機関に対して、外国法令の適用拒否をするためにその法令が確定できないことを理由にした訴訟活動実践中における、適用法令確定、紛争解決責任を負わせることを狙った新しい規定である。

特に、670条2項は、ベトナム法令適用による、外国法令を適用しないことの結果の処理について規定する。この場合、ベトナム法令が事件解決の法源となり、ベトナムの権限を有する機関にとって好都合となる。

## 9 時効について

2015年民法671条は外国的要素を有する民事関係に対する適用法令を規定し、同時に、その外国的要素を有する民事関係に対する時効（民事権享受時効及び民事義務免除時効を含む）の問題全てを解決する。これは2005年民法777条が外国的要素を有する民事関係に対する提訴時効を規定するのみであったことと異なる。

## 10. 無国籍者、多国籍者に対する適用法令確定根拠

---

ベトナム裁判所がベトナム法、ベトナム社会主義共和国が成員となっている国際条約の規定に従って、外国要素のある民事訴訟を解決するためにベトナム裁判所が外国法を適用する場合、外国法を確認、提供する責任を以下のように果たす

1. 当事者が適用する法律を選ぶ権利を得て、それが外国法で、その外国法適用を選択した場合、その外国法を民事訴訟を解決している裁判所へ提供する義務も発生する。  
各当事者がお互いに外国法を統一できなかった場合、もしくは必要になった場合、裁判所は司法省、外務省、外国にあるベトナム社会主義共和国の代表機関にもしくは外務省を通じて、ベトナムにある外国の外交代表機関に依頼し、外国法の提供を要求する。
2. ベトナム法もしくは、ベトナム社会主義共和国が成員となっている国際条約を外国法に適用しなければならない場合は、当事者は外国法を裁判所へ提供する権利を持つ、もしくは裁判所は法務省、外務省もしくは外国にあるベトナム社会主義共和国の代表機関に外国法の提供を要求することができる。
3. 裁判所は外国法を専門とする、機関、組織、個人に外国法についての情報提供を要求することができる。
4. 本法の規定に従って、裁判所が外国法の提供を要求してから、6カ月が過ぎるたにも関わらず、結果が得られない場合、裁判所はその民事訴訟解決のためにベトナム法を適用する。

672条は、抵触規範でないが国籍法の系列に属する抵触法を補助する。その意味は、この規定は、参照法令は個人が国籍を有する国の法令となるが、その者の国籍が特別な形式である場合；無国籍又は多国籍の場合に、適用法令確定につき明確に作用するからである<sup>171</sup>。

基本的に、このような対象に対する適用法令の確定は、居住地に基づいて確定される。居住地がない、又は複数の居住地がある場合には、その者と適用される法令体系との最密接関係に基づいて確定される。

法令適用の便宜のため、民法は“参照される法令は個人が国籍を有する国の法令であるが、その者が多国籍者であり、その中にベトナム国籍がある場合、適用法令はベトナム法令である”という規定を補充した。この規定は、2008年国籍法の“ベトナム国籍一つを持つことで、ベトナム公民と公認される”という規定に合致する<sup>172</sup>。

## 11. 個人の民事法律能力、民事行為能力について

個人の民事法律能力、民事行為能力に対して適用される法令の確定についての規定は、基本的に、2005年民法と比較して、変更されていない。原則的に、個人の民事法律能力、民事行為能力は、その者が国籍を有する国の法令に従って確定される。

しかし、2015年民法の一つの新しい点は、民事行為無能力者、民事行為能力喪失者、制限民事行為能力者の確定のための適用法令についての規定を、それらの内容は個人の民事行為能力、従前は一つの独立した条に規定されていたが（2005年民法763条）、これらの内容は個人の民事行為能力に関連するので、個人の民事行為能力についての674条にまとめたことである。ベトナム法令は、ベトナムにおける民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者又は制限民事行為能力者の確定に適用される。このように、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者又は制限民事行為能力

---

<sup>171</sup> 例：2015年民法673条1項は、“個人の民事法律能力は、その者が国籍を有する国の法令に従う”と規定する。個人が複数の国籍を有する場合は、その者の法律能力のために適用される一つの法体系確定のために、2015年民法672条2項を適用する必要がある。

<sup>172</sup> ベトナム国籍法4条。“ベトナム社会主義共和国は、この法律が異なる規定をする場合を除き、ベトナム国籍一つを持つ者をベトナム公民と公認する”という国籍原則。

者の確定根拠はベトナム法令に従って確定される。この規定は、個人の行為能力の状態を宣言するための法令適用において、ベトナムの権限を有する機関にとって好条件を作り出す。

## 12. 失踪者又は死亡者の確定について

2015年民法675条は、失踪者又は死亡者について、その者に関する最後の情報があった時点の前にその者が国籍を有していた国の法令に従う、と規定する。

失踪又は死亡した個人のベトナムにおける確定は、ベトナム法令に従う。この規定は、ベトナムの権限を有する機関が失踪者又は死亡者の確定をする際に好都合な条件を作ることを狙ったものである<sup>173</sup>。

## 13. 法人について

2015年第五編民法676条は、国籍<sup>174</sup>、名称、内部組織構造、法人と法人の構成員との関係、のような法人の身元についての問題を具体的に規定し、法人が国籍を有する地の国の法令によって調整する。法人の国籍は、法人が設立された地の国の法令に従って確定する。従前、2005年民法765条は、法人の民事法律能力についてのみ規定し、法人に関連を有するその他の問題の処理については何も述べていなかった。

## 14. 財産の分類について

2015年民法第五編は、動産、不動産という財産の分類は、財産がある地の法令に従って確定するという規定（677条）を作った。動産と不動産の分別が必要な所有権以外を包括するためであり、相続、契約もまたこの分別が必要である。従前は、

---

<sup>173</sup> 例：アメリカ合衆国にいるベトナム人が突然（自然災害で）死亡した。又は、ベトナムにいるアメリカ合衆国人が突然死亡した。これら個人はベトナムに財産を有しており、複数の相続人がベトナムにある財産の遺産分割をするためにベトナムの裁判所に死亡者の確定要求の解決を求める。ベトナムの裁判所は、ベトナム法令を根拠にしてこれらのものが死んだか否かを宣言することができる。

<sup>174</sup> 一般的に言って、法人の国籍はいまだ具体的規定がなく、企業の国籍も、かつては、2005年企業法（4条20項；企業の国籍は企業設立、企業登記の地域の国の国籍である）において規定されていたが、2014年企業法はその概念を採用しなかった。

この規定は 2005 年民法の第 7 編にあり、“財産所有権”についての 766 条だけがあるのみであった。

## 15. 所有権及び財産に対するその他の権利について

2015 年民法 678 条の調整範囲は、所有権及び財産に対するその他の権利を全面的に調整するために広くなっており、2015 年民法第 2 編の規定に合致する。所有権及び財産に対するその他の権利に対する適用法令は、財産がある地の国の法令である。財産がある地の国の法令の例外は、運送中の動産に対するもので、適用法令は関連当事者の合意による、又は動産の輸送先の地の国の法令によることになる。2005 年民法 766 条は、財産所有権に対する適用法令を確定するのみで、財産に対するその他の権利（隣接不動産に対する権利、享用権、地上権）への言及はまだなされていなかった。

注意が必要なのは、所有権に対して適用する法令と所有権移転契約に対して適用する法令の分別である。所有権移転契約に対して適用する法令は契約当事者相互の関係の調整をする。所有権に対して適用する法令は、所有者と所有者ではないその他の主体との関係を調整する<sup>175</sup>。

2005 年民法 766 条 4 項の航空機、船舶の所有権及び財産に対するその他の権利に適用する法令についての規定は省略され、2015 年民法における再度の言及又は追加の参照は必要ない。なぜなら既に特別法で調整されているからである。

## 16. 知的所有権について

2015 年民法 679 条の規定は、知的所有権の領域における一つの新しい抵触規範である。それによって、保護が要請される知的所有権の対象のある地の国の法令が知

---

<sup>175</sup> 例：外国的要素を有する民事契約において、各当事者がイギリス法の適用を合意した。当事者間の具体的合意がない場合、イギリス法は契約における相互の権利義務を調整し、契約に従った所有権の移転における相互に義務を履行する時間と時点を確定する...契約の対象がベトナムにある場合、この財産所有権に対する適用法令はイギリス法ではなく、ベトナム法である。ベトナム法はその契約に所有権発生根拠があるか否か、所有権が契約の一方当事者に対してではなく第三者に効力を有することが確立されるのは何時か（契約内で当事者が合意して直ちに確率するのか、財産の移転の後か、それとも登記手続きをしたときか）を確定する。

的所有権に対する適用法令となり、それは権利の存在、効力、登録、範囲及び保護期限に限られない。この規範は、中国、ベルギー、スイスのようないくつかの国の法令を参考にしている。

## 17. 相続について

2005年民法767条は、外国的要素を有する法定相続関係に対する適用法令についての規定であった。768条は遺言による相続についての規定であった。しかし、相続財産の範囲、相続人の確定、遺産管理など、法定相続、遺言相続に共通する問題がたくさんあった。そのため、相続についての問題を全面的な調整を担保するため、2015年民法は680条で相続に対する適用法令についての共通原則を規定した。それによって、相続は、遺産を残した者が、死ぬ直前に国籍を有した国の法令に従って確定される。相続人のいない遺産の問題を含んだ相続関係の全てがこの法令により調整される。遺言に対する適用法令は独立した条項で規定される。

この条2項は、不動産の相続権の実施に対する適用法令はその不動産がある地の国の法令であると規定する。このように、相続関係の全て（相続を享受する者、相続遺産の範囲、遺産分割…）が、依然として、相続遺産を残した者が死ぬ直前に国籍を有した国の法令に従うとする680条1項の規定に従って調整される。相続関係が解決された後、不動産に対する相続権の実施（例：相続人の所有権確立のための登記手続の実施）は、新たに、相続遺産である不動産のある地の国の法令に従って解決する。

## 18. 遺言について

2015年民法681条は遺言の形式に対して適用される係属を主に広くとっている。実際に遺言が作成された時、相続遺産を残した者は、遺言を作成した地の国の法令により作用されるほか、その者が国籍を有する国の法令、現在居住する地の国の法令、遺産がある地の国の法令も作用する。狭い規定方法は、遺言が形式に合致しないために遺言が無効になる場合が多くなる。それは、遺言の無効による悪い結果、関連を有する当事者の権利義務への影響の処理において複雑さを惹起する。現代の世界において、臨機応変に遺言を作成し、形式に符合しないことによる遺言無効を制限するために、各国は遺言の形式に対する適用法令確定に属する規定を多くとる

方向に動いている。このため、681条2項は国際実践に合致する方向で作成された<sup>176</sup>。それに従って、遺言の形式は遺言が作成された地の国の法令に従って確定される。同時に、例え遺言の形式が遺言作成地の国の法令に合致しなくとも、以下の各国の一つの法令に合致していれば、依然としてベトナムにおいて公認される。(1)遺言作成者が遺言作成時又は死亡時に居住していた地(2)遺言作成者が遺言作成時又は死亡時に国籍を有していた地(3)遺産が不動産である場合は不動産所在地。

## 19. 後見について

後見は、個人である主体の民事能力に関連する制度であり、民事行為能力を有さない者又は民事行為能力が十分でない者の保護を狙っている。この制度は民法総則に規定されている。そのため2015年民法第五編の抵触規範もまたこの関係の調整する適用法令についての規定を有している。他方、従前は後見についての抵触規範は2000年婚姻家庭法(106条)にあったが、2014年婚姻家庭法には規定されていない。それにより、被後見人の権利利益を最も良く擁護するために、2015年民法682条は、被後見人が居住する地の法令が後見関係に適用されると明確に規定している。

## 20. 契約について

2015年民法第五編の外国的要素を有する民事契約についての683条は、世界共通の方向性に合致する新しいアプローチに従って大きく変化し、契約の領域における、より臨機応変さを作り出している。具体的には：

(1) 契約における各当事者の適用法令選択の自由権をより直接、明確に肯定している。この権利は、不動産を対象とする契約、労働契約、消費者契約の場合(選択

---

<sup>176</sup> 遺言の形式に関する抵触法令についての1961年のLa Hay協定は、遺言の形式に対する適用法令選択についての具体的原則を議論の俎上に載せる。その中で、適用法令選択のための多くの係属を取り上げる：遺言作成地の法令；遺言をした者の国籍を有する国の法令；遺言した者が常時居住する地の法令；遺言をした者が遺言作成時又は死亡時に居住していた地の法令；不動産が遺言において関連する地の法令、を根拠にする。現協定は41国が参加する。たくさんの国が、遺言の形式についての抵触法令規定を作成する時に、一様に、協定の規定方法を引き継いだ。ベトナムはまだこの協定に加盟していないにも関わらず、681条2項は協定の各規定に徐々に近づくように作成されているので、世界共通の方向性への合致が担保されている。

された法令が労働者、消費者の必要最低限の権利利益に影響を与えるときはベトナム法令の規定に従う)、及び提供法令の変更が第三者に影響を与える場合、に制限されるのみである。この規定は、従前の“合意がこの法典及びベトナム社会主義共和国の他の法令文書に反しない場合”のような、確定を困難にする条件に束縛されていない;

(2) 契約に対する適用法令についての共通規定は契約に関する全ての問題を調整し、当事者が具体的に合意しなかった場合の当事者の権利義務、契約の効力、契約実施場所…に限定されない<sup>177</sup>。

(3) 契約と最も密接な関係を有する地の国の法令を適用する原則による契約履行地の法律係属の交替的採用<sup>178</sup>

2005年民法の旧規定に従った契約履行地の適用は、多くの地で、多くの国でそれぞれ履行される双務契約、契約義務に対して特別適用される法令の確定に困難を惹起し、又は参照が変わって履行される契約の実施地の事前予測に困難を引き起こす。契約に対する最密接関係地に基づいて確定される係属は、現代的で柔軟なアプローチ方法であり、2015年民法664条3項に同調する。同時に、この(683条)3項は、この(683条)2項が提起する法令に対して異なる最密接関係地の法令を証明できる場合に、適用法令確定のために補充がされている。(683条)3項の規定は、

---

<sup>177</sup> 外国的要素を有する民事契約関係において適用法令係属に対する柔軟性を担保するため、各当事者に対する有利な条件を作り出すため、適用法令選択時に、他方で法令選択回避を制限するため、各国(中国、日本、スイス...)は一様に、各当事者が契約中で適用法令選択の合意をすることを許す規定をしている。契約に対する適用法令は、契約の締結を含んだ契約の形式及び内容の全部を調整する。当事者が適用法令の選択をしない場合、適用法令はその契約と最も密接な関係を有する地の法令となる。

<sup>178</sup> いくつかの国は、この密接関係地について、(1)通常契約類型に対する密接関係地の確定(2)契約の基本的義務を実施しなければならない当事者の常住地又は住所地の法令を適用法令と規定、との方向で、法令に直ちに規定し、その後、いくつかの通常契約類型に対して具体的な規定を定める。例として、ロシア民法1211条、EUの契約義務についてのローマ規則4条。EU及び各国の経験の淘汰を引き継ぎ、2015年民法は、商業の3領域を含む物品売買契約、サービス契約及び使用権移転又は知的諸要件譲渡契約に対して最密接関係地の法令を確定する2つの項を補充した。この章は、弱者保護の精神に基づいて労働契約及び消費者契約の類型に対する最密接関係地の国についてもより具体的に規定している

契約に対する法令適用において柔軟性を作り出し、同時に、664条3項が規定する最密接関係地についての原則的規定に結合する。

(683条)4項は、契約の対象が不動産である時の各当事者の法令選択権の制限をする場合を規定する。不動産に対する所有権、その他の権利の移転、不動産賃貸借又は義務履行担保のための不動産の使用に対する適用法令は、不動産所在地の国の法令である。不動産に対する所有権、その他の権利の移転、不動産賃貸借又は義務履行担保のための不動産の使用の契約において、当事者は適用法令選択合意ができない。

(683条)5項は、労働契約、消費者契約で当事者の選択した法令により労働者、消費者に影響が生じる場合にベトナムの法令に従うという、ベトナム法令を適用する方法によって労働者、消費者の利益をより良く保護するために補充された。

(683条)6項は、法令回避の状態を避けて、関連を有する第三者の利益を保護するために補充された。それに従って、当事者が契約への適用法令を合意したが、それを変更することは、法令適用前の第三者の利益に悪影響を与えることができない。但し、その第三者の同意がある場合を除く<sup>179</sup>。

(683条)7項は、契約の形式に対する適用法令について規定する。契約に対して適用する法令は、契約の形式全てについても調整する。しかし、契約が形式違反で無効になることを制限するため、この規定は、以下の方向性に従って、契約の形式に対する適用法令に対して広く門戸を開く：契約の形式が締結地の法令又はベトナム法令に従った契約の形式に合致している場合は、その形式もまたベトナムで公認される。

この条は、契約の複数の異なる部分に対して相互に異なる複数の国の法令を当事者が選択することを制限しない。しかし、多くの法令を選択することは、契約を統一的に理解する場合、適用法令間に内在する衝突に至りうる。このように、契約に

---

<sup>179</sup> 例：第三者の利益と同調するが第三者の利益が適用法令の変更により損害を受ける場合、又は第三者が契約に従って債務者を保証するが適用法令の変更が第三者の保証する債務を増す場合。

において適用法令を選択する時、各当事者は多くの法令を選択するか否か、詳しく推し量ることが必要である。

法令は当事者が国際条約の規定を選択することもまた禁じない。しかし、国際条約は当該国間の義務を強制し、外国的要素を有する民事関係における各当事者の権利義務を調整するための十分な係属ではない。このように、当事者が国際条約の規定を選択する時は、契約に対する適用法令選択の合意ではない、一つの“止”の合意とみなされうる。このように、当事者の選択による国際条約の調整の規定が各当事者の権利義務についての具体的規定ではない場合、各当事者の権利義務は2015年民法683条2項の規定に基づいて確定される。

## 21. 一方的法律行為について

2015年民法684条は、一方的法律行為に適用される法令は、その一方的法律行為を確立する個人の居住地又はその行為を確立する法人が設立された地の国の法令であると統一する。

## 22. 法令の根拠がない財産の占有、使用、受領利益の返還義務について

2005年民法第7編は、契約外で義務が発生する基本的な場合の一つであるにもかかわらず、法令の根拠がない財産の占有、使用、受領利益により発生する義務関係に対する法令の規定を有さなかった。2015年民法第5編は、法令の根拠がない財産の占有、使用、利益受領を実施した地の法令が適用法令であることについての規定(685条)を補充した<sup>180</sup>。

## 23. 事務管理

2015年民法686条は、事務管理の場合、当事者は適用法令の選択合意をすることもできること、合意がない場合は事務管理実施地の国の法令を適用することを明確に規定する。法令の根拠がない財産の占有、使用、受領利益の返還義務について適用される法令と同様に、以前の2005年民法第7編は事務管理より発生する債務関係に対する抵触法を規定しなかった。

---

<sup>180</sup> この規定は、中国、タイ、ロシア、日本及びEUの経験を参考にした。

## 24. 契約外損害賠償について

687条は、民事関係における当事者の合意の自由権尊重原則に符号するように、契約外損害賠償に対する適用法令選択合意を当事者に許可している<sup>181</sup>。当事者が選択しない場合には、687条が、相互に異なる理解と解釈を避けるために、損害惹起行為の悪い結果が発生した地（※仮和訳者注 原文ママ 正しくは「地の法令」と思われる）を適用することを明確に規定する方向性で修正した。悪い結果発生地と損害行為実施地は同じであることが通常である。この二つの地が異なる場合は、悪い結果発生地の係属適用が優先される必要がある。理由は、被害者をより良く保護することを狙って、悪い結果発生地の法令適用が、その結果発生地における悪い結果を即座に克服する条件を作り出すからである<sup>182</sup>。

しかし、加害者及び被害者が居住する地（個人に対して）又は設立された地（法人に対して）が一つの国にある場合、各当事者が契約外損害賠償に対する法令選択をするか否かにかかわらず、その国の法令が適用される。

## X XIV 施行条項

2015年民法は、施行効力及び移行条項についての問題に関して規定するため、2つの条項（688条、689条）からなる第6編を作った。その中で：

(1) 2015年民法は、2017年1月1日から施行効力を有する。2005年民法は、2015年民法が効力を有した日から効力を失う。

(2) 2015年民法は、各当事者の権利利益の担保を狙って、2015年民法が施行効力を有する前に確立された民事取引に対して適用される移転条項を規定した。具体的には以下のように：

---

<sup>181</sup> この原則もまた多くの国が採用している（中国、日本、スイス、2007年7月11日の契約外債務に対する適用法令についてのEUのローマII規則、EUの議員及び評議会の規定番号864/2007、のよう）。

<sup>182</sup> この規定は、スイス国際私法133条2項、日本の法適用に関する通則法17条、ドイツ民法施行法40条1項、EUのローマII規則4条1項を参考にした。

- まだ実施されていないが、内容、形式が 2015 年民法の規定と異なる民事取引については、取引主体は引き続き 2005 年民法及び 2005 年民法を詳細に規定する各法規範文書の規定に基づき実施する。ただし、民事取引当事者が取引の内容、形式を 2015 年民法に合致させ、2015 年民法を適用するために修正、補充する合意を有する場合を除く。

実施中の民事取引で内容、形式が 2015 年民法と異なる場合、2005 年民法及び 2005 年民法を詳細に規定する各法規範文書の規定を適用する。

- まだ実施されていない又は実施中であるが、内容及び形式が 2015 年民法の規定と合致する民事取引は 2015 年民法の規定を適用する。
- 2015 年民法が効力を有する日の前に実施が完了したが紛争が生じている民事取引は、2005 年民法及び 2005 年民法を詳細に規定する各法規範文書の規定を適用して解決する。
- 時効は、2005 年民法の規定に基づき適用する。
- 2015 年民法が効力を有する日の前に民事に関する法令の規定に基づき裁判所が解決した事件の、監督審、再審の手続に従った異議申し立てのために、2015 年民法を適用しない。